

法務委員会
議録 第四号

平成五年四月六日(火曜日)
午前十時開議

出席委員

委員長 浜野 剛君

理事 太田 誠一君

理事 田辺 広雄君

理事 星野 行男君

理事 鈴木喜久子君

愛知 和男君

川崎 二郎君

塩崎 潤君

野田 毅君

小澤 克介君

谷村 啓介君

渡辺 嘉藏君

山田 英介君

中野 寛成君

出席國務大臣

法務大臣 後藤田正晴君

出席政府委員

法務大臣官房長 則定 衛君

法務省民事局長 清水 湛君

法務省刑事局長 濱 邦久君

法務省矯正局長 飛田 清弘君

法務省入国管理 局長 高橋 雅二君

建設大臣官房会 計課長 木下 博夫君

委員外の出席者

衆議院法制局第 一部長 内田 正文君

国土庁土地局地 価調査課長 藤田 博隆君

国土庁土地局国 土調査課長 段本 幸男君

大蔵省主税局税 制第三課長 渡邊 博史君

農林水産省構造 改善局農政部農 政課長 菊池 俊矩君

建設大臣官房技 術調査室長 城越 求行君

法務委員会調査 室長 平本 喜祿君

委員の異動

四月六日

辞任

石川 要三君

小岩井 清君

中野 寛成君

同日

辞任

川崎 二郎君

土肥 隆一君

土肥 隆一君

補欠選任

川崎 二郎君

土肥 隆一君

大内 啓伍君

補欠選任

石川 要三君

小岩井 清君

四月六日

夫婦別氏別姓の選択制の導入と続柄欄の廃止に 関する請願(伊東秀子君紹介)(第一二三四号)

同(岩田順介君紹介)(第一二三五号)

同(岡崎トミ子君紹介)(第一二三六号)

同(岡崎宏美君紹介)(第一二三七号)

同(鈴木喜久子君紹介)(第一二三八号)

同(竹村幸雄君紹介)(第一二三九号)

同(辻一彦君紹介)(第一二四〇号)

同(外口玉子君紹介)(第一二四一号)

同(長谷百合子君紹介)(第一二四二号)

同(日野市朗君紹介)(第一二四三号)

同(吉田和子君紹介)(第一二四四号)

同(伊東秀子君紹介)(第一二四八号)

同(岩田順介君紹介)(第一二五九号)

同(大島章宏君紹介)(第一二六〇号)

同(岡崎トミ子君紹介)(第一二六一号)

同(岡崎宏美君紹介)(第一二六二号)

同(鈴木喜久子君紹介)(第一二六三号)

同(竹村幸雄君紹介)(第一二六四号)

同(辻一彦君紹介)(第一二六五号)

同(外口玉子君紹介)(第一二六六号)

同(中西順介君紹介)(第一二六七号)

同(長谷百合子君紹介)(第一二六八号)

同(日野市朗君紹介)(第一二六九号)

同(吉田和子君紹介)(第一二七〇号)

同(伊東秀子君紹介)(第一二七五号)

同(岡崎トミ子君紹介)(第一二七六号)

同(岡崎宏美君紹介)(第一二七八号)

同(鈴木喜久子君紹介)(第一二八八号)

同(竹村幸雄君紹介)(第一二八九号)

同(辻一彦君紹介)(第一二九〇号)

同(外口玉子君紹介)(第一二九一号)

同(長谷百合子君紹介)(第一二九二号)

同(日野市朗君紹介)(第一二九三号)

同(鈴木喜久子君紹介)(第一二九五号)

夫婦別氏・別姓の選択を可能にする民法・戸 籍法の改正に関する請願(日笠勝之君紹介)(第 一二九四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提 出第二三三号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五 二二号)

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係 法律の整備等に関する法律案(内閣提出第五三 号)

○浜野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、不動産登記法の一部を改正する法律 案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し ます。伊東秀子君。

○伊東(秀)委員 まず、不動産登記法十七条に 関すること伺いますが、この十七条の「登記所ニ 地図及び建物所在図ヲ備フ」という規定は、国の 義務を定めた規定と考えてよろしいでしょうか。

○清水(進)政府委員 昭和三十三年の不動産登記 法改正の際に条文として初めて規定されたもので ございますが、そういう義務的な規定であるとい うふうに私も考えております。

○伊東(秀)委員 現在備えつけの地図の測量及び その作製時期はいつごろでしょうか。

○清水(進)政府委員 法十七条の地図として、そ れに該当する地図として取り扱っているものにつ きましては、戦後の国土調査法に基づく地籍調査 事業による地籍図とかあるいは土地改良、土地区 画整理の図面あるいは法務局がみずから作製し た、これはわずかでございますけれども、法十七 条の地図がございします。

しかし、そういうもののほかに、現在約三百万 枚に達する圧倒的多数のいわゆる公図と言われる ものがあつてございまして、これは法十七条の 地図には該当しないということになつてござい ます。今回これを「地図ニ準ズル図面」とい うことで法的な位置づけを明らかにしたいとい うことでございまして、このいわゆる公図の大半を 占める、旧土地台帳附属地図と言つておりますけ れども、これは明治六年から明治十四年までの間 にされた地租改正に際して作製された改租図を 基礎としてつくられたものであるというふう に言われております。地租改正というのは、要する

に地租、土地の税金を取るためにつくった図面であるということになるわけですが、この改組図につきまして若干全国的な統一がとれていない、備えつけ方法等について問題があるというようなことから、明治二十年から二十二年の間にかけて再度測量いたしまして更正図をつくった、これが現在の土地台帳附属地図の基本になっているというふうな言われているわけですが、

当時これは大蔵省の監督のもとにつくられた図面でございます。その後、明治二十二年に土地台帳規則が制定されましたに伴いまして、土地台帳附属地図として正式にその正本が税務署、副本が地元役場にそれぞれ保管されることになりましたが、昭和二十五年に台帳事務は登記所において取り扱うということになりまして、税務署で保管していた土地台帳附属地図が登記所に移管された、そして土地台帳附属地図としてその時点におきましては法的な根拠があるものとして備えつけられた、こういうことになるわけですが、

しかしながら、先ほども申し上げましたが、昭和三十五年に不動産登記法が改正されました、この十七条で地図を備えるという規定が置かれたわけでございますけれども、そこで言う「地図」は非常に精度の高い、国家基準点との結びつきのあるいわば現地復元性を持った地図でなければならぬというふうな考え方がとられたわけでございます。そして、そのとき以来、いわゆる土地台帳附属地図の法的な根拠がなくなりましたというところになるわけでございます。そういう意味で、いわゆる公図と言われるものの法的な備えつけの根拠を欠いたまま現在に至っているという実情にあるわけでございます。

しかしながら、これが土地の位置・配列関係を知る唯一の公的な資料でございますので、法十七条の地図が現在備えられていない地域におきましては、これを法的な位置づけを明らかにして取り扱いは明確にする必要があるということから今回の改正案になったわけでございます。

○伊東(秀)委員 今の御答弁を伺っていますと、

地図が精度の高いものでなければならぬ、しかしそれができていない、それで公図が唯一の土地の位置・配列を知る公的な資料になっているというところでございます。

ということは、十七条が国の義務であるにもかかわらずそれが果たされていないというふうな考えてよろしいわけですか。

○清水(達)政府委員 義務ということでございますけれども、昭和三十五年当時は、登記所にそういう正確な地図を備えたいという非常に強い願望を持って、我が国の登記行政を的確に推進していくためには一筆ごとの正確な地図が必要である、こういういわば理想に燃えてこの法律の中に地図を備えるという規定を初めて置いたわけでございます。

しかしながら、現状におきましては、全国の登記所にある約五百万枚の地図のうち、法十七条の地図としての適格性を有するものと認められるものは二百萬枚しかない。二百萬枚でも相当なものでございますけれども、まだ残りの三百萬枚の地図に相当する地域につきましては、十七条の地図がない、明治以来の公図を唯一の公的資料として登記行政を行わなければならないという実情にございます。

私もその希望といたしましては、昭和三十五年の法改正当時理想とした正確な地図をできるだけ速やかに登記所に備えられようように各般にわたって努力を重ねていきたい。現在、その主たる給源が国土調査法の地籍調査事業による地籍図でございますけれども、法務局みずからも正確な地図づくりをしていきたいということで、そのための職員の教育訓練も現在やっているわけでございます。非常に面積は少のうございすけれども、法務局独自の地図づくり作業もモデル的に現在やっているという状況でございます。しかし、残念ながら今後とも十七条地図が全国的に完備するまでには相当の期間が必要であると思っております。でございます。

○伊東(秀)委員 この地図は余りに不整備、不正

確なために、地図といましようか、公図すらも不正確なために国民の生活に非常に大きな支障を来していると言える現状にあるのじゃないかと思われるのです。

まず、建築確認申請を出そうと思つときでも、この位置関係が非常に不明確であるし、無分筆の私道の範囲も不明確であるということで申請の代理人が大変迷惑をこうむっている。それから、今回不況対策として公共事業、公共投資が大変拡大されているわけですが、新しく道路をつくる場合や拡張の際、公図に線を引いても、それが買取や補償の必要な土地と権利者の確定にならないとか、そういうことで現場の人たちが大変な作業の困難を来しているというような問題もあるわけ、昭和三十五年からもう三十四年経過しているにもかかわらずまだこういうような状況に至っているというのはいかかでしょうか。

○清水(達)政府委員 地図と申しますか、地図と土地の位置あるいは境界を考へる場合には二つの面から問題があると思つてます。

まず第一の問題としては、地図の精度が高くて、例えば現地が大水とかあるはそういう天災等により全く地上の地物が流れ去ってしまった、昔どに自分の土地があったかわからない、こういうような状態が生じたときに、地図をもとにしてこの範囲のものであるということが程度復元できる、こういう性格を持っているものでないと地図とは言えない。そういうものになるためにはやはり国家基準点、これは天文測量によって位置が決まる点でございますので不動のものでございすが、そういう国家基準点との連結をしたものでなければならぬ、こういう意味での地図の精度が一つ問題になります。

それからもう一つの面といたしましては、具体的な土地の境界の問題があるわけでございます。地図が正確であれば境界が認定しやすいということとは間違いなく言えるわけでございますけれども、では、地図が正確でありさえすれば常に境界

は正確に認定できるかという、これは必ずしもそうではない面があるわけでございます。地図というのは必然的に現地の五百分の一とか千分の一という縮尺を持った図面でございますので、必ずそこに誤差というものが出てまいります。また、技術的な制約による幅というものが出てまいります。したがって、地図を現地におろしただけで直ちに境界が決まるということにはなりません。で、具体的な現地における境界の線というのは、不動の境界線を設置してそこで境界線を明確にするということがどうしても要請されるわけでございます。そういうような精度の高い国家基準点と結びついた意味での地図と、それから所有者がそれぞれ境界にきちっとした境界線を埋めるということによつて現地の特定等の紛争が防止できるということになるわけでございます。

その一つの面である私どもの方の地図の面、これは確かに先生御指摘のように、昭和三十五年、理想を掲げた法律ができていっているわけでございますが、相当長期間経過したにもかかわらず、全国的には完全な形でまだそろっていないというのが私どもとしては大変残念でございますけれども、しかし一つには、非常に膨大な金がかかる問題と膨大な時間がかかるという問題がございまして、ある意味においては国の財政事情等を勘案いたしますとやむを得ない面もあるというふうな考えているところでございます。

○伊東(秀)委員 本来なら五百万枚の地図のうち二百萬枚しかなくて、三百萬が公図で補っているというところのようすでございます。この公図が固定資産税の課税資料になっていて、それで、それが実際の土地の形状や地積をきちんと反映したものでない、つまり登記簿上の地積や形状と課税の資料になるべき現実の不動産とが異なっているために、非常に国民の課税の不公平にもつながっているのじゃないか。そういう意味では、何と云っても、土地が国民にとって大変貴重なものである今日、たとえ、膨大な予算が必要だからできない、時間と費用を要するといつても、それはちょっと

問題ではなからうかと思うわけですが、その辺の課税の不公平等につながっているということについてはいかがお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○清水(逓)政府委員 この問題は課税という面から見ますと、現在では固定資産税ということにならうかと思えます。それから、不動産取引に伴う不動産取得税、これは価格に準拠するということでごさいます。面積等を直接に基準とするものでございまして、固定資産税が第一義的には問題になりまして、あるいは相続の際の相続税等もまた影響を受けることになると思えます。

明治の初期に地租、つまり現在の固定資産税の前身である地租を取るために土地を測量して図面をつけたという経緯がございまして、これは一般に言われていることとごさいますけれども、できるだけ税金を少なくするために面積を少なく測量して、地図も小さくつくった、こういう経緯があるというふうに言われているわけでごさいます。そういうようなことから、現実の登記簿の面積あるいはそれに対応する地図の面積というものが現実の土地の面積とは違ふ、少ない、こういうようなことが一般的に言われており、それがいわゆる縮減現象というふうな言葉で言われているわけでごさいます。

そういう現象をなくそうということで始まったのが、一つには国土庁を中心とする地籍調査事業であり、これが県の費用負担あるいは市町村の費用負担において地籍調査事業ということで現在されているというふうには私も承知しているわけでごさいます。

そういうことでございまして、これは税務行政を担当するところでお答えすべき問題だろうとは思いますが、できるだけ土地の現実の面積と公簿上の面積の食い違いというものを解消して負担の公正を図るということは重要な問題であり、そのためにいろいろな、先ほど申し上げましたような国土調査法による地籍調査事業というものも行われているのではないかと、いうふうには私

もは考えているわけでごさいます。

○伊東(秀)委員 そういった課税の負担の不公平から売買におけるトラブル、国民生活上いろいろ支障を来している。正確な地図の備えつけ、地図以前の公図は今法律上の根拠を与えるわけですが、公図のきちんとしたものを国の事業として備えつけるための予算づけということが非常に重大なことになっているのじやないかと思うのですが、法務大臣、そのあたりについての御見解をお伺いいたします。

○後藤田(逓)大臣 おっしゃるように、国民の権利関係をきちんとして整えなければならぬ、それがまた同時に固定資産税等を賦課する場合の基礎になるというふうなことで、これはやはり十七条の図面の整備も急がなければなりませんし、それからまた、それが税制上の課税の基礎にも合致するといったようなことを一日も早くやらなければならぬというところを、今伊東さんと政府委員との応答の中で私も痛切に感じておるわけでごさいます。そういう点についてはさらなる努力を政府内でも進めるように、私としても努めてまいりたい、こう思います。

○伊東(秀)委員 それから、今回の改正の中に、「第八十一条ノ二に次の一項を加える。」というのがございまして、「地図ヲ作製スル場合ニ於テ必要アルトキハ第一項ニ掲ゲタル者ノ申請ナキ場合ニ於テモ其者ノ異議ナキトキニ限リ登記官ハ土地ノ分筆又ハ合筆ノ登記ヲ為スコトヲ得」というような規定が加えられるわけですが、これは職権で、地図を作製する場合に、必要な場合に所有者または所有権の登記名義人の異議なきときに限り分筆や合筆の登記をすることができるという趣旨だと思つていますが、「必要アルトキハ」という場合はどういう場合を想定しているのでしょうか。

○清水(逓)政府委員 この規定は、先ほど十七条の地図の主たる供給源は国土調査法により登記所に送付される地籍図であるということを示し上げたのでございまして、法務局においても、予算事情

の許す限り独自に地図づくりをしようということとで現在やっているわけでごさいます。

そういう過程の中で、例えば非常に極端な例を申しますと、一つの道路がある、これは全部所有者は同じである、しかし道路をつくるに際して少しづつ買収して、あるいは買収をして、非常に細かい土地がそれぞれ分筆された形で連なっているというふうなものがございまして、そういう地域について新たに地図をつくるという場合に、その細かい小さな土地の分筆の形のままで一筆ごとの地図をつくるというのは非常にわかりにくくなりますし、余り合理的でもない、こういうふうなことがございまして、そこで、そういう場合には、所有者の方で特に異議がないというものであれば、職権で合筆をしてしまふ、こういうようなことができるようにしよう。あるいは逆に分筆をした方がいいという場合がございまして、そういう場合にも職権で分筆をすることができるようになるという趣旨でございまして、この分筆、合筆というのはある意味においては土地所有権の処分のごさいますので、土地所有者の意思を無視するということはできない。しかし、その所有者に異議がないというものであれば、登記所の方で地図づくりの際に職権でそういうふうなことをし、円滑かつ合理的な作業を実施することができるようになる、こういう趣旨の規定でございまして。

○伊東(秀)委員 私も今の趣旨には大変賛成なんです。例えば用途が同一の場合には、それがはつりした合理的な理由のない場合に合筆するとか、道路とか鉄道の軌道あるいは公共用地などの場合にも、一度合筆して、必要な場合に再分筆するよいうな、土地の範囲の確定というのですか、それをもう少しきちんとしていう形で直すということが必要にじやないかと思つておるのです。

借地権の場合に、広大な土地に、例えば千坪なら千坪にいろいろな借家が建っている、そしてその借家ごとに不動産登記法九十三条ノ三あるいは九十三条ノ四に基づく敷地権の登記がなされているけれども、分筆はなされてないのが今の現状で

すね。借地権を買収したいとかいう場合でも、分筆がなされていないために測量して分筆しなければいけない、測量の費用が莫大にかかる。そのために、売買の話が測量の費用の点でしぼんでしまふとかいうような問題も出てきています。ですから、せつかく九十三条ノ三、四という規定で敷地権の登記ができるようになっていっているのだけれど、借地権についてもなるべく分筆をしていくような政策が私は必要ではなからうかと思うのですけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○清水(逓)政府委員 区分所有建物の敷地についての敷地権の登記をどうするかということになりますとまた別な問題が出てまいらると思つてはいるけれども、敷地権という形でみんながその土地を共有して、こういうような状況に現在なっている、それをいろいろ事情があつて、共有状態ではなくてそれぞれの土地所有に分けよう、つまり土地を数個に分筆いたしまして、それぞれの人間が一筆の土地を所有するという形にしようということ

が恐らく御質問の趣旨だろうと思つてます。そういう場合には、これは一筆の土地の一部分についてそれぞれ分筆をしていくということになりますので、その地域について測量いたしまして、そういう登記の申請書には、いわゆる地籍測量図と申しておりますけれども、測量図を添付して登記の申請をする必要がある、こういうことになっているわけでごさいます。

こういう地籍測量図の作製及び分筆の登記手続につきましましては、土地家屋調査士という専門資格業者がいるわけでごさいます。これは国家試験で土地家屋調査士になるのが原則でございましてけれども、そういう資格を持った土地家屋調査士でないと業としてそういうふうなものをすることができない、こういうことになっております。

その費用が非常に高いというふうなお話でございまして、これは土地家屋調査士の報酬につきましまして、これはそれぞれの会で会則として定めて、これについて法務大臣が認可をする

ということにいたしておるわけでございます。

この報酬の認可につきましては、土地家屋調査士の業務の公共性、非常に公共的な性格が高いということと同時に、独立営業の自由業者であるという営業性、そういうものを考慮いたしまして、一般の国民に必要以上の負担をかけないようにこの報酬等の規定を調整しているところでございます。

しかし、測量の専門家が土地を測量するという事、それから非常に土地が高価になりまして、測量ミスでわずかにセンチメートルのミスが生じたということでも大変な賠償額になるという様な地域もあるわけでございまして、ある程度そういう専門技術を使うという面から費用がかさんでくるといふことは、これは否定することができないと思います。しかし、法務大臣認可の報酬規定によつて費用を請求している限りにおいては、それほど不合理な測量費用額になっていないというふうには私も考えてないわけでございます。もし不当な費用を請求するような土地家屋調査士あるいはその他の者がいるということでございます。これはまた厳しい懲戒処分が待っているというやうな事にもなっておりますので、そういうことで不法な事例というのは防止できるのではないかと考えているわけでございます。

○伊東(秀)委員 それから、先ほどおっしゃいましたように地図や公図は大変正確である、現在備えつけのものが、そのために地積が現況と縮尺のその登記簿上のものと異なっている、そのことを当事者が申し出た場合に、不動産登記法上は八十一条九ですか、地積の変更というやうな形で届け出を申請人がしなければいけないということになってはいますが、それは国の責務としての地図の方が間違えているわけですから、こういう場合には、境界を接する両当事者から地積の錯誤であるというやうな場合の申し出があった場合には、その測量の費用等を国民に負担させずに、二十五条ノ二の職権による登記に基づいてなすべきだと思うのですけれども、その辺の取り扱いがな

かなか現実にはなされていない。地積更正の登記手続の申請をしなさいというやうなことを指導しているということなんです。これは私は、十七条が国の義務であるとするなら、ちよつと不当な負担を申請人という土地の所有者でない権利者に強いていることになると考えるのですが、いかがでしょうか。

○清水(達)政府委員 本場に正確に土地の面積なりあるいは地図をつくるということとは非常に大事なことでございまして。確かにそういう面については表示に関する登記として登記官は職権でもできるといふ規定が御指摘のようにございまして。と同時に、一方では、そういう登記については所有者にも申請しなければならぬ義務というものを実は課しているわけでございまして、地積の更正等につきましましては八十一条ノ五でそういう申請義務を課しております。

なぜかというやうな事になっておるかと思しいます。たとえば登記簿に記載されている地積の表示が実際の地積と異なっているという場合には、まず土地の測量をして、その測量で正しい面積を出して、それに基づいて登記簿の記載を直すという意味での申請をしていただくわけでございまして、けれども、そういうことについて一番事実を正確に知っているのは土地の所有者であると同時に隣地の所有者であるということになるわけでございまして。したがって、現実の問題として、地積を更正するという場合には、必ず隣地の所有者に立ち会つていただくという事が必要である、この範囲を測量すればあなたの土地の地積になるというやうなことになるわけでございまして、隣地所有者の境界についての確認の書面とかそういうやうなものがどうしても必要になってまいります。

そういうことからいいますと、私人にとつて最も大事な財産である面積の確定という問題、これは観念的には表示に関する登記の一種として登記官が職権で得るといふ場合もあり得るわけでございましてけれども、具体的に測量して公簿を直

すというやうな事になりますと、これは困難であるというより、実際問題としては不可能でございいます。そのやうなことから、これまで土地の所有者あるいは隣地の所有者が利害関係人としてその承諾書をつけるというやうな形で面積の訂正なり図面の訂正をするということにならざるを得ないというふうな思ふわけでございまして。またそういうことが、ある意味において登記官が職権で誤った処理をするというやうなことを防ぐためにも必要であるというふうなことを防ぐわけでございいます。

○伊東(秀)委員 不動産登記法にまつわることはちよつとこれぐらいにしておきまして、国政調査権について、主に法務大臣を中心にお伺いしたいと思ふのです。

国政調査権というのは、各議院が憲法上与えられている諸権能を実質的に裏づける、そしてその権能の実質的な行使を可能にするという大変重大な、唯一の立法機関であり国権の最高機関である国会に与えられた権能であるというふうに私は考えるわけでございまして、まず法務大臣、この国政調査権についての法務大臣の御見解をお願いいたします。

○後藤田(秀)大臣 その点はお答えするまでもなく、やはり国権の最高機関として必要な国政調査権、これは最大限に尊重しなければならぬ大事な国会の権能であるというふうに思ふ。したがって、これは至るところで私はお答えしておるので、これは、国政調査権に対しては、政府としましては、これは法令上のいろいろな制約がありまされども、その限度の中でできる限り政府はこれに協力すべきものである、かような認識を持っておるわけでございまして。

○伊東(秀)委員 国政調査権の中には、行政監督権、国会が持つ行政監督権も含まれる。そうしますと、その行政作用が合法的にかつ妥当に行われたか否かというのも当然調査の対象になるわけで、檢察事務も行政作用である以上、当然過去の起訴や不起訴の妥当性を、妥当であつたか否かも

国政調査の対象になると考えますが、法務大臣、いかがでございませうか。

○後藤田(秀)大臣 まさに檢察も行政権の一部でございまして、おっしゃるやうな御意見は当然あり得ると思ひます。しかし、同時にまた檢察の仕事というのは、後に続く裁判との関係がございまして、準司法的な役割も担つておる、ならばその点については三權分立の関係もあるといふやうなことでございまして、先ほどお答えいたしましたように、できる限り檢察の仕事といえども国政調査権には協力しなければなりませんけれども、しかし一方、そういう檢察の特殊な準司法的作用といった点もございまして、法令上の制約が相当多いといふことはひとつ御理解をしておいていただきたい、かように思ひます。

○伊東(秀)委員 今大臣がおっしゃいましたように、後に裁判にかつたとか、現在裁判に係争中であるという事であれば、当然そういう司法権との調整の問題が出てくるかと思ふのですが、不起訴処分にしたことが妥当な行政作用でなかつたという事が今問題になっております金屏風事件、それについて先回私は、詐欺罪として告訴したいというふうに、昭和六十一年当時、この金屏風事件で特別背任罪の被告人になつた伊坂氏が檢察官に対して申し出た、そして告発調書をつくつてくれといふことを言ったにもかかわらず、檢察官は刑事訴訟法に基づく義務を果たさず、告発調書を作成せず不起訴処分のままになつたといふことをきちつと調べたいといふことで、こちらで檢察に対して、六十一年の八月十日前後に作成されたであろう彼のそういう意向を供述した供述調書を出してもらいたい、これは不起訴処分にした檢察の行政作用が妥当でなかつたといふ問題を調べるためのものであるといふことを申し上げたわけですが、それについて何ら今日まで、不問と言へばいいのでしょうか、そのままになっているという事なんです。私は、当然この問題も行政作用の一部であり、国政調査に服すべきであると考えているわけですが、法務大臣の見解はいか

がでしようか。

○後藤田國務大臣 具体的な点は私、承知をいたしておりましたので、その点については、刑事局長から後で御説明申し上げるようになります。思いますが、不起訴処分になりました件につきましては、やはり検察の仕事というのは、犯罪があればそれを調べて証拠の積み重ねの上に立って、そしてこれならば有罪の確信が持てるというたようなことについて、その調べの過程においては強権を使っても調べておるわけでございますから、一方、肝心なことは、不起訴処分等についてそれを公にするということは、今度はまた憲法上の個人の名誉、人権といったものに極めて密接な関連がございますから、そこらはお含みおきを願わないと、不起訴処分になった件について何もかも全部報告をしろと、こう言われましても、一方そういう立場からの制約があるということとはこれまた御理解をしておいていただきたい、私はかように思いますが、具体的な点については局長から答弁させます。

○濱野委員長 お答えいたします。

委員が先ほど御指摘になりましたいわゆる金屏風事件の捜査の過程で、当時被疑者として取り調べを受けておりました伊坂重昭氏と検察官との間で、捜査の過程でどういうやりとりがあったかという点につきましては、これは具体的事件の捜査の内容に立ち入ることではございますので、お答えはいたしかねるわけでございますが、ただ、今委員がお触れになりました、当時伊坂被告人と申し上げますか、伊坂被告人の方から詐欺罪で告訴がなされたということは承知していないというか、報告を受けていないわけでございます。

それから、この当時の捜査資料を国会にもう明らかにしていいではないかという御趣旨のお尋ねも含まれていると思うわけでございますが、これは大臣から今お答えがございましたように、もともと捜査資料そのものは、捜査機関が法令上の権限に基づきまして、人の名誉や秘密にわたる事項を含めて、刑事裁判での証拠とする目的で収集す

るものでございます。仮にこれを裁判以外の目的に使用したりあるいはそのことが、捜査の結果あるいはその内容が外部に明らかになることになりまると、これは関係者の名誉、人権の保護はもとよりのことでございますが、裁判一般に対する不当な影響の防止という観点、あるいはまた今後における捜査一般に対する国民の協力を確保する上からも重大な支障を生ずることになるわけでございます。刑事訴訟法の四十七条におきまして訴訟関係書類の公開開廷前における非公開の原則を定めておりますのもこの趣旨にほかならないわけでございます。そういう意味で、委員の先ほどおっしゃいました捜査資料の国会提出ということにつきましては差し控えていただいているわけでございます。

○伊東委員 今のは答弁になっていないと私は考えます。プライバシーとおっしゃいますが、当時の被告人自身が告発してそれを立件したいと申したというふうに先回東京地方裁判所で証言しておりますし、何ら被告人のプライバシーの擁護ということとは問題にならない。さらには、裁判へ影響すると言っておりますが、裁判になつてない、その問題は、結局不起訴処分にしたその行政作用が妥当性を欠くということの問題になつております。さらに今回金屏風事件を不起訴処分にしたこと自体が、やはり政治的な圧力があつたのではないかと国民の疑惑にさらされているという問題でございます。行政作用つまり検察官の検察事務の取り扱いに対する国民の疑惑がわいているとき、今の答弁は何ら理由にならないというふうに私は考えます。

もう一つ、法務大臣にどうしても伺いたいことがございますが、先回、三月十一日に小針曆二氏を、衆議院で、病床での臨床尋問をしたわけでございますが、そのわずか一週間後に彼は十数時間かけてロサンゼルスに行きまして、現在も、私が調べましたところでは入院もしていません、さらにあるテレビ局のカメラに映し出されたホテルにも滞在していない、所在不明であるというような状況でございます。

況でございます。

そのときに、その十一日に臨床尋問を行った根拠になる診断書を見ますと、「不整脈が多発し、かつ、血圧の動揺が激しいため厳重な管理・治療が必要である。」だから、「国会への出頭は不可能と診断する。」という診断書が三月八日付で出ておりまして、そして十一日の臨床尋問となったわけでございますが、そのわずか一週間後にこういう形で国外へ脱出しているという状況を見ますと、これは先ほど大臣がおっしゃいました国政調査権の重大性、それを非常に愚弄するものである。こういうような一枚の診断書だけで、臨床尋問を行つて、国会の通常の喚問も行わなかつたことに不備があつたんじゃないかということが一般に考えられるわけでございますが、この件につきまして大臣はいかがお考えでいらっしゃるか。

さらに、二つ目には、今後こういうようなことが多発しないために、出頭が不可能というふうな認定についてはもう少し厳格にするべきであるし、さらに、それに疑義があるのに出頭しなかつた場合の制裁措置についてももっと厳格にするべきではなからうかと私は考えるわけでございます。その点についての御見解をお願いいたします。

○後藤田國務大臣 伊東さんのおっしゃる意味合いは、常識的には私も理解ができるところでございます。

しかしながら、これは、国政調査権の運用の問題は、国会と当人との間の問題であつて、政府の立場に立つてこれをとにかく言うべき筋合いのものではないのではないかと。具体的に小針さんの問題について政府としてこれに対してとかくの論議はできないのではないかと。

といひますのは、政府との関係において云々という問題ではなかつたわけでございますし、ましてや我々の立場に立ちますと、これは言葉が適当かどうか少々疑問があるのですが、小針さんは全くの自由人でございますから、これが国外に出ようとかへ行こうと、我々の方の捜査の關係でいろいろ問題があつたらん別として、国会に出る

とか出ないとかという問題でございますから、これは国会の中でぜひひとつ議論をしていただきたい。

それからまた、そういった際に今後の国政調査権についての罰則云々の点についても、これはやはり国会運営の問題として議院の中でひとつ御議論を願いたい、こう考えるわけでございます。

○伊東(秀)委員 アメリカ等においては議会侮辱罪ということで、コモンローにおいてもさらには制度上においても大変厳しい罰則が付されることになつてゐる。コモンロー上では逮捕もあるというやうな事になつておりますので、ぜひその点についても今後国会の中で議論を深めなければいけないんじゃないかと思ひますし、法務大臣としても重大なる関心を寄せていただきたいということをお願いいたします、私の質問を終えさせていただきます。

○山田委員 山田英介君

○山田委員 今回の不動産登記法の一部改正法案であります。御案内のとおり六十三年に同じく法改正がございまして、種々の議論がなされたところであります。それらを踏まえまして附帯決議がつけられておりまして、特段に第五項目につきましましては、「登記の真正を確保するため、保証書制度の見直し等制度・手続の改善、審査事務の充実、専門家の能力の活用等の諸施策を推進するとともに、登記申請の代理の制度の整備について検討すること。」このようになってございます。

それで、今回の法改正のポイント七点ほどあるわけでございますけれども、それを子細に検討させていただきますと、附帯決議を受けまして今回実現をした事項が、例えば予告登記抹消手続についての規定の新設、それから附帯決議を受けまして今回その一部として実現をさせ、一部の積み残し、次期以降の法改正において結論等を得なければならぬ、こういう事項としては、保証書制度の見直しの中で保証人適格の要件を緩和した、あるいは登記申請代理権の不消滅の規定を新設さ

れた、こういうようなことが言えると思います。
このたびの法改正では実現されなかった事項も何
点かあるわけでございまして、これらをベースに
して以下の質問をさせていただきたいというふう
に思っております。

最初に、いわゆる不動産登記制度、不動産公示
制度、この制度の担い手というものをもうそろそ
ろこの辺で明確にしていなければならないのではな
いかと私は考えるわけであります。今申し上げまし
た六十三年法改正時における附帯決議の第五項
目、あるいは代理権の不消滅規定を新設された、
これは民法の例外規定を置かれたわけであります
から、登記専門家というものを念頭に置かれてお
る規定の新設、こう言えると思ひますし、申し上
げましたとおり、制度の担い手というものをこの
不動産登記法という手続法の中でできる限り明確
にしていきたいと思います。

こういうことから、登記代理人規定の法制化に
つきまして、次期不動産登記法改正時において行
う考えが基本的に法務省にございましてどうか、
お伺いをしたいと思います。

○清水(逓)政府委員 登記手続の専門代理人制度
として司法書士制度、土地家屋調査士制度とい
うものがあるわけでございまして、それぞれ代理権限
についての実体法とも言うべき司法書士法、土地
家屋調査士法に規定が置かれておる。民法が不動
産登記法の実体法ならば、代理権限については不
動産登記法の実体法に当たるものが司法書士法で
あろう、こういうふうには私どもは見ているわけ
でございまして、そういうようなことから、現在、不
動産登記法においては登記申請の代理人となり得る
者の資格については規定が設けられていない、こ
ういうことになっておるわけでございまして、むし
ろ司法書士法あるいは土地家屋調査士法の中で、
司法書士会に入会している司法書士あるいは土地
家屋調査士会に入会している土地家屋調査士以外
の者は登記に関する手続について代理する等の事
務を業として行うことができない、こういうふう
になつてゐるわけでございまして。

そういうことではございますけれども、登記申
請の代理人のほとんどが現実には司法書士あるい
は土地家屋調査士によって行われておるといふこ
と、また、不動産登記制度の本来の理念といはし
ましても、法律に明文の規定はあるわけではござ
いませぬけれども、まずもって司法書士、土地家
屋調査士が登記の専門家であるということ、こ
れは制度的に認められておるところであり、私ど
ももそういうふうなことを考えているわけでござい
ます。そういうようなことが法文の上にきちんとな
らわれていないから、司法書士法とか土地家屋調
査士法の中だけではなく、不動産登記法の中にも
そういう趣旨の規定を何とか入れてもらえない
か、こういうような要望が司法書士会から現実に
あるわけでございまして。

その専門性、つまり代理人が司法書士でなけれ
ばならないとかあるいは土地家屋調査士でなけれ
ばならないというような法律でございまして、そ
れはまた比較的いろいろなテクニックがあるわけ
でございまして、最も代表的な代理人ではあ
るけれども、司法書士でなければならぬといふ
あるいは土地家屋調査士でなければならぬとい
うことになっておるわけですが、その点が非
常に書きにくいという問題が実はあるわけでござ
います。司法書士法という代理権限に関する実
体法と代理人の扱いを定める不動産登記法という手
続法の性格という面、そういう意味での立法技術
と申しますか、法律の立て方の問題もありまして、
慎重な検討を要することではないかというふうに
思っております。

しかし、ストレートに司法書士、土地家屋調査
士が専門職能人であるということと不動産登記法
に正面から書けないいたしましたけれども、その位置
づけみたいなものを書くことができるかどうか、
これは私どもとしても何かいい知恵はないかとい
うことで研究をさせていただきたいと考えている
わけでございまして。

○山田委員 民法の口語化作業それから刑法の口
語化作業、これらが進められておると伺っており

ますけれども、あわせて不動産登記法の口語
化作業、これにつきましての作業の現状につきま
して、一点お伺いをしたいと思います。
と同時に、今御質問申し上げましたが、次期不
動産登記法の改正時期につきまして、御答弁でき
る範囲で結構であります、見通しなどお示しい
ただければ幸いです。

○清水(逓)政府委員 既に委員御承知のように、
現在の民法は明治二十九年に制定された法律でござ
いまして、片仮名漢字まじり、こういうことにな
つてゐるわけでございまして、この民法の口語化
作業につきましては、平成三年から、法務省民事
局内に民法典の現代用語化の基礎的な研究のため
の非公式の研究会を設けまして、これで現在検討
をしていただいているわけでございまして、それと
あわせて、不動産登記法の口語化についても、
現在研究、検討作業を進めております。民事法務
協会に研究委託をするというふうな形で具体的に
もうこの作業を始めているわけでございまして、
この民法典の口語化も不動産登記法の口語化
も、単純に例えれば現在の漢字片仮名まじり文を現
代語に置きかえるということであれば、それほど
問題もないのかもしれない。しかし、それだと
いたしまして、用語が非常に古いとか、あるいは
現在の世の中にはないものを規定しているもの
も民法の中にはあるというふうな問題もございま
す。そういう意味で、どういった形で口語化をす
るのかということが一つの大きな問題でございま
す。民法については特にその点が問題になります。
口語化と同時に、やはり現在の世の中に合わせて
修正するというような実質的な内容の改正を伴う
作業も、いずれこれは並行してやっていかなけれ
ばならないのだらうというふうに思っております。

不動産登記法についても、単純に今の不動産登
記法を口語化すればそれで済むかというと、そう
ではないわけでございまして、専門家の人が読み
ますと、むしろ不動産登記法は非常にわかりやす
いと言つ方もおられるわけでございまして、それ

も、まず一般の方々を読んで理解ができるような
法律の形になつていないというところがあるござ
いますので、この不動産登記法の口語化につきま
しては、単純に現代語化するというところに加えま
して、その内容をわかりやすいものに変わっていく
ということが必要なのではないか。例えば先ほど
先生御質問の登記申請の代理人の取り扱いにつ
きまして、不動産登記法の中でもつとてきちん
とわかりやすい形で書いたらどうだろう、という
ような議論が内部にあるわけでございまして。

私どもの希望としては、民法の口語化につ
いては私どもの所管外ですから申し上げることができ
ませんが、民法の口語化がされるということにな
りまして、それとそれと離れない時期に民法の
口語化をお願いしたい、それとあわせてある
いはそれに接して不動産登記法の口語化も願
いをいたしたい、こういうふうな今のところ考
えておるわけでございまして。具体的にその時期が
いつになるかということについては、ちょっと現
段階では申し上げかねるわけでございまして、それ
も、鋭意その作業を進めておるといふことで御理
解をいただきたいと思います。

○山田委員 不動産登記法の口語化作業につ
きましては、既に開始をしておられるということであ
ります。したがって、この口語化が完了した
ときに、それはまさに次期法改正というものを局
長は答弁なさつておられるのだと理解してござい
ますが、表現等、正面から登記代理権、登記代理人
を、登記専門家を念頭に置いた、活用したそのや
り方はいろいろ難しい面もあろうかと思ひます
が、重ねて恐縮でございまして、局長もお
認めになつておられますように、我が国の不動産
登記制度、不動産公示制度の担い手は間違いなく
司法書士であり、また表示に関する等の登記の担
い手は土地家屋調査士であるということでありま
すから、次期法改正におきまして、ぜひこの制度
の担い手としての登記専門家を活用した形で、
しっかりと念頭に置いた形で規定の整備あるいは新
設をお願いしたい。重ねて御見解をお尋ねしたい

○清水(港)政府委員 例えばドイツのある州では
 そうだと言われておりますけれども、訴訟手続に
 ついて弁護士を強制する、弁護士を必ずつけなけ
 ればならないというような制度があるところがあ
 るわけでございますけれども、登記手続について
 は、先ほど申しましたように、我が国の社会実態
 から申しますと、代理人を必ずつけなければなら
 ないというところまではまだいいないという
 ように思うわけでございます。

ただ問題は、そういう仕組み、制度というものを善用しようとしてかかる、そういう不心得な者あるいはそういう登記申請というものがいかにして有効にチェックできるか、排除できるか。そして不動産登記法の最大の目標、理想であります。

そして、特段に不実、虚偽の登記等を一般代理による申請から排除するということを考えた場合においては、その辺の一つの区分けというものを、したことがって権利の得喪を伴うものは例えば司法書士登記専門家にやらせたらどうか、そうでないものの登記については一般の申請代理も認めてあげたらどうか。無差別にやっておくということ、道を開いておくということが登記の真正確保のために果たしていることなのかどうかとい

しか、この辺も、物権變動に伴うものについて、業とするあるいは単発であるとか否にかからず、弁護士の問題はさておきまして、司法書士を必ず代理人にしなければならないというふううにすることがいいかどうか、この辺は社会の実態を踏まえまして相当考えてみなければならぬ。

ただ、おっしゃるようにそういう議論をいわずに、例えは絵にかいた犬として、現実には、一つの契機として、

ような本当に単発的に頼まれた代理人という方が出てくるわけではなくて、大部分は非司法書士、実際上は司法書士でない者がそういう形で業務を行うというものがほとんど社会の実態でございまして、そういうような非司法書士をどうやって取り締まるか、どうやって登記所の窓口でチェックするか。これは登記所だけではなくて、司法書士会あるいは調査士会等とも協力して、現にそういう実際の非司法書士対策を講じているわけでございしますけれども、やはりそういうような面からの検討もまた必要になると思います。一つの御意見として拝聴させていただきますけれども、これからの問題としてやはり研究をさせていただきたいというふうに思います。

○山田委員 ちよつと一つだけ申し上げておきたい点がございします。

それは、例えば次期改正で登記代理人等の規定の整備を図るということに際しては、一方においては、例えば他の法令で代理をすることができ者を排除しないという立場において例えば日本司法書士会連合会と日弁連との間で定期的ないろいろなお話し合いというものがなされておる、非常に大事なことだと思ふのです。

そこで、登記手続については司法書士が登記専門家なんだから、その部分を手続法上に明確にしていくということとはまあそういうことだろう、ただ、我々が本来的に持っている代理権という権限というものは、これは侵してもらっては困りますよ、これはけだし当然のことでありまして、一方においてその話し合いというものは、あるいはそこで合意が形成されていくという過程あるいは結果というものを非常に御当局が重視されるということ、それはそれとおりだと思ふのでございします。

と同時に、私はそれだけではなくて、法務省は、特に民事局におかれては、いかにして我が国の不動産公示制度というものを信頼性を高め、その結果国民の権利、財産というものを一層擁護していくのかどうかというまさにそこを大目標

として、あるいは所管官庁として、この制度を充実させ発展させるために当局としてはこういうふうな決断しますよ、こういうふうな判断しますよ、登記専門家は登記手続においてこういうふうな活用しますよという、そういうやはり主体的あるいは積極的な大きなイニシアチブを当然とられるという御判断があつてしかるべきだというふうに私は思ふわけでございします。どうぞ一言。

○清水(港)政府委員 大変重要な問題を指摘されたというふうに私も考えております。

弁護士と司法書士の職域をどうやって調整するか。私も、弁護士も法律の専門家ですから、弁護士会の方々が自分たちも登記申請手続ができるのだとおっしゃるのもわからないわけではございません。しかし、一つの国の制度として、登記手続の専門家集団として国家の制度として司法書士制度、土地家屋調査士制度というものがあ

○山田委員 この問題だけやっていくわけにはいかないでございしますが、不動産登記法の口語化作業が今着手されておる、やがてそう遠くない将来に恐らくこれが完成を見るのであらうと思ひます。そういたしますと、次期法改正というのは、口語化作業が完了する、まずそのこと自体が一つの

を私は申し上げるわけではございませんけれども、一切弁護士は登記手続から手を引けとか、あるいは逆に今度は弁護士の方から、弁護士は司法書士と全く同じようなことを全部できるのだ、こういうような極端論の中で話し合いをするということになりまして、これはなかなか話がかない問題だらうと思ふわけでございします。また、あるいは恐らくほとんど不可能な話かもしれない。ただしかし、そうではなくて、そういう専門家集団というものの司法書士あるいは土地家屋調査士というものの位置づけの中で、それではこの範囲だつたら例えば司法書士がやってもいいのではないかと、そこまで弁護士が言うことはないのではないかと、そこまで弁護士が言う

○清水(港)政府委員 非常に難しい問題をあらんでおりますけれども、そういうような意見が述べられておりますし、いろいろな技術面を研究、検討して見る必要があるのではないかと、研究させていただきたい、こういう趣旨で述べているものと理解していただきたいと思います。

○山田委員 後藤田大臣、大変恐縮でございします。今局長とるやりとりをさせていただきます。私は、不動産登記制度、あるいは不動産公示制度と言つてもいいわけでありまして、この制度を一層発展させ国民にその果実を還元していくという観点から、制度の担い手としての登記専門家を

○山田委員 次、登記の真正担保、あるいは登

この手続法たる不動産登記法上に明確に位置づけをしていく、あるいは位置づけをする最大限の努力を法務省としていただくと、これは極めて重要なことだと思ひますけれども、大臣の御所見を伺わさせていただきますと思ひます。

○後藤田国務大臣 国民の権利保全、大変重要なことでございします。そのために土地家屋調査士とか司法書士とかといったような専門家集団、この役割が極めて重要で、同時にまた登記簿上に表示するといったときには事実と合致しなければいけませんね、したがってそういうところについてもきちんとやらなければならぬし、それがために専門家集団の研修、こういうものも私は当然必要であらう、こう思ひます。こういうことは大変大事なこと。

ただ、問題は、不動産登記法というのが手続法でございしますから、果たしてこの手続法の中に今言ったような、実体的なものでございしますか、そういうことを書き入れるということが果たして立法上適切なやり方なのかどうかといったような問題もあらうかと思ひます。そういったようなことをあれこれ考えて、先行きの一つの我々としての勉強の課題ではなからうか、私はかように考えるのです。

それと、いま一点。私は常々思つていのですが、どうもそういうときに、国民の権利保全あるいは国民の利益を守るということ、これは基本でなければなりません。しかし同時に、それがために専門家も必要だ。いいながら、どうも日本の社会は少し士が多過ぎるな、士が。何もかも士をつくつてしまつて、そこら国民の本当の利益というものと一体どういう関連になるのであらうかといったようなこともお互いに真剣に考えなければならぬのではないかな、私はかように考えておりますが、いずれにいたしましても、山田さんの御意見についてはこれからの我々の課題であらう、かように考えておることをお答えいたしておきたい、こう思ひます。

記の真正であることを確保するために、実際に司法書士などは、特に権利に関する登記に携わるわけでありまして、職務遂行に当たりまして、例えばその登記の適法性、権利の変動について虚偽もしくは架空のものでないこと、あるいは当事者の、権利者、義務者の人違いがないこと、あるいは登記原因につきまして当事者の意思の一致があったこと、これらを調査確認した上で、登記申請意思の有無、ありやなしやということとをさらに確認して、登記申請あるいは登記手続代理を現実に行っているわけでございます。

したがって、これは職能法、実体法といえますが、司法書士法の次期改正の際に、実体的に司法書士がこういう調査確認という作業を登記真正担保のために、確保のために長いことやり、積み上げてきているわけでありまして、この際、それらの作業あるいはそれらの業務につきまして司法書士法上に法的根拠を与えるべきではないのか。もうちょっと端的に言えば、司法書士の真正担保を目的とした調査確認の義務規定を、次期司法書士法改正に当たって行うべきではないのか、こう申し上げたいわけでありまして、明快な御答弁をいただければと思います。

○清水(港)政府委員 司法書士が登記申請の代理人として事件を処理するという場合に、現行法上一番大事なことは、依頼者が本人であるかどうか、本人の意思に基づく申請であるかどうか、これは現在の司法書士法におきましても確認をしなければならぬ最低限の義務である、こういうふうに思うわけでございます。現実には、そのためにそれぞれの司法書士さんは大変神経を使っている。間違つた、偽りの人間のために登記をするということになりますと大変なことになるので、この点はきちんとしていただいております。また、いろいろな策を弄されて、本人でない者が本人と称して司法書士事務所に来た、それにだまされるというようなことも、本場にわずかながらございますが、ないわけではございませんけれども、本人確認というのはしっかりやっていただかなければ

ならないし、これは現在も法律上の義務であるというふうには私も考えております。

ただ、今度はその上に、本人の意思は一致しているのだけれども、その原因、これは売買なのか贈与なのかあるいはそれ以外の原因なのかというように、原因についての真正の確認というのは、さらに本人確認から一歩突き進んだ調査確認義務であるということになるわけでございます。この点につきまして、現実の司法書士業務においては、登記の真正確保という観点から司法書士さんがそういう面についてのことを現実には行っておるといふふうに私も承知しているわけでございます。

ただし、これを今度は調査確認義務、売買契約があったかどうか、あるいは贈与契約であるかどうかという原因について法律上の調査義務を課するということになりまして、逆にそれだけ責任もまた非常に重くなってくるということも否定することができないわけでございます。

特に、原因行為についての確認というのは、場合によっては当事者の意思とは違う形での原因確認ということもないわけではございません。当事者は売買でやってくれと言っているのに、いや贈与じゃないか、だから贈与という原因でやらなければならぬのだ、こういうふうになるのかどうか、こういうふうな問題もあるわけでございます。この辺をどうするか。登記の真実性を担保するということのためにそういう調査確認の義務を課する、こういうことと同時に、そうなるまいりますと、職責の重要性にかんがみまして、確認を怠った場合においては過料の制裁とか懲戒処分とか、あるいは民事上の損害賠償責任等々を生んでくる問題がございます。

そこで、実は従来からこの点についての議論が司法書士会内部においても行われております。そういうような問題についてどう対応するか、日弁連との間でもいろいろな意見の交換があるようございます。そういうような、現実には実際上は司法書士がやっているような事柄について法文化す

るといふことについては、これは余り抵抗はないかもしれません。しかし、そういうものを法律上の義務として法律に規定をするということの意味づけは、非常に重大なものをはらんでおるといふことがありますので、従来から日司連の方から私どもの方にも出されている意見でございますけれども、十分にこれは検討してまいりたいと思っております。

次期の司法書士法改正につきまして、現在司法書士会内部でも真剣に協議、検討がされているようでございますけれども、そういうものとあわせて、私も研究、検討を積極的に進めてまいりたいというふうに思っております。

○山田委員 もう一点、いわゆる司法書士の業務に関する相談あるいは助言というものが実際に業務の現場では日常的にあるわけでございます。これらにつきましてもしもせひひとつ、これは義務規定というより、権限というのでしょうか、むしろそういう次元の話なのかもしれません。一方において調査確認の義務規定というものが整備される。他方において司法書士業務に関する相談、助言というものが現実にあるわけでありまして、この部分も司法書士法上明確にすべきではないのかというふうには私は考えますが、いかがですか。

○清水(港)政府委員 司法書士の業務に関する助言、相談というふうなことを法律の中に明記すべきであるという御意見が司法書士会内部に非常に強いというところは、私も承知しているところでございます。その程度とか内容とか、どの程度の責任を負うかというふうな問題はともかくとしたしまして、現実には報酬規定の中では、そういう相談業務に対応するものとして相談料を取つてよろしいという規定を現に置いているわけでございます。問題は、法務大臣認可の報酬規定の中にあるものをさらに高めて、司法書士法の中に司法書士の業務として相談、助言業務というふうなものを加えるということになりますとやや問題が出てくるといふことが実はあるわけでございます。例えば、登記に関する相談ということであれば

あるいは比較的通りやすいのかもしれませんが、司法書士は裁判所に提出する書類の作成をすることができるといふことになってまいります。その書類の作成に関する相談ということは一休何であるのか。これは結局、法律の禁じている、弁護士法で禁じている他人間の訴訟その他の事件に関与することになるのではないかとというような疑問も出てまいりまして、それについてのいろいろな反発もある、弁護士会等からのいろいろな反論もあるというふうなことが実情でございます。そういうような問題がないような形で、これもまたうまく法律の中に書き込むことができるかどうか。

私の説明によれば何か司法書士と弁護士が常に対立しているような感じになりますけれども、そうではなくて、現実の世界では弁護士さんと司法書士さんというのはむしろ相協力して一緒に仕事をしているというのが実情でございますので、その辺は十分に話し合えば理解ができる、つまり共通の認識に立ち得る部分があるのではないかと、うような気もいたします。

これも法務省だけの考え方ではできない問題でございます。現在、日本司法書士会連合会と日本弁護士連合会との間で定期的に、こういう業務範囲のガイドラインについて話し合いをしているというところでございますので、それをもにらみながら何かいい線が出ることを期待したい。そういうものを踏まえて、次期司法書士法の改正にも盛り込むことができるのであれば、これもまた一つの従来からの宿題でございますので、重要な研究課題として研究をさせていただきたいというふうには思っているわけでございます。

○山田委員 次に、司法書士となる、あるいは開業する前提として国家試験に合格をしなければなりません。次に日本司法書士会連合会のしかるべき機関に登録をしなければなりません。

一つお伺いしたいのは、日本司法書士会連合会において、登記の真正担保という重要な職責を担い、非常に高い職業倫理というものが要求されている、

そういう登記専門家としての司法書士、その資質の向上に努めるということは非常に重要なことではないのか、私はそう思います。現在日司連が自主的に実施しておりますところの新入会員、新しく司法書士となられる方々に対して、正確に言いますとなつた方々ですね、自主的に研修を行っているわけでありますが、これを局長どのように御評価されておられますか。

○清水(道)政府委員 まず、現時点の研修に対する評価はどうかということですが、先ほど来お答え申し上げておりますように、司法書士は登記等に関する手続の円滑な実施に資する、そしてこれをもって国民の権利の保全に寄与するという非常に大事な職責を有しているということでごさいます。不動産登記制度の支え手である、こういう位置づけがされているわけでごさいます。そういう意味で、このような重大な職責を担う司法書士が研修を積みまして、法律知識のみならず、いろいろな社会行動倫理の面においてもこれを高めるということは大変重要であり、大変有意義なことであるというふうに思っているわけでごさいます。

お話のように、現在日本司法書士会連合会におきましては、このような観点から積極的に研修制度の充実に取り組んでおりまして、現実に研修を行っております。また、法務省の方でも講師の派遣について協力をするとか、あるいは最高裁判所の事務総局におかれましては講師の派遣を積極的にするというような形でこの研修をやっておられるわけでごさいます。そのこと自体については私も大変結構なことであり、大いにこれから協力をしてまいりたい、こういうふうに思っております。

○山田委員 司法書士として業務を行い得るためのシステムというのは、現行では試験に合格する、登録する、それで開業できる、こういうことになっております。これは極端な言い方をすれば、登録した翌日からでも開業ができる。こういうシステムで重要な職責を十分果たし得るのか、また

不動産公示制度の担い手として十分なのか、ひいては、国民の権利、財産を守る、その一翼を担う、そういうことについて十分であるのかというのはい度吟味してみることがある、こう思います。確かに国家試験に合格して、あるいは長年登記官としての経験を積んでその素養とか経験というものは、これは法務大臣の特別認定の方々を後者を指しているわけでありますが、そういう経験というものは私は評価ができる。とはいえ、どうなんですか。実際にそういう重要な職責というものを踏まえてみたときに、開業前に、いわゆる登録の前という開業する前に何らかの研修の必要性があるのではないかと。

今、局長は、研修は非常に重要なことで、自主的にやっていると、それは支援もやぶさかではない、そういう趣旨の御答弁がありましたけれども、仮に登録前の研修を法律で司法書士法上に明確に位置づける、法制化をする、そうした場合にはどんな問題点がありますか、具体的にひとつ御指摘をいただければ今後のために大変参考になるのではないかと。

○清水(道)政府委員 現行法では、司法書士試験に合格をしあるいは法務大臣の資格認定を得て、それから日本司法書士会連合会に登録すればその翌日から司法書士の業務を行うことができます。こういうことになっているわけでごさいます。それを例え、試験に合格した人につき、あるいは法務大臣の資格認定を得た人につき、一定の期間研修を受けることを法律上義務づけ、かつこの研修を終了しないと登録をすることを認めない、したがって研修を受けないと結果において司法書士の業務を行うことができないようにすることはどうか、こういう御質問だろうと思ひます。

〔星野委員長代理退席、委員長着席〕
大変難しい問題でごさいます。現在いろいろな資格制度の中で研修を義務づけているものとしては、弁護士があるわけでごさいます。司法試験に合格しただけでは弁護士の仕事はできない。若干の例外はございすけれども、基本的には司法

研修所で二年間の実務研修あるいは理論研修をしなければならぬ。これを終えないと弁護士としての登録をすることができない、こういうふうになっているわけでごさいます。恐らく弁護士という仕事の非常に高度な公共的な性格というものを考えまして、国費でそのような研修所を運営するということになっていくわけでごさいます。

しかし、それ以外の、例えば税理士、行政書士あるいは弁理士等については、このような法的な義務づけとしての研修制度はないわけでごさいます。公認会計士につきましては、試験に合格いたしました、まず公認会計士補という資格を与えまして、一定の制限はございすけれども、他人から報酬を得てその業務を行うことができます。そういう公認会計士補としての業務を積み重ねる、あるいは自分で報酬を得ながら一定の指定研修を受けるというふうな形で、最終的に公認会計士たる試験を受験する資格を与える、こういうふうな形になって、若干の特色がございすけれども、要するに基本的には試験に合格すれば仕事ができる、登録は必要でございすけれども、すぐ仕事ができるというふうになっております。

そこで、司法書士についてそのような制度を導入することができるとかどうかという、つまり、そういうものを法律をもって強制しなければならぬというふうな必要性が税理士、弁理士、公認会計士等との対比において合理性を有するかどうかというふうな問題が一つあるかと思ひます。

それからもう一つは、やはりその間の費用をだれが負担するか。公益的な必要性からそういう研修が必要であるというなら、国費負担という問題が当然のことながら出てまいります。それは司法書士会の方でいろいろな会費を積み立ててその経費を負担するというものでよいのかもしれませんけれども、仮に例えば東京で集中的に研修をするということになりますと、その間の旅費、宿泊費をどうするか。司法修習生の場合でございす、月給を支払うという形で、かつまた修習地までの旅費も国で負担をするということになっ

ておりますのでその点に問題がないわけでごさいますけれども、この司法書士の問題について、そういうふうな純粋な法律論というものを考えてみますと、法律で強制するというものについては、これは相当研究しなければならない難しい問題があるのではないかとこのように率直に言つて思ひます。

そういうふうな形ではなくて、できるだけ研修の実を上げる、できるだけ多くの人たちが、費用は負担しても喜んでそういう研修にほとんど全員、一〇〇%の人が参加できるようにすること、ということが第一的には大事なことでないかと思ひますけれども、そういうふうな方策をやはり考えていただく必要もあるのではないかとこのように思ひます。

今、私どもこの研修を法律上義務づけるという問題についてイエスとかノーとかという答えを持ち合わせているわけではございせんけれども、いろいろ考えただけでも相当問題があるなということだけを率直に言つて申し上げておきたいというふうな思ひでございます。

○山田委員 研修そのものは非常に大事なことで、自主的にやっていると非常に評価されておる。これを法制化すると、法律上明確に義務規定を置くということになるとかなり厳しいというふうな御答弁、にじませておられたように受けとめましたが、おっしゃっている意味は私もよく理解できるわけでありま。

ただ、国民の特段に重要な財産権というものを擁護していく、またそういう一つの制度の重要な担い手であるということを一方向に置いた場合には、今局長が何点かに分けてクリアしなければならぬさまざまな障害といひます。問題点を明示しなつておられますが、将来において司法書士会が努力を積み重ねてそういう信頼を得、あるいは納得といふものが得られ、そしてさまざまな旅費とか生活費とかそういう財源の問題においても会内のコンセンサスを得ながら実績を積み重ね、そういうのもろもろの課題をクリアできたその

晩には、司法書士法上登録前の研修の義務づけを法制化することについては、その場合はあり得る、考えられることである、こう理解してよろしゅうございませうか。

○清水(逓)政府委員 いろいろな前提条件を考えなければならぬと思います。果たしてその前提条件だけで足りるのかどうかという問題もあるうと思ひます。しかし、司法書士会内部におきましてその義務づけ制度までも含めて今大変熱心に御議論がされておるといふことも承知しております。

そこで、私どもといたしましても、そういう御議論を踏まえて、できる限りの対応措置は考えてあげたいというふうに思っております。今の段階で登録前の修習を法律で義務づけるということになりますと、これに従わない者は司法書士としての業務を行えないということの意味するところという意味で、義務づけでございませうけれども、そうではなくて、もっと軽い意味での宣言的な義務づけというのもそれはあり得るのかもしれません。非常に強い意味での義務づけということになりますと、今の段階で直ちにどういう条件を満たせばこれが肯定できるということとはちょっと申し上げかねますけれども、先ほど申しましたとおり、せっかく皆さん方今内部で議論されておりますので、十分そういう意見も参考にさせていただきたいというふうに考えております。

○山田委員 関連してちょっと御見解を伺いたいのですが、例えば司法書士試験、国家試験の受験資格の一つとして、あるいは登録要件の一つとして、実際に司法書士事務所に補助者という形で勤務をして、一定の年限その事務所の業務をお手伝いすることによっていろいろと学ぶことができるわけでありませうが、そういう経験というものを受験資格あるいは登録要件に、これは現実的な一つの措置として、そういうことは考えられませうでしょうか。

○清水(逓)政府委員 司法書士の補助者に何か法律上特別の地位を与えるかという問題、これは実

は昭和五十三年の司法書士法改正のときにも議論がございまして、司法書士の事務所に長年勤務をして、現実の登記書類の作成等についてはもうエキスパートの域に達しておるといふ方もかなりおられるわけにございませう。ただし、一方において司法書士試験というのは大変厳しい倍率の試験でございまして、恐らく司法試験と同じ程度の倍率、あるいはそれを超えることもあるかもしれないというくらいに激しい、競争率の高い試験でございませうので、そういうようなものとの絡みでどうしたらよろしいのかという問題があらうかと思ひます。

その当ても議論されたことではございませうけれども、例えば司法書士会内部におきまして、そういう補助者について相当程度の系統立った権威のある研修システムをつくるというようなことがも実現できるならば、そういうものを前提として特別の取り扱いをするということも理論的に不可能ではないわけにございませう。一方で、法務局職員として、登記官として長く勤務した者を、大臣の資格認定によって司法書士の資格を与えるという制度もあるわけにございませうから、理論的に不可能な問題ではないと思ひます。ただ、政策的にどのような要件とか条件を満たされればと、これは少し研究してみるのが必要があると思ひます。

○山田委員 それはそれで、お考え方はわかりました。

もう一つの側面なんですけれども、いきなり司法書士法上登録前の修習の義務づけというのはいろいろ問題があるという、そういう話の流れで、それが非常に難しいのであれば、例えば開業前登録前に登記官を経験して大臣の特別認定を受けて出てこれる方ばかりじゃないわけですか、司法書士試験には合格をした、しかしそこに実務ということについての研修なり経験がないわけでありませうから、それはまたそれで一つの職責を果たす上でどうかということにもなるわけでありませう。そういう意味で、一定の年限司法書士事

務所等で補助者として実務に携わったということ、例えば現実的な研修の成果を上げるための方策の一つとして考えられませうかという、むしろこちらを聞いてみたいという気持ちがあったのでございませう。

○清水(逓)政府委員 恐らく先生の御発想は、公認会計士法における会計士補みたいなものにヒントを得られたのかなというふうに思ひます。

本来公認会計士の重要な仕事は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査または証明をすることとございませう。これは会計士補はできないのです。しかし、報酬を得てそういう会計書類をつくるということはできる、監査あるいは証明はできないけれども、財務書類をつくることのできるというふうに公認会計士法はなっているようございませう。

これと同じようにするかどうかという問題ですけれども、例えば、実務経験のない補助者について、一定の期間司法書士事務所に雇っていただいで、そこで収入を得ながら、月給をもらいながら一定期間を過ごすということにするというのは一つのアイデアだろうと思ひます。これもしかし、その理論的な説明を十分考えなければならませうけれども、今直ちに結論を申し上げることはちょっとできませんが、一つのおもしろいアイデアではあるなという感じを率直に言つて受けましたので、これもまた研究、検討させていただきたいと思ひます。次期の司法書士法の改正に間に合うかどうかかわかりませうけれども、研究はさせていただきますかと思ひます。

○山田委員 大臣から御所見を賜りたいのでありますが、お話を申し上げましたように、司法書士会連合会の方では自主的に職責をよりよく果たす、そういう資質の向上を目指して研修をやっております。この司法書士制度あるいは不動産登記制度というものを置かれた趣旨等いろいろ踏まえまして、この資質向上のための研修ということについては大臣はどのように受けとめておられるのか、そして、いずれこの研修の、義務化というの

は今の段階ではちょっと言葉として言い過ぎなのかもしれないが、いずれにしても研修ということを通じて通れない、また避けるべきではないというように私は思ふのでありますが、そこらのところを法務大臣に一言、ひとつ御感想を。

○後藤田国務大臣 司法書士制度、これは士制度の中でも私は大変重要な制度の一つであらう、こう思ひます。それだけに、さらなる研修等について司法書士会の中で自律的におやりになることは、これは当然やらなきゃならない仕事であらう、こう思ひますが、問題は、それを義務化して国の制度としてどうやるかといったようなことになりませうと、先ほど来局長が答弁いたしておりました、他の横並び、いろいろな問題もありませうから、これはさらなる研究をせしなきゃならない、にわかに結論の出にくい問題であらうと私は思ひます。しかしいずれにせよ、研修そのものの重要性、これは仕事の身から見て当然やっていただかなければならぬことであらう、私はかように考えております。

○山田委員 ありがとうございます。

今までの議論を通して一つ申し上げてみたいことがあるのですが、当事者出頭主義、共同申請主義、これはたしか不動産登記法二十六条の規定から読み取ることのできるといいますか、出てまいります登記の真正を確保するための制度の根幹である、基本的な仕組みである。当事者出頭主義、共同申請主義は、真正担保を機能させる極めて重要な仕組みである、こう理解をいたしております。それで、当事者出頭主義、共同申請主義、一言で言うとうと何にねらいがあるのかということ、済みません、簡単に結構です。

○清水(逓)政府委員 当事者出頭主義、共同申請主義、これはいずれも登記の真正を確保する、こういうところの意味があると考えております。

当事者出頭主義は、現実には代理人出頭という形になりますと、これは実際上そういうことを一タチチェックするわけはございませうけれども

も、登記所に出入りする司法書士さんということとその信頼性がある程度保たれるということになります。共同申請というものは、これは登記によって利益を受ける者と不利益を受ける者、この二人が共同で申請することによって初めて正しい登記がされる、こういうことでございますので、共同申請主義というのは、より基本的に真実性担保の基本原則でもあろう、こういうふうに考えております。

○山田委員 実際の登記の現場では、なかなか法の理想どおりにいっていない、必ずしもそれが真正担保機能を果たしておらないという点を指摘しておかなければならないと思うのですけれども、今後の重要な課題の一つとして位置づけていたいただきたいと思うのです。

先ほど議論させていただいた、司法書士が基本的に代理する登記手続というのは、司法書士が前段階において実体調査、確認をやっていますから、代理人が出頭してという先ほどの答弁はこれはクリアできるのです。それを先ほど私は、法的に実体が調査確認をやっているわけだから、法制化をして明確に義務づけをしたらどうか。これは登記専門家ですから、義務づけといったって驚いたりなんかしたら専門家じゃないわけですから、これは明確に真正担保のためにやる。したがって、基本的に司法書士が代理する登記手続、申請については、これは真正が基本的に担保される、こう見てよろしいわけですか。

問題は、本人申請と一般の方々による代理人による申請について、要するに、これは直接登記所の窓口、受付に本人あるいは本人と称する者、一般の代理人が行くわけでありませうけれども、そのところは前段階における要するに事前の確認調査というのできていない場合があるわけですか。それが真正な本人申請であり、真正な一般人の代理申請であればいいのですが、そうではなくて、ためにする、虚偽、不実の登記をやろうなどという不心得な者を排除するという観点からすると、実際登記所の受付のところでは、本人確認あるい

は本当に代理権があなたにあるのですかというこの確認は、登記の迅速性という一方における重要な要請があるということもわかりますが、実際にはなされてないわけですね。要するに、受付のボックスに出せばそれで受け付けということになるわけでありませうから、その後のいわゆる書面を通しての形式審査というものはしっかりなされるわけでありませうが、その前段階が欠落するわけですか。

当事者出頭主義、共同申請主義といういわゆる大きな真正担保のための不動産登記法上の考え方、仕組みというものを置いて、その次元で見ると、それは全体の件数から見ればきつと小さいのだと思います。ただし、真正を担保する、要するに国民一人一人の権利、財産を守る、あるいは公示制度の信頼性を確保するために、実体の取引の経過というものをその不動産につき如実に登記簿にあるいは登記システムに反映させるということが大きな要請としてあるわけでありませうので、件数が小さいから、大きいからの問題ではないのです。まさに不動産登記の根幹にかかわる話なんです。したがって、申し上げたいことは、この当事者出頭主義、共同申請主義のいわば空洞化というものを何らかの手だてを講じて是正をしなければならぬということもまた大きな課題の一つである、私はこのように申し上げてみたいと思います。

したがって、本人申請を私は否定するものではないです。それから、申請人との信頼関係のある一般の方の代理人による申請を否定するものではないです。ただし、そうではない、この空洞化というこの実態を是正していかなければ、これを逆に悪用する、つけ込んでくる、そういう申請を排除することはできないのではないかと。これは登記官のいわゆる書面を通しての形式審査権というか、審査をするということのかかわりにおいて、じゃ、窓口で一定の時間をかけて本人申請が本当に本人であるのか、一般の代理申請とい

うものが本当に真正な代理人であるのか、一般の代理というものは、委任状といういわゆる書面の審査しかある意味でまだできないわけですから、本人の、特に登記義務者の本人確認というのは一層ある意味では妨げられるということも言えるわけでありませう。このところを、今後の重要な一つの仕組みでありますので、是正のための御検討をすることが必要である。そういう必要であるという、または是正をするという御決意がございませうかどうか。

○清水(港)政府委員 当事者出頭主義というのが、本来の目的は登記の真正確保ということでございますけれども、現実的な行政の機能といたしましては、書類の補正をする場合に当事者に登記所に来ていただくということのいわば理論的な根拠というのか、そういう形として機能しているというのが現実の姿なんだろうと思うのであります。その当事者出頭主義の空洞化というようにあることもあるわけでございますけれども、ではこれを出頭しなくても郵便でいようにするということになりませうと、ますます乱れるという心配もありませう。現実には、登記所に出入りする代理人というのは司法書士が圧倒的でございますので、登記所の方でも安心して申請書の受付箱にそのまま書類を入れていただくということで、そのままにしておるといふようなことがあると思います。そういう意味で、長年の運用の中で、大量に事件を処理するということの中で、実際に問題として出頭を求めるところは、補正をさせるために出頭を求めるところの根拠規定になつていくわけでございます。

しかし、中にはやはり先生御指摘のような、一般の代理人がためにする登記を申請する手段として、登記所が本人を面と向かって直接チェックをしないことを奇貨として不正な行為をするということもあるわけでございます。年間二千五百万件の登記申請事件の中でそれはごく何件かというものがもしもありませんけれども、そういうものをチェックするための方策というものがまた考えなければならぬと思うわけでございます。

しかし、大量事件処理の中でどうしたらいいかというのは難しい問題でございますので、これも一つの課題としての指摘があったということで承らせておいていただきたいと思いますわけでございます。

○山田委員 中間省略登記について伺いをしたいと思うのですが、時間が迫っておりますので、問題点だけ先に申し上げます。

それで、これはどうしたらいいのかということでは第一義的には法務省に考えてもらわなければならぬことではあります。我々としても一緒に知恵を出さうな気持ちで問題提起をさせていただいたのですが、どうしたら排除できるかということが一つあるのです。したがって、司法書士の立場からすれば、調査確認の義務規定というものを次期法改正でぜひ法制化していただいて、法的根拠を与えていただいて、司法書士が実務の現場で、取引の実体に即した登記申請をしなければだめですという形で粘り強く中間省略登記を排除していく。

限りなく取引実体に近い形の登記申請を、司法書士が日常の業務の中で時間がかかるけれども、それにはいわゆる法的な根拠というのが必要不可欠です。調査確認というものをしっかり法律上明定してもらわないと、ある事務所では、実体はそういうことになっているけれども、法的な根拠がないことを奇貨としてどうか、そのところで、こっちは厳しく排除するために努力するけれども、こっちは受託増を期待して余り厳しく言わない、そういうばらつきなんというのを考えてみても、そういう次元の話からでも、いわゆる調査確認の義務規定というのは整備すべきである、法制化すべきである。それはそれとして、一つはそういうことしかないのかな。

それからもう一つは、法務省のお立場というのは、如実にその物件についての取引の実体を正確に登記簿に、登記システムに反映させようというところがとてこの制度の眼目であるわけですから、これはきつと議論の余地がないところだと思

います。

そういうふうな考えていった場合に、これはちよつと大臣にも見ていただきたいのですが、中間省略登記というものの、建設省所管の宅建業者の方々が用いますところの売買の契約書には、通常中間省略を認めておる、あるいは不動産登記法上の要請なんというものは全く関係なしにモデル売買契約書というものが示され、そしてそれが使われておる、このところをどういうふうに整備するのかという問題があると思うのです。

例えば「不動産売買契約書」(登記および残代金支払義務) 第二条 取引期間は平成何年何月何日までと定め、期間内に双方協議のうえ、取引場所を決定し、次が重要で、売主は買主または買主の指名する者に対して所有権移転登記申請に必要な手続を完了し、これと引換えに、買主は売主に對し、手付金及び中間金を差引き、その残代金を支払わなければならない。ここで言う「買主または買主の指名する者」に対して所有権移転登記申請に必要な手続を完了し、これは、まさに売主、買主でたら真正な取引の実体を登記簿に反映できる登記になる。買主が指定するということとを認めない、こういう契約ですから、そうするとともに、甲から乙ではなくて、甲から乙という買主が指定する丙に所有権移転をすることに付いてちゃんと了解をし、あるいは書類等を全部完備しない、これが大体普通のモデルですね、ひな形です。

このベースになるのが、財団法人不動産適正取引推進機構、建設省の関連の機関であります。この「標準売買契約書の解説」というところで、「所有権移転登記の申請」 第九条 売主は、売買代金全額の受領と同時に、買主または買主が指定する者の名義にすなわち、本物件の所有権移転登記の申請手続きをしなければならぬ。これはまさに法務省所管の不動産登記、公示制度の理想などというものは全く関係のないところで、「買主または買主が指定する者の名義にするた

め」、これはまさに中間省略登記なんです。この機構でもそのところはちゃんと認めているというか、そういうことなんです。

三十六ページにありますように、「買主とは異なる名義に直接移転登記(中間省略登記)を行うこともある。買主または買主の指定する者の名義にするために」とあるのは、そのような場合にも対応できるようにという趣旨である。実際の取引ではこのような中間省略登記を可能とするものが多いため、本条もこれにならなうた、こういうことです。これは後でさらに上げていただきたい。

ですから、私が申し上げたいのは、不動産登記、公示制度の基本的な要請からくる取引実体を限りなく正確に映し出すというこの要請と、こういう一つのあり方、モデル売買契約書、実際にはそれでは即断できないと思います。民法の意思主義、契約書、要するに書面を要請していないという大原則も一方にあるわけでありまして、いきなり今申し上げたのとかけしかるとかという話を僕はしたくない。そうじゃなくて、国の一つの政策として、あるいは国の一つの目標としてこれは極めて整合性に欠ける、法務省の見解と、あるいは建設省の実際にやっていることとの間に整合性がない。

一度、法務省として中間省略登記に対する見解をおまとめになって、それから建設省との部分についても当然調整をなされた上で、中間省略登記をどういうふうな位置づけでおられるのか、またどういう見解をお持ちなのか、これを排除すべきだということであるならば、そういう基本的な法務省の見解、排除のための方策、これらを一回整理していただいて、委員長、できましたら当委員会に整理をされた結果をぜひペーパーで御提出をいただきたい。

コンピュータ化ですよ、今世紀中に全国ネットワークで簿籍主義からブックレスシステムへ大きく移行させよう、そういうタイミングでありますので、これを見る限りは、これは不動産登記制度のある意味では病理現象ですから、法務省の中

間省略に対する見解あるいはその是正策、建設省との調整の結果どういうふうにするのかということとを一回整理しておくというところは制度発展を期す上で極めて大事であると思われましますので、局長の御答弁を求めます。

○清水(法務)政府委員 先生も御指摘のとおり、不動産登記法の面から申しますと、中間省略の登記というものは認めていないわけでございます。申請書類から中間省略の登記であるということがわかればこれは却下をする、こういう扱いをいたしております。したがって、登記官の目から見ますと、中間省略の登記というものはあり得ないわけでございます。

しかし、これもまた御承知のように、最高裁判所の判例は、民法の解釈として、中間省略の登記も中間者の利益を害さない限り有効である、また中間者の利益を害しない限り中間省略の登記を請求することもできる、こういう判決を重ねて出しているわけでございます。我が国の民法の解釈としてはこのような登記も有効である、こういうことになっているわけでございます。

そこで、問題は、そういう民法の解釈、この登記の効力というのは民法百七十七条で決まっているわけでございますから民法の解釈の範囲内になるわけでございますが、そういう最高裁判所の判例で積み重ねてこられていて民法の範囲内においてどう考えるかという大変難しい問題をばらんでいくというわけでございます。登記制度の理想と申しますか、登記手続の面からいえば問題であると申しましても、しかし登記手続の面にはそういう現象はあらわれてこないというまた難しい面があるわけで、つまり登記手続の面からは中間省略の登記であるかどうかかわからない、こういうシステムになっておる、こういう状況でございます。

別にこれは建設省でつくったわけではなさそう、建設省の外郭団体で一つのモデル約款としてつくっているわけでございますが、建設省ともいろいろという事情なのか、事情を調査いたしまして、法務省としてどういう対応をとるべきか、

これは少し考えさせていただきたいというふうな思っております。

○山田委員 大臣、これは局長の御答弁のとおり、登記事務上は出てこないのです。それは書面審査でもってわかれば却下するわけですから、それは局長のおっしゃるのとおりなんです。実はその次元のお話じゃないわけですか。これをどうするかという、根幹にかかわる話でありまして、今局長も御答弁なされましたが、建設省所管のそういう一つの委員会、機構なりあるいは宅建業者の団体というのがあるわけでありまして、それから、ぜひそこ一回調整をして、今おっしゃったことも含めて、書面審査上問題ないからこう考えています、問題ありませんというそんな皮相的な見解ではなくて、中間省略登記というものに対する、もうちよつと腰を据えた、責任のある、そういう基本的な見解をぜひひとつおまとめいただきたい、お示しをぜひいただきたい。一回整理する必要があると思います。大臣ぜひ一言。

○後藤田国務大臣 御意見わかりますけれども、直ちに果たして答えができるかどうか、にわかにお答えしにくい面があるように思いますので、しばらくこれは勉強させていただきたい、こう思います。

○山田委員 以上で終わります。

○浜野委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後二時五十四分休憩

○浜野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。沢田広君。

○沢田委員 おいになっておる方の関係もありますから、農林省、来ていますか。順不同で悪いですけれども、いいですね。

これは大臣にも聞いておいてもらうことなんです、先般ちよつと質問しましたことで、農地法がある、政令がある、省令がある。それに事務次官通達があった。その除外例を利用して農地転用

をしたということなんです。時間をちよつとあれすると、法律に何も関係ない、法律のその他にもない、しかも政令にもない、その政令の以下の省令、それにもない。それで、次官通達のみも除外例。わかりやすく言うと、第三種農地に移転を勧めない、それがだめだった場合に、第二種農地でやむを得ない場合は認めます。法律でも何でもありません。しかも、できたものが御存じのとおりトラックのターミナル。それで、平成二年にこれは改めて、だれかの力があつたかわかりませんが、政令の方へ入り込んできた。だから、その前の元年のときにはこれは当然除外例。除外例という外されていますね。これは明らかに脱法といえますか、該当項目がなくて許可をしたのですから。

これは私は一応今回の場合と同じような例があるかどうかわかりませんが、報告してもらいたい、これが第一の質問です。この前の必要なら文書でまた質問書を出しますがね。一応そう言うてレクチャーしておいたのですから、それに対する農林省のお答えをはつきりさせて、それから先へ進めたいと思います。お願いします。

○菊池説明員 お答えいたします。

農林水産大臣が市街化調整区域におきます農地転用許可基準に基づきまして乙種第二種農地の転用を許可した件数でございますけれども、昭和六十三年から平成四年までの五年間で、市街化調整区域内の農地転用許可総数五百六十六件でございますが、そのうち三百三十七件、六六・六％となっております。

○沢田委員 あとはまた別の機会にしますが、そのぐらいに、法律にもありませんよ、それから政令にもありませんよ、それ以外の大官から出したものはない。しかし、事務次官通達の中の除外例にある。それを利用して今言ったような数が転用されたということは、これは国会無視といえますか、法治国家としての役割を果たしているのかどうか、こういうことにおいては極めて疑問の点なしとしないんです。これはここで終わりますが、

一応念頭に置いておいていただきたい、こういうことを申し上げておきます。

次に、建設省の方をしますが、河川の登記の実績はどのぐらになっているか。一級河川だけでも結構ですが、河川というのは極めて動きやすいし変りやすいし、そういう条件の中でどの程度の登記が、だから昔は、砂利とりなんというのは、川が移動してしまつたから民地が中に入つてしまつた、そこで砂利の採取をたくさんしていろいろな犯罪の温床ともなつたわけですが、そういう意味において、河川の登記がどの程度進行しているのか、ちよつとお聞かせいただきたいと思ひます。

○木下(博)政府委員 お答えさせていただきます。

多少前置きになりますが、御案内のとおり、明治初期におきましての地租改正のときに、我が方で担当しております河川を初め道路につきましては、いわば公共用財産として地番を付しておりましたので、御案内のとおり登記されてないところが大変多いということは我々も十分承知しております。したがしまして、最近では新しい河川工事等を行いますときはできるだけ登記を行つてやつていきたいと思います。それによつてのそれなりの実績が上がつておりますし、また、あわせて河川台帳というのをいわば登記の前段階の作業といつたしまして現在整備させていただいて、これをベースにいたしまして、極力今登記を進めております。

ただ、残念ながら、河川台帳の整備率は一級河川で七割を超えるぐらになつてきておりますが、登記そのものについては、我が方では今数字が把握できておりませんので、また機会をとらえまして整備させていただきたいと思つておりますが、台帳の整備率ということでお答えさせていただきます。

○沢田委員 では、失礼なことを言つて悪いけれども、今のあなたに答えられるかどうかかわかりませんが、相続中の場合、それから借金をして抵当権が設定されている場合、果たしてあなた、登記

は可能ですか。どうですか。

○木下(博)政府委員 お答えいたします。

個々のケースによつて若干違ふのじやないかと思ひますが、少なくとも私の知り得る知識ではなかなか難しいのではないと思つております。

○沢田委員 それで、今度は法務省の方へ伺ひますが、私も土地改良をやりましたが、用地買収したのが甲から乙に移る、乙から丙に移る、そのときには九割と買収地も含めて移動していつちやうのですね。そうすると、乙はもう知らぬと言ふ。まあ知つていて知らぬと言つてゐるのかもわからない。丙も知らぬと言ふ。そうすると、丙になると、十年ぐらいたちますと占有権が発生するからおれのものと言ふ。どうですか、そういう議論に対してあなたの見解は。

○清水(港)政府委員 御質問の趣旨は、恐らく、土地の所有権が移つていったにもかかわらず、そういうことが登記されないままもとの所有者がそこで占有をしてゐる、こういうような場合が一つの場合として考えられるわけでございます。実際は売つてゐるのにそこに依然として住みついてしまつて、住みついてゐる者は自分に占有権がある、こういうようなことを主張し得るかということでございます。いまも、売るときに条件として、そこに自分が住むとかなんとかいうことを前提にして売つてゐるわけじやございませんで、完全に所有権を移すという趣旨のものであれば、これは一種の不法占有ということに当事者間においてはなるといふことにならうかと思ひます。

○沢田委員 結論を言つちやいますと、この前、三年か四年ぐらひ前、分科会で私はこの問題をしたのであります。そうしたら、だめです、こういうことの結論になつた。それはまずい、公共の福祉に反せざる限り個人の財産は尊重されるのであつて、やはり道路になるとかあるいは河川になるとかいうことで買収されたものは登記簿に何らか記載をする必要があるのじやないか、してもらえないか。これは何年何月とこそその市町村に売りました、こ

ういうものを記載して、承知の上で売買をさせるということをするれば、そのことを知らなかつたとは言はれられないから、後で争う場合にも十分証拠になり得る。しかし、どこでいつ売つたかわからないで移動してゐるものは、後で気がついたらほかの者の手に渡つてゐた、これではどうにもならない。だから、それを証明するものを登記簿に何らか記載する方法はないかということに詰めたわけなんです。ところが、そのときの答弁はないのです。これも、きょうも検討ぐらひなものでしょうけれども、検討でもいいですよ、一歩前進です。

河川の方でも、金を払つちやつてあるのです。下手やると二重払いしてゐるところもたくさんあるのです。昭和二十年、三十年なんというときに買収したものをやる場合には、もう一回買ひ直してやつてゐるという例もたくさんあるわけなんです。ですから、これも税金ですから、そういう意味においては何かそこに、公共用にでもいいですが、どこそこについて、やはり事実がいろいろあるから、いつ市役所が買つたとかあるいは果が買つたとか、そういう事実を処理しておいて、何坪買つたとか何平米買つたとか、それをちゃんと記載せよという方法が登記法の改正に必要なのじやないか。今直せとは言ひません。しかし、そういうことをしておかないと、そうやって時代ともにもどこへ行つちやうかわからなくなつてしまふ。

それで、もうそれが、例えば第三の人の人なんか持つたら絶対に動かなくなつてしまふ、買ひ戻す以外に。もう拡張もできなくなつてしまふ。こういうことですから、この点は今返事を求めるのも、昔よりも幾らか話がわかるようになったかもしれぬけれども、検討して、これに何らか活路を見出すようにしなければならぬと思ひます。返事は聞かなくてもわかつてゐるのですが、一応検討してほしいと思ふのですが、いかがですか。

○清水(港)政府委員 いろいろな形態があると思ひますけれども、例えば甲が現在所有者で登記名

義人である、それが河川敷あるいは公道の用に供するということで市なら市に売った。市の方に移転登記がされていけばそこで問題ないのですけれども、それが何らかの理由でされないうちに土地の地主がほかの第三者に売ってしまう、こういうことになりまして、いわゆる民法で言う二重譲渡の関係が出てくる、こういうことになります。そうすると、これは民法原則で、先に登記をした方が、つまり先に対抗要件としての登記を備えた方に権利が帰属することになります、こういうことになるわけでございます。

私どもの貧しい経験と申しますが、えてして戦前は市なり国が私人から土地を買いながらその登記をしないでほうっておく、それが長い間にその売り主が死んでしまつて、相続人などの代になつて、それを知らないまま今度は善意の第三者に売ってしまう、登記名義は第三者に移ってしまうというやうなことがよく行われたというように聞いておりますけれども、最近では市なり国もそういう権利についての感覚が非常に厳しくなりましたので、最近の事例ではかなりきつとした登記をする、むしろ登記が励行されていて、そういう第三者に二重に譲渡されるというやうなケースは少ないというやうなことも聞いているわけでございますけれども、実証的にそういうデータを持っていますわけではございません。

○沢田委員 私の実証的に持っているんですよ。分筆ができるかどうかということが一つ決め手になるんです。ところが、分筆をするのに判こをもらわなければ分筆できませんからね。例えばお父さんの相続関係がもめて、お父さんが亡くなったたりなんかしたもう途端に、あるいは銀行の抵当権に入つていけば、今度は銀行の判こをもらわなければ分筆できない、こういうことになるから、全部が移動するわけですから、だからそういう意味において、今あなたのおっしゃったやうな可能性が多いなんて認識していたら間違ひなんです、それでみんな悩んでいるのですよ。河川とかそういうものは一括登記できるわけですからね。みんな

司法書士へ頼んで一括登記できるのですよ。ところが、そういうものだけが残つてしまつて、残つたものがなかなか解決が困難になる。これはどこも恐らくそういう状況だと、河川の方も同じだと思うのです。首を縦に振っているのは、知つていて縦に振っているのか、なるほどなと思つて振っているのか、それはわかりませんが、もうこれも余り詰めません。

しかし、そういうので地方団体やその他は非常に苦労している。それをただしやくし定規に、登記法が改正できないために公共財産が、あるいは税金がむだになつていくというところはゆいしい問題ですから、この点は何か活路を見出すようにひとつ考えてみてください。もし実際に見たいというなら見せてあげますから、そういう場所を、川を広げてしまひますから、川にはなつてしまつて河川の方と同じやうに残つていく、こういうことになつていくわけですね。しかし、登記しようと思つてもできないというところになるわけで、その点は、あなたの在任中にできるかどうかは別問題として、異動時期に近づいているからわからないけれども、ひとつ検討してください。それでちゃんと引き継いでください、もう一回私がやらないでも済むやうに。その点いかがですか。

○清水(逓送)政府委員 登記というのは、売買の当事者が元気であるというやうな場合には余り問題なくすつといきます。ところが、その後死んで相続人になるとなかなかこの登記を移すのが面倒くさくなる。さらに、その前提として土地の一部を買つて分筆をしてその所有権移転登記をしなければならぬ、その前提として例えば面積の地積更正をしなければならぬ。そうなつてくると隣地の所有者の承諾書も必要である。こういうやうな形で複雑に関係者がふえてまいりますとなかなか判こがもらえないというところで、登記事務がおくるといふことがございます。

しかし、ではそれを関係者の意思を無視して手続をどんどん進めればいかという必ずしもそ

うではないわけで、関係者にとつては正当な権利主張というのは当然あり得るわけでございます。その辺をどういふやうにうまく調整していくか。言うならば具体的に売買をする際は買取をする際に権利関係を十分に調査して、その辺についての事前調整がスムーズにいふやうに配慮した上でいろいろな手続をするということがやはりどうしても必要なのではないか、こういうふう

に思ひます。

○沢田委員 私は言葉をどううなとは思つていないのです、検討しなさいということ言つてい

るのです。そういう逃げ口上みたいなことをやつて前向きにはならぬですから、みんなそれはそれで地方が困っていることは現実なんですから、やはりそれをどうやつて解決するかを考えるのがあなたの方の給料をもらつていふゆえなんだから、そんな答弁じゃなくて、やはりそれは真剣に取り組んで解決するように努力しなさいよ。大臣には聞きませんけれども、そんな逃げ口上でこういう問題片づくわけじゃないから。

もう一つは、国土調査法の中に、代位登記ができません。ただし、この場合は、「地方公共団体又は土地改良区等は」というのは、これはほかの団体も含めてなんです。土地の合併があつたものとして調査を行う場合」だけになつてい

るのです。これは国土庁が答える問題だと思つてすね。この解釈を今言つた分筆の買収の面積みたいなときにも適用するやうにできれば、可能になるのです。これは代位登記ができるわけです。抵当権があるやうなところとできるんだと思つてすね、この意味は、国土庁、その点はどうですか。

○段本説明員 お答えいたします。

ただいまの件につきましては、分筆の場合は可能でございますが、合筆の場合はできないというやうなことになるかと思ひます。

○沢田委員 逆じゃないですか。よく見てくださいよ。第三十二条の二は、「前条の」というのは「分割又は合併があつたもの」として行ふ地籍調査」、これが前条です、三十二条。その前条の

規定により土地の合併があつたものとして、こ

うなつておるんですね。「前条の規定により」というのは、「分割又は合併」なんです。それによつて「合併があつたもの」としてというの、そういうみなし方なんです。分割も入るんだと思つて

ますが、「あつたもの」として調査を行う場合において必要があるときは、云々、そういうふう

に登記できると書いてあるのですから、この解釈はできるといふ意味じゃないですか。

○段本説明員 私どもで解釈しているやり方は、分筆の場合は、抵当権があれば、それを分筆して

もどちらにも抵当権がつくという格好でわかりませんが、合筆の場合はどういふ形になつてい

ないやうに解釈して運用いたしております。

○沢田委員 そうすると、分筆していれば代位登記は可能になる、こういうふう

の答弁の趣旨と同じなのでございますけれども、先ほどの場合には、本来買主とか、そういう立場には立たない土地区画整理組合とか、そういう事業を行う者についてそういう特別の代位権を認めないか、ということに意味があるのではないかと、一般論としてもそういう代位登記は十分に可能ではないかというふうに思うわけでございます。

○沢田委員 これはまた一応検討してもらふこと
にして、登記法の解釈の方へ行きます。

地図というのは、本来これは立体的になりある
いは平面的になりあるいは断面的になる、そうでは
ないかと基本的には考えるのですね。それが、
かけ崩れのあるようなかけのあるところが、平面
になっちゃん、崩れていけば広く
なっちゃんかもしれない、あるいは崩れてしまえ
なっちゃんかもしれない。そういうことな

○清水(逓)政府委員 地図というものにはいろいろな概念があると思います。現在不動産登記法で考えている地図というのは、要するに権利の客体である土地の範囲を特定する、こういうのを機能の要件としているわけでございまして、そういう意味では、境界を明確にすることと地積を明確にするようなもの、これが地図である。しかも、その境界の位置は国家基準点、国家三角点と結びついた形で境界でなければならぬ。こういうのが本来の地図だと考えているわけでございます。

それからもう一つ、先生御指摘のように、地図の境界、面積にプラスして、当該土地の特質と申しますか、そういう土地が物理的にどういう特質を持っておるか、こういう問題が一つあるうかと

思います。その面で、現在不動産登記法で予定しておりますのは、田であるとか畑であるとか宅地であるとか、そういうような用途による区分はいたしております。しかし、それがけ地であるとかあるいはでこぼこの台地であるとか、そういういた特性までは登記簿にあらわすことは予定していません、こういう意味でございまして、どこまで地図に表示するのが適当かというのは、やはりそれぞれの行政の目的に応じて判断すべき事柄ではないのかというふうに思います。

○段本説明員 お答えいたします。

○段本説明員 お答えいたします。

国土調査におきましても、今法務省の方からお答えになったと同じ考えでございまして、我々は、その土地につきまして所有者、地目、地番、境界、地積等をあらわして、一応そこまでの範囲で国家基準点に基づく位置をきちんとあらわすという格好で整理いたしております。

○沢田委員 だけれども、理想としては、川の中にあるか、海岸べりにあるか、そういうものを把握することが望ましいと思うでしょう。どうですか。そういうものは要らないという解釈ですか。

○清水(逓政府委員) 登記制度の理想が、その土地についての権利関係と並んで土地の物理的状況を公示するという観点からいきますと、できるだ

け広くそういういろいろな状況、要素を地図なり登記簿に示すことができるのが望ましいのかも知れませんが、現実の問題としては、現在しておりますような土地の区画、境界、それから登記簿における用途である地目、実際問題としてはその辺で精いっぱいではないか。理想を語ることができると思いますが、いろいろな理想を語るということができると思いますが、私も現在の行政需要としてはその辺が限界ではないか、こういうふうにしていただく方がいいか、思います。

○沢田委員　司法書士の人なんか現地にいるわけですから、あなた方の足りないところを税理士さんは税金の方でそういう補てんをしているんだし、司法書士さんは司法書士さんでそういうところ

ろ、やはり測量士さんもいるんですし、そういう
補てんができる社会構造になっているわけですね。
いつまでも平面で見ているだけではないんです。
す。だから、なるべく実態に即した登記ができる
ようにしていくことが、例えば湖沼であった、沼
であった、そうしたら沼でかいてももうようにし
ていくべきだと思うのですね。あるいはがけで
あったらがけであったとかいてもらうようにして
いくべきだと思うのですよ。もっと前向きに世の
中の近代化に備えてそれに対応していく。幾ら法
務省が古い省だってそこまで古くなる必要はな
い。近代化に備えて対応していけるシステムをつ
くればつくれるのですから、前向きに検討します
ということが必要だと思うのですね。局長、答弁
はいいよ。そういうことがこれからの時代は必要
なんですよ。

だから、今までも高度成長時代の中にいろいろなものが、田んぼがいろいろ変わったりなんかしたわけですから、その点は地図の整備についてもこの前の附帯決議についておりますけれども、保存、管理、変更、訂正、墨入れ、それから抹消とか削除というようなことまでそれぞれ可能にしているということまで言っているわけですから、そういう意味で、その形状まであらわせるようにしていくことが望ましいことだ、将来そういう方向に向けて努力していきたいというのが答弁じやないですか。あなたの方じやなくて、国土庁はせめてそのくらい希望を持っているでしょう、予算が大したことなくさそうだからそれ以上言えないのでしょうが。

これは大臣の方にちよつと言つておきますがこの程度のは予算をつけて、日本国民の財産なんですから、きちつと全部把握ができるように、昔だつてやつたわけですからね。それが今になつてこんなことでそれ以上進まないなというのは、旧態依然としているのは全く情けないですよ。ですから、もつと把握ができるようにして、争いをなるべく少なくするようにして、今は、境界だ、いや、そうじやなかつたという争いばかりなんで

すから、それを未然に防いでいくことが役人を置いてゐる意味なんですからね。ですから、それを効果あらしめなければならない。

予算が足らなかつたら、後藤田さんに頼んで大蔵省から一兆円くらい予算をもらつてやれば、大臣、ちよつと耳をかしてくださいます、全国で四〇％くらいできていゝといつたつて、田舎ばかりやつてゐる。こういう都市関係は、一筆調査、きちんとした地籍調査はちつともやつてゐない。やりにくいところはおつ放してしまつて、やりいゝところだけ勝手にやつてゐる。これじゃ話にならない。答弁は要らないですが、もうちよつと今日の紛争を未然に防止するように、予算だつて一千億程度じゃ——一千億もいかなのか、三百億くらいだつたか。せいぜい三千億くらい食わしてびしつとしたものをどんどん進めていく、司法書士の皆さんを使つてどんどん進めていくということをやひこれは進めてもらいたいと思うのですね。それはいわゆる社会秩序を守るためですから、これは法務大臣の最大の仕事ですから、ぜひお願いしなす。

それで、三角点と言いましたが、三角点というのは果たして正しいのかどうか、その点国土庁の方からお答えいただきたい。

○城址説明員 建設省の国土地理院におきましては、すべての測量の基礎でございますし、その基準となる点ということで全国に三万九千点の一等、二等、三等三角点を配置しているわけでございます。今お話し地の地籍調査を実施されているわけでございますが、これに必要な四等三角点につきましては、今申し上げました三万九千点の一等から三等までの三角点に基づいて整備が進められているという状況でございます。

○沢田委員　我々も境界の争いとかそういうものの相談をいろいろ受けることもあるのであります。が、まことにこれが当てにならない。そこからはかつてみると百メートルくらい違つてしまふのです。ですから、実際にこれは当たつてみてもらいたいのです。例えば私の土地が三角点から一キロ、

千メートルのところにありますと地図上でなる。ところが、実際には三百メートルくらい先へ行かないとぶつからない。だから、この三角点の確認もきちんとやってもならなかったら争いは消えないのです。これがきちんとしたら、何度何分あるいは経度何度というふうになければ、それはぴしゃつといつも決まるのです。これが極めてあまいんです。境界の争いというのははかりやうがないのです。要するに、公図は形を示しますが、その位置がどこにあるかというのを証明するものは何もない。その点はどうですか。局長の方はその意見についてはどう思っていますか。

○清水(逓)政府委員 先ほど建設省の方からお答えになりましたように、国家基準点自体は、最終的には経度、緯度、さらには天文測量にまでリンクした正確な地球上の位置を示すものだろうと思います。そういうものを基点にして、いわばスモール緯度、スモール経度というように形がそれぞれ土地の位置が示される、こういうのが正確な十七条の地図だと私は思っているわけでございます。

ただし、いわゆる公図というのは土地の形状は示しておりますけれども、国家基準点とは結びついていない。むしろ明治以来の公図の沿革を見ますと、具体的に埋設された土地の境界とか地表上の地物みたいなもの、橋とか川とかそういうようなものとの関係において、土地の位置、形状をあらわすというように行われていたと思われ、それが大きくなって、それが大きくなって、現状が大幅に変わりますと、その図面に基づいて土地の位置関係を復元することができないということになってくるわけでございます。

そういうようなことから、現場の地物、地表にあるいろいろな恒久的な地物が大きく変わっていくというような過程の中で見ますと、公図だけでは土地の位置が特定できないで、大きくずれ込むようなことも現実の問題としてはあり得ると思うわけでございます。

○沢田委員 国土調査法の施行令では、基準点網

図として名称、縮尺、図郭線及びその数値、与点及び与辺、新点及びこれを決定するための方向線、主要な地物、これだけを挙げてありますね。首都圏あたりは一番土地の問題の多いところですが、首都圏に及ぶのはいつごろですか、ぴしゃつとした国土庁の調べる地籍図ができるのは、見込みは。

○段本説明員 お答えいたします。

基準点の設置につきましては、その地籍を実施する直前に、地理院の既に打っておられる大きな基準点、三等基準点を参考にしながら、私どもは四等基準点をさらに密に打たないといふので、地区の調査ができないといふことで設けるものでございまして、それらにつきましては、地籍をや

○沢田委員 直前に実施する……

○段本説明員 ですから、いつやるかということを開いていっているのです。

○段本説明員 それらについてはもとの地籍調査をいつやるかということになってきますけれども、これらにつきましては、先ほど先生の方からお話がありましたように、都市部が大幅におくれているとして、首都圏を初め都市部を積極的に進めたいというふうなことでまいっておりますけれども、これらの点については、今後直接実施いたします市町村を啓蒙しながら、できるだけ早期に実施できるように努力してまいりたいと考えております。

○沢田委員 啓蒙じゃなくて、金がないということでしょう。だから、金を持ってきちんとやるように努力する、そういうふうな解釈でいいですね。

○段本説明員 地籍調査の実施しましては、一つは、先生おっしゃるように、お金の面で大変不足しておりますが、先ほど先生の方から三百億という話がありましたが、実はそんなにございませんで、平成五年度で年間八十五三億四、わづかな予算しかついておりませんが、これでも近年土地の情報整備とか都市の地籍が大事だという理解を得まして、平成四年度及び平成五年度につきましては公共事業を上回る予算をやつとつけても

らっているというふうな状況にございます。

このほか、地籍調査につきましては、先ほど来先生がおっしゃっているように、一筆地の難しさ、境界の確認の難しさがございまして、これは市町村の職員がその地権者と一緒に立ち会って境界を逐一確認していく、いわゆるマンパワーに負う面が多うございまして、この部分もやはり都市部の地籍を行う場合になかなか進まない一因になってい

○沢田委員 これは私に対する答弁じゃなくて、大臣に対する答弁というふうに聞いて、ひとつ御協力をいただきたいと思っております。

それから、代理権の問題で若干質問させていただきます。

本人が委任状を出して司法書士の方に登記を委託する、司法書士の方はそれを持って登記所に行つて登記をする。時間がなくなりましてから簡潔にしますが、そこでもし間違つた場合、まず第一は、本人が地籍を間違えたり何かした場合は、本人の責任は明らかであります。それから、例えば司法書士さんが間違つた場合は、弁護士は時効期限は三年といふことになっていまして、司法書士さんは何年の時効といふことになっているのですか。まず、それから伺いたい。

○清水(逓)政府委員 時効とおっしゃる意味は、司法書士に対する損害賠償請求権という意味でございまして、これは民法上の一般債権と同じように、損害賠償請求権は、債務不履行ということとございまして十年、不法行為といふことになりまして三年の時効時効にならうかと思ひます。

○沢田委員 今不法行為といふ言葉を使われましたが、不法行為と錯誤とは同じですか、違ふのですか。

○清水(逓)政府委員 司法書士の場合には不法行為といふのは普通ないのだからと思ひますけれども、故意過失に基づいて他人の権利を侵害するといふ要件を満たす場合に不法行為になるわけござい

ます。本来、委任状による委任契約があるわけでありまして、受任者は善良な管理者の注意義務をもって受任義務を履行する義務があるわけでございますが、それを怠つたといふことになりまして、一般の債権の契約による損害賠償責任が生ずる。そういう意味で損害賠償請求権の時効は十年、こういうことにならうか、こういう意味でございまして。

○沢田委員 それから次に、登記官の方で間違つて登記した場合、時効は何年ですか。

○清水(逓)政府委員 間違つた登記は当然正さなければなりませんけれども、この是正を請求する権利についての消滅時効といふことはないと

○段本説明員 本人が委任状を出して司法書士の方に登記を委託する、司法書士の方はそれを持って登記所に行つて登記をする。時間がなくなりましてから簡潔にしますが、そこでもし間違つた場合、まず第一は、本人が地籍を間違えたり何かした場合は、本人の責任は明らかであります。それから、例えば司法書士さんが間違つた場合は、弁護士は時効期限は三年といふことになっていまして、司法書士さんは何年の時効といふことになっているのですか。まず、それから伺いたい。

○清水(逓)政府委員 時効とおっしゃる意味は、司法書士に対する損害賠償請求権という意味でございまして、これは民法上の一般債権と同じように、損害賠償請求権は、債務不履行ということとございまして十年、不法行為といふことになりまして三年の時効時効にならうかと思ひます。

○沢田委員 今不法行為といふ言葉を使われましたが、不法行為と錯誤とは同じですか、違ふのですか。

○清水(逓)政府委員 司法書士の場合には不法行為といふのは普通ないのだからと思ひますけれども、故意過失に基づいて他人の権利を侵害するといふ要件を満たす場合に不法行為になるわけござい

結果的に最後の登記がされたものが司法書士さんに戻って、その司法書士さんに戻ったものが本人に来るという仕組みというものは確認できますか。例えば、本人はちよつと前に司法書士さんに頼んだ、司法書士さんが登記所に行つてやつた、そしてその結果、登記したという報告は聞いたが、その写しはきちんと本人のところへ来ることになつてゐるのですか。

○清水(逓)政府委員 それぞれ登記済証というものが登記所の方で作成されて、それが代理人である司法書士を通じて本人の方に手渡される、こういうことになつてゐるわけでございます。

また、間違ひなく登記簿に記載されたということを確認するために、念のために登記簿の謄抄本を取り寄せてそれを確認するということも可能でございます。

○沢田委員 そうすると、保証人になつた司法書士の人は、今までの業務が間違つた場合はさつき言つたような手続が必要になつてくる。もしそうでなかつた場合は、それによつて完結をして登記済証をもらつた、それぞれの司法書士の人の時効期限とか登記官の時効期限とかはそのときから発足するの、間違ひが見つかつたときから発足するの、どちらですか。

○清水(逓)政府委員 損害賠償請求をする方は、先ほどちよつと登記官の国家賠償について十年と申しましたが、これは原則三年でございますので、訂正させていただきます。

そういう司法書士に対する損害賠償請求、あるいは登記官の故意過失による行為ということでの国家賠償請求の消滅時効期間が一体いつから進行するのかということでございますけれども、登記官の場合には登記を完了したときからということにならうかと思ひます。それから、司法書士の場合には、登記済証が司法書士に返されたときというふうに見るのか、あるいはそれでは時間的におくれるということも考えられますので、同じく登記を完了したときというふうに原則はなるのだらうと思ひます。ただし、損害を受けた方では

そういう事実を知らないということもありますので、具体的にはそういう事実を知つたときから損害賠償請求権を行使することができ、そのときから三年、こういうことに現実の問題としてはならうかというふうに思ふわけでございます。

○沢田委員 時間が来ましたが、最後に、地図と称するものが世の中で確実なものとして動いていくためにはいかにいろいろな条件が整備されなければならぬかということを経験から御理解いただけたものだらうと思ふのです。また後の人から説明されると思いますが、余りこういう法律は法務大臣としての仕事上関係ないかもしれませんが、関係あるのですから、ぜひひとつ御認識を改めていただいて、さらに国民経済の安定のためにひとつ適切な努力をしていただきたい。

一言いいますか、頑張りますということでも結構ですからお答えいただいて……。

○後藤田国務大臣 国民の権利保全というのは我々の重要な役割の一つでございますので、御説のような趣旨に沿ひまして今後努力をしたい、こう思ひます。

○沢田委員 終わります。

○浜野委員長 小森龍邦君。

○小森委員 まず、建物の合体について、これまでの経過といふことが、そういうものについて若干お尋ねをいたします。

我が国のこれまでの不動産登記法の欠陥の中の一つとして、いわゆる建物を合体することによつて一方の建物についておける権利というものをうまく飛ばしていくというようなことが行われておつたことをこの際は正すというわけでありまして、従来そういう事件が裁判されたとき、本来ならこれは裁判で救済されるべきものだと思いますが、今までは裁判で救済されたと見てよいのか、その点簡単に答えたいかと思ひます。

○清水(逓)政府委員 合体あるいは当時合棟とも言つていたわけでございますけれども、そういう場合の登記手続を明らかにいたしましたのが昭和三十九年の法務省民事局長通達でございます。理

論的な結論として、当時その通達の合理性というものには認められていたわけでございますが、多くの場合その通達によつて処理がされておき、別に不都合も生じなかつたということでございます。

しかしながら、そういう処理がされるということとがだんだん知られるに従つて、そういう登記の手続を悪用して、御指摘のような既に登記をされておる抵当権の登記をたん消してしまつてしまつてしまつたという手続としてこの合体手続あるいは合棟手続が悪用されるようになってきたわけでございます。これは昭和五十年代以降、その前にもございましたけれども、目につくようになってきたというものが実情でございます。

その際、裁判所で幾つか争われたわけでございますが、裁判所の一つの流れといたしましては、そういう登記事務の取り扱いの方法そのものは違法ではない。違法ではないけれども、具体的にその時点において果たして建物が合体したと言へるかどうかという事実認定の問題として問題を解決する。つまり、登記官の認定では、建物が合体し、あるいは合棟したと言つてゐるけれども、まだまだ合棟・合体している状況ではない、したがつて、まだ抵当権は消えない、こういうような形で救済をするというような考え方。あるいは附属建物として他方の建物に吸収された、つまり、抵当権の対象となつていない方の建物は抵当権の対象となつてゐる建物の方に吸収されたという事実認定をして抵当権が飛ばされるのを救済したというやうなことで、あるいは登記手続の悪用で重大な瑕疵があるというやうなことからこの取り扱いを否定したというやうな例がございます。

いずれにいたしましても、登記実務の取り扱いそのものを違法としたものはございませぬけれども、具体的な事実認定として、建物の同一性が失われてはいないというやうな見地から抵当権者を救済しているケースが目立つということが言えるのではないかとこのように思ひます。

○小森委員 続いて、そのことについてお尋ねを

いたしますが、私がもつております、法務省から配つていただきました参考資料の中に判例として、一・八メートル幅の土壁を取り、〇・九五メートルの木階段をつけて、つまり一つの建物から一つの建物に行き来のできるやうにした場合、これは合体とは見られないという判例が資料の中にございます。これは先ほど局長の答弁を聞いておりまして、その程度のことをしていれば飛越しをやられては困るというやうな気持ちがあつて、実際は通行できるのですから一つの建物だと私は常識的に思ひますけれども、そこを厳格にしたと見るべきなのか、そうではないかというやうなことを思ひながら聞いたのでありますが、その点はどうでしょうか。

それからついでに、今提案をなさつております不動産登記法の合体の条文に基づく、この程度のこと、つまり一・八メートルの土壁を取つて、そこに障子をつけて行き交ひできるようにするぐらゐの場合に、今度の新しい法律では建物の合体ができたかどうかが、この点についてはどうでしょうか。

○清水(逓)政府委員 この最高裁の判決は、要旨としてはそういうやうな簡潔な要旨になつておりますが、具体的な建物の大きさとかその他いろいろな事情があつて、そういう全体の事実認定の中でこのやうな結論がされたものと考えられるわけでありまして、したがひまして、事実認定に属する問題でございますので、これだけの事実からこの事実認定が正しいとか悪いとかということ、私どもとしてはちよつと申し上げかねる点があるやうにも思ひます。

ただ、合体したかあるいは合棟したかというのが従前の取り扱いにおいては最大の争点であるというところでございまして、これをめぐつてまさに裁判で長い間争われておるというやうな実態がございました。しかしながら、今後におきましてはそれほど重要な争点にはならなくなるのではないかとこのように考えられます。

そういう前提で考えますと、法律が変わつたか

ら事実認定が変わるというのをおかしな話ですか、そういうふうにも申し上げたことはないの
でございませうけれども、基本的な事実認定のあり
方としては変わることはないといひまして、
当事者の最大の争点ではなくないという意味にお
いて、あるいは違つた事実認定もされる可能性も
あるのではないかと、こういうふうにも考えておる
次第でございませう。

○小森委員 局長の答弁で、やはり権利を守らう
という観点からこういう改正案が出されたわけ
でありますから、そういう趣旨に基づいて見るべき
であらう、こういうふうにも私なりに理解をいたし
ました。

そこで、次の質問であります、いわゆる十七
条の地図と、十七条以外の地図で地図に準ずる図
面、この問題であります。今度手数料を取るため
にこういう法の一つの統一的理解のようなこと
になったんだと思いますが、これははつきり言っ
て、今までのまことに正確な図面、江戸時代か
ら続いておる図面を言い方を改めただけというこ
とになるのではないのでしょうか。その点いかがで
すか。

○清水(港)政府委員 地図の実体は、もちろんこ
れから整備保存、維持管理等に相当の金をつぎ込
んでいくということはあるわけではございませう
けれども、実体は御指摘のように変わるというこ
とはないわけではございませう。

もちろん法十七条の地図というのは、繰り返し
御答弁申し上げておりますように、国家基準点、
三角点を基礎として土地の境界が測量されてい
るものであるということではございまして、これが現
在のところ全国の登記所で約四三%にしかすぎな
い、こういうことになっているわけではございませう。

他方、登記所には今回御審議をお願い申し上げ
ております「地図二準ズル図面」という公図その
他の図面があるわけではございませう、この法十七
条の地図がない地域におきましては、この「地図
二準ズル図面」が土地を特定するための唯一の公
的な資料でございまして、不動産の表示に関する

登記あるいは今後地図をつくるという場合の基礎
的な資料として非常に重要な機能を果たしている
という実態がございませう。

しかも、これらの地図につきましては、極論を
いたしますと、本来の十七条の地図の維持管理以
上に金がかかるというのが実態でございませう。和
紙でつくられておる、その規格も不統一である、
そういうような問題がございまして、従来も相当
の金をかけてきたわけではございませうが、今後とも
相当巨額の金をこれに投じなければならぬ。か
つて加えて登記特別会計制度というものが発足し
たしまして、そのようないわゆる公図等今回「地
図二準ズル図面」といたしたものにございまして、
その維持管理費用は手数料の収入からこれを賄っ
ておるといふような問題にもなってくるわけでは
ございまして、手数料の負担の公平を図るといふ見
地からもやはり問題であるということ、今回こ
ういふような改正をお願いしているわけではござい
ませうけれども、名称は変わっても中身は変わらな
いのではないかと申されまます、そういうことは
そのとおりだと申し上げざるを得ないわけではござ
いませうが、今後ともそういう基本的な性格を
変えるわけにはまいりませうけれども、維持管理
等に力を尽くして、少しでもいい状況に持ってい
きたい、こういうふうにも考えておるわけではござ
いませう。

○小森委員 ちょっとしたインキだと私は思ひ
ますが、局長の今言われた言葉の中で一つだけ、
行政側の側面から見ればそうかなと私は思ったの
は、十七条地図以外の地図ですね。二百九十四万
枚あると統計に出ておりますが、これのつまり管
理というか、それには十七条地図よりも余計に金
がかかるんだというのにはちょっとした説得力が
あるけれども、しかしそれは行政側のことなんであ
つて、実際はこれを使う方はまことに正確な、そ
の図面をもつて、現地のあの田がどうだ、しか
しちよつと格好が違うとか、あるいはこつちよ
り小さいのになつちが大きいとか、本当にこれ
は困った地図なんですね。つまり、国民の側から

すると余り頼りにならないものでありますから
ね。

私が思うのは、その手数料ですな。完備されて
おるものと完備しておらないもの、これは差をつ
けられるつもりなんですか。その点ちよつと聞か
せてください。

○清水(港)政府委員 手数料は、そういう地図を
維持管理するのに必要な実費を勘案して決める
ということになっておるわけではございませう。中身
に精粗の差がありますけれども、維持管理をする手
数、これは人件費も含めてでございませうけれども、
そういうものの実態は、法十七条の地図として指
定されたもの、今回の「地図二準ズル図面」とさ
れるものも変わりはない、こういうふうには言わ
ざるを得ないわけではございまして、そういう意味
では、手数料額に違いを設けるのはむしろ不適当
である、こういうふうにも考えておるところでは
ございませう。

○小森委員 それはしかし、利用する方からい
えばまた逆に、まことに不便なことなのでありま
し、そういうことで突つ張られるならば、それは
先ほど来ずっと言つておるし、またきょうのこ
れから採決前の附帯決議でもそういう問題が盛り込
まれると思ひますが、いかにして速やかにこれを
整備するかということが重要な課題になりますの
で、そこはひとつ行政担当者として十分に頭に入
れておいていただきたいということを申し添えたい
と思ひます。

それから次に登記、あるいはその登記のことに
ついてこのたびコンピュータ化が進んでおりま
すが、それをいよいよ民事法務協会なるものに下
請させておるといふか委託をさせておるといふこ
とがございませうが、私は尋ねたい焦点は、何でも
民事法務協会には千七百四十名の職員がおられる
そうですが、これだけの人数を抱えておる民事
法務協会なる一つの組織、これは何か法律的な
裏づけのある団体ですか。その点ちよつとお答え
いただきたいと思います。

○清水(港)政府委員 法的な裏づけというふう

申しますか、このために特に用意された法律とい
うのはございませう。この民事法務協会は、民法
の規定による財団法人として設立された公益法人
でございませう。

○小森委員 そこがまた私は法律的な整合性とい
うか、ちよつと納得がいかないのです。やはり
登記事務というのは国の重要な仕事ですから、そ
れが財団法人民事法務協会というものができた
ら、便宜上それに委託をするといふようなことは、
ほかの省庁の行政とちよつとバランスが崩れてお
ると思ひます。しかし、それはここで今言うて
もすぐには直らぬことですから、私はそういう考
え方を持つておるといふことを申し上げておきた
いと思ひます。

そこで、さらに尋ねたいことは、千七百四十人
の民事法務協会の職員は、いわゆる法務省の下請
の仕事をしておるといふことであつて、この人た
ちの身分の安定性とか待遇、労働条件、そういう
ものが、同じ仕事を、法務省がやるべき仕事をし
ておるんだが、法務省の正規の職員とは相当格差
があるのではないかと私は思ひますが、その辺の
実態はどうでしょうか。

○清水(港)政府委員 先生お尋ねにはなりません
でしたけれども、要するに民事法務協会にいろい
ろな下請の仕事をしていただいておりますけれども、
本質的な例えれば登記事件の審査というふうな
ことではございませう、登記簿の謄抄本をコ
ピー機にかけて焼く、こういうような意味にお
いては物理的な業務を委託する、こういうふう
なこと。それからもう一つは、コンピュータ化
する場合には、登記簿に記入してある事項を磁気
ディスクにインプットをしなければならぬわけ
ですけれども、そういうものについての機械的な
作業を委託しておる、こういうことになっている
わけではございませう。

御指摘のように、この民事法務協会の職員は、
謄抄本作成業務職員関係で千五百五十五名、それ
からコンピュータ移行作業関係で五百五十五名、そ
の他事務職員というふうな形で、合計千七百四十名

の職員がいるわけでございます。この職員の給与等につきましては、これは民事法務協会が決められていることとございまして、私ももといたしましては直接これに關する立場にはございませ

ただしかし、民事法務協会に私どもが支払う下請業務の対価、あるいはコンピューターの移行作業の対価、そういうものの単価を決めるにつきま

しては、従業員の処遇というようになことも十分考慮しながらこれを決めていくということとござ

現実の問題といたしまして、民事法務協会にお

きましては、一般の国家公務員の給与等のバラン

スなども含め総合的に考慮して、相当程度の給

与が支払われているというふうについておとこ

うことも考えられるのですが、それは新法ではど

うなっていますか。

○清水池、政府委員 分筆をするという場合には

分筆をして、いわば出ていく方の土地について

正確な測量をする必要がある、分筆後の残地につ

いては測量をする必要がない、従来からこういう

扱いをしてきているわけとございまして、この取り

扱いは今回の法改正においても変わるところはこ

ざいませ

そういうふうにしていく理由の一つとしては、

非常に広大な土地がある、それを隅の方から少し

ずつ分筆をして処分していくということがあ

るわけとございまして、そのたびごとに大きな土地

の全体を測量しなければならぬということにな

りますと、測量経費が膨大なものになるというよ

うな問題とございまして、したがって、分筆の際に

分筆地だけを測量するというのは、例えばこれを

処分することが当然前提となつていくというの

が普通とございまして、先ほどの土地の面積が

幾らであるかと贈与した土地の面積が幾らであ

るかということとを最小限正確に確保しなければ

ならないという観点から、分筆地だけの面積

測量をすれば足り、分筆後の残地についての測

量する必要がない、こういうことで従来も指導し

てきておりますし、今後ともそういう考え方で

やっていくということになつていくわけとござ

います。

なお、宮澤総理の土地に關連いたしまして、新

聞では八百十平米の土地であるのに登記簿上十五

平米ふえていてというような記事がございした

けれども、これは間違ひでございまして、八畝十

歩を八百十平米と新聞の方では誤んでるわけ

とございまして、そこに計算上の間違ひがござい

ます。登記手続といたしましては、面積計算には全

く誤りがない。手続上の、つまり公簿上の面積に

は全く誤りがございませ

ん。この点は新聞の記事

の完全な誤りでござい

ますので、申し添えてお

きたいと思

います。

○小森委員 今宮澤さんの例を出したわけですが、

私はこれを例として、つまり残つた方の土地も測

量をするようにしたら物が早く進まないかという

ことを言つてゐるのですが、広大な土地をやる

ということは、分筆の方の面積が少なくて、あと

残つたのは広大ということになると、経費その他

で不合理な面も出てくると思ひますが、やはりこ

れは一定の基準みたいなものを定めてやらられ

ば、先ほどの十七条以外の地図二百九十四万枚が

二百万枚になつたり、だんだん少なくなつて自然

に解決がつくものもあり

ますので、これは一考を

要する問題だ。今局長は

極端なことを言われたか

ら私もちよつとそうかな

と思つたけれども、こん

な宮澤さんの場合のよう

なときには簡単なことで

すから、だからそこをひ

とつ工夫を凝らしても

いい、こういうふうにし

て添えてお

では、時節柄というか、

非常に国民の間でショッ

キングな死刑の執行とい

うことがついでに先般行

われておりますので、こ

の機会に、残された時間

余りありませんが、死刑

の問題についてお尋ね

をした

と思います。

これは先般刑事局長の

方から答弁がございま

した、鈴木委員に對する

答弁なんです、なるほど

と思つて私は聞いてお

つたのですが、「死刑の執

行につきましては、今申

しました刑事訴訟法自体

が再審の請求、恩赦の出

願等がなされてゐる場合

にその推移を參照して慎重に對処すべきものとし

てゐる、そういう考え

方に基づいて、いろいろ

と氣配りをすべきところ

を氣配りをして、最終

的に法務大臣が執行命

令の判を押した、こ

ういう意味だと思つて

います。今度三名が死

刑を執行されたよ

うに思つたのですが、

実はその中の一名が

いわける精神分裂症の

疑ひがあると診斷さ

れておつたとい

うことが私の方に情

報として入つてきて

ゐるわけであり

ます。精神分裂症、幻

覺、妄想状態が非

常に激しかったとい

うことでござい

ますが、そういう

ことについては事

実は法務当局とし

てはどうい

うふにとらまえて

おられたわけ

ですか。

○濱政府委員

お答えいた

します。

まず初めにお断りを

させていた

だきたいわけ

です。

ござい

ますが、委員のお尋ねは死刑の執行があつ

たという前提でお尋ねをいただいでゐるわけと

ござい

ますけれども、従来これは、死刑の執行があつ

たかどうかをも含めまして公にさせていただ

かない取り扱ひをさせていたでゐると思つ

わけと

ござい

まして、

具体的にそ

の死刑の執行があつたかどうかということ

を離

れて、一般的なお答えとしてお答えすることをお許

しいた

だきたいと思つ

わけと

ござい

ます。

まず、委員も御承知と思ひ

ますけれども、一般

的に申し

まして、「死刑の言渡を受け

た者が心神

喪失の状態に在るときは、

法務大臣の命令によつ

て執行を停止する。」こ

ととされてゐるわけと

ござ

います。したが

いまして、死刑確定者が心

神喪失の状態にあるかとい

うことにつ

きま

して、これは当然に考慮を

されてゐる

ところと

ござ

い

まして、心神喪失の状態に

ある死刑囚に對しま

しては死刑を執行すること

はあり得

ないとい

うこ

とを

お答え

させて

いただ

いて、

今の

委員

のお

尋ね

の

お

答

えと

さ

せて

いた

だ

か

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

な

い

事実がまた私の方に情報として入っていますが、それはどうですか。

○飛田政府委員 その事実は承知しております。

○小森委員 先ほどの矯正局長の方の答弁を聞いてもらって、刑事局長、この場合は国権の最高機関の議論なんですよ。私も少し遠慮して、今私が問題としておる人物の名前も私は知っているけれども、それは議事録等に残るとまた活字はどういうふうにとり歩きするかわからないからそれを差し控えておるのですが、あなたは一般論として答えると言うけれども、名前は出さなくてもよいですけれども、今回死刑執行した三名の中で、心神喪失といふか、今私が申しましたような精神的な法律が処刑の執行を停止せよというような立場の人はいないと断言できるのですか。

○濱政府委員 まず最初に、私が申し上げたことで委員の方であるいは御疑念をお持ちかと思えますのでお答えするわけでございますが、死刑の執行について公にしないという公表しない理由は従来からも御説明申し上げまして、国会の場でも死刑の執行状況について、執行があったか否か、たかをも含めまして、お答え申し上げることは従来御遠慮させていただいてるわけでございまして、これはひとつ御理解いただきたいと思っております。この関係者に与える影響、特にこれらの者の名譽、心情を殊さらに傷つけないようにということも考慮いたしますことと、また、他の未執行の死刑囚の心情の安定に留意すると、死刑の執行は公表しないというのが相当であると考えておりまして、従来そういうお取り扱いをさせていただいてるわけでございます。

もとより国政調査権の行使として死刑の問題について御議論いただくことは当然のこととございまして、それに必要な情報提供をどこまでするかという点につきましては、当委員会あるいは参議院の法務委員会等でもたびたび御議論があるところでございます。

これは改めて申し上げるまでもないこととござい

いますけれども、死刑の判決が確定した経緯につきましてはすべて公開の裁判によって国民の前に明白になっておるわけでございまして、刑罰執行の適正を図るという見地に立ちましても、死刑の執行状況までを公にする必要はないというふう

に考えておるわけでございまして。もちろん、例えば検察統計年報あるいは矯正統計年報という公刊されてる文獻等によりまして、公にできる範囲のことはお答えをさせていただいてるわけでござい

ます。それから、それは前提でございましてけれども、今の委員のお尋ねは、要するに特定の死刑囚について死刑の執行があったかどうか、あるいは今言われる心神喪失の状態にあったかどうかというふうな点も、先ほど来お答え申し上げてござい

ますけれども、この点も、先ほど来お答え申し上げたように、一般的にお答えをさせていただくことと、ひとつお許しをいただきたいと思つてございまして、心神喪失の状態にある死刑囚に

○濱政府委員 重ねてのお尋ねであるわけでござい

ますが、私どもの方でお答えできますことは、死刑確定者が心神喪失の状態にあるかどうかという点につきましては、これは当然に考慮された上で死刑の執行というものが一般的に行われるとい

うことを申し上げておるつもりでございまして、先ほどお答え申し上げましたように、「死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、法務大臣の命令によって執行を停止する。」こ

ととされているわけでございまして、今申し上げましたように、死刑確定者が心神喪失の状態にあるかどうかという点につきましては、当然に考慮され

○小森委員 そういう議論は、先般金丸五億円事件のときに、これは政治資金に使った金だと言

（田辺）委員長代理退席、委員長着席

○濱政府委員 これも、委員のお尋ねは特定の死

刑確定者についてのお尋ねでございまして、この点はやはりお答えを御遠慮させていただきたいと思つてござい

ただ、今の委員のお尋ね、御疑問としておられるところについて、これも一般論としてお答えをさせていただきたいと思つてござい

改めて申し上げるまでもなく、死刑執行のもとら重大な結果にかんがみまして、死刑執行命令を発するに当たりましては、法文上は刑の執行停止事由に当たらないとされている再審の請求ある

○濱政府委員 これは平成四年十二月末日現在の死刑確定者で、未執行者のうち再審請求をしてい

○小森委員 だから、単に延命のために再審請求をするというような一番極論をもつて、再審請求の準備をすればみんな延命策をとれるからというようなことは事実には合っていないのです。本当に自分はこの犯罪についてはやってない、長らく反省の時間があつて、やってないということについて、せめてこれだけでも晴らしたい、こういう人間の切なる願いから再審請求というものは出るものと私は思っているのです。

そうすると、やはり準備をしておるとか、何回か再審請求をされて却下されておられるけれどもまたやりそうだとかいうようなのは、私は、そう簡単にはこの機会に死刑執行せよ、しようということでは、言われた答弁の趣旨と刑事訴訟法自体の法の意思、法意ですね、それをちよつとたがえておるのじゃないですか。どうですか。

○濱政府委員 今の委員のお尋ねにつきましてもう少しお答え申し上げさせていただきます。もう一つお尋ねですが、先ほど申し上げましたように、死刑執行のことも重大な結果にかんがみまして、死刑執行命令を発するに当たりましては、刑の執行停止事由に当たらないとされているところの再審の請求あるいは恩赦の出願につきまして、それがなされている場合には、その事情について十分斟酌することとしていることは、これまで繰り返して申し上げたとおりでございます。

ただ他方、国の司法機関である裁判所が言い渡し、また最終的に確定した裁判につきまして、速やかにその実現を図るといふことも刑の執行の任に当たる者の重要な職責であるということも、これまで否定できないところだと思つてございします。もちろん、先ほど申し上げましたように、死刑の執行停止事由にはなつてはおりませんけれども、再審の請求や恩赦の出願等がございましたときに、それがなされている場合にその事情について十分斟酌することは、これは当然行い、慎重に執行するかどうかを検討しているというのが実情なわけでございます。

ただし再審請求中であつたといつたとしても、それが例えば数回であつて、その理由とするところがおおむね従前の請求理由と同一であつて、当然棄却することを予想せざるを得ないような場合、そういうような場合におきましては執行を命ずることもやむを得ないというふうに考えられるのではないかと思つてございします。

○小森委員 もう時間が来ましたから、法務大臣とちよつと議論をしたいと思つておりましたけれども、やむなく省略をいたします。

そこで、もう一つだけ尋ねますが、今まで再審請求でシロとなつたのは、そう簡単になつたのじゃないのです。生涯、おおよそ半生をかけて再審請求でシロとなつておられるのです。一回や二回や三回、皆けつちん食つておられるのです。しかし、当初出した理由とほぼ変わらないのです。ただ、それを裏づける証拠といふものが、丹念に調べてその証拠を出した。しかも、同一のものであつて裁判官によつては全く逆に評価しているのがあるのです。だからそういうことも考えて、つまりおたくらの、いわば行政の都合だけで見るとでなくて、たとえこの地球上の一人の人間であれ、一億二千五百万の一人の人間であれ、うっかり無実でやられたのでは、これはやりようがないでしょう。

法務大臣よく御承知だと思つけれども、間違つて死刑にしたら金目は何ぼですか、賠償金額は。私が言いたいのは、二千万や三千万で命を取られたら大変ですよ。だから何ぼか、法務大臣知つておられると思つけれども、法務大臣の目の前でちよつと尋ねて下さい。

○濱政府委員 お答えいたします。

今委員のお尋ねの点は、当委員会でも御審議いたしましたが刑事補償法の一部改正によりまして、昨年、死刑執行の場合の慰謝料と申しますか、そういう形のを三千万円という金額に引き上げていただいたと思つてございします。

それから、これは言わずもがなのことでございますけれども、委員が今御指摘になつておられます

す裁判に誤りがあるではないかという点につきましては、これは確かにそういう御意見には十分耳を傾けるべきでございます。現に誤判の可能性というものが死刑廃止論の論拠の一つとなつていふことは、委員も御案内のとおりでございます。ただ、死刑事件の事実認定という問題につきましても、これは裁判実務におきましては、三審制の保障のもとで、被告人に有利なすべての証拠を十分に考慮した上で、極めて慎重に行われているものと承知しているわけでございします。その上、先ほどもちよつと申し上げましたように、死刑の執行に当たりましては、法務省内部において、刑の執行停止あるいは再審、恩赦の事由等があるかないかということについて極めて慎重に検討しているということも十分御理解をいただきたいと思います。うわけでございします。

○小森委員 時間を超過してどうも済みません。

○浜野委員 長 塩崎潤君。

○塩崎委員 私は、不動産登記法の一部改正法案について質問をさせていただきたいと思ひます。

幸いに私は、昭和六十三年のあのコンピュータ化の不動産登記法の改正の際にも、藤井局長さんでございましたが、質問をさせていただき、いろいろ御指導をいただいたことを今思い出しております。

そこで、まず第一は、私は、六十三年のときの国会のここにおける審議、そしてまたあの附付せられた附帯決議、このような過去の歴史、その経過から見ると、国民の不動産に関する権利を保全する不動産登記制度の発展を図るものとしてどうも不十分なような気がしてならないのでございします。附帯決議の趣旨を十分に実現されていないやうな気がするのですが、この原因はどこにあるのでしょうか。

私は、やはりこの不動産登記法が明治三十二年の古い片仮名の法律で、そして昔の旧スタイルのあの法的表現でございますから、清水さんが幾ら勉強されても、なかなか木に竹を接ぐやうな、制度が取り入れられない、あるいは仕組みにならない

い、こういったところにあるのかと思つたりするのですが、大方の皆さん方が質問された中に、今のやうな附帯決議の中に盛り込まれたところの、特に登記の真正を担保するための制度の改正、これが余り見られない、その原因はどこにあるとお考えでしょうか。

○清水(逓)政府委員 お答えいたします。

今回の改正は、先生御指摘の昭和六十三年の附帯決議の趣旨に沿うべく私どもが努力してまとめ上げた法案でございます。保証書制度の見直しとか、あるいは登記申請代理権の不消滅に関する規定を整備する、あるいは地図整備の諸方策の一つといたしまして、非常に小さい問題ではございしますけれども、職権分合筆の規定を設ける、こういうやうなことにいたしましたわけでございします。

ただしかし、この昭和六十三年の附帯決議の中では、そのほかにも、審査事務の充実とか専門家の能力活用等の諸施策を推進する。具体的には、登記の申請のためのいわば専門家集団でありますところの司法書士とかあるいは土地家屋調査士の能力をフルに活用して登記制度の運用の改善に資する、こういうこともあつたわけでございしますけれども、これはまた司法書士法なり土地家屋調査士法の改正の問題とリンクして議論しなければならぬ、こういうやうな問題ではなかつたかと思つてございします。

いずれにいたしましても、先生御指摘のように、登記の真正を確保するためにどうしたらよろしいのか。いろいろなそのための手続構造の整備、非常に端的に申しますと、共同申請主義とか、あるいは印鑑証明書の添付とか、あるいは必要添付書類等の規定を整備する等のもろもろの手続を講じまして、登記の真正を確保するための手続を工夫しているわけでございしますけれども、見ようによつてはまだそれが一〇〇%実現されてはいないという点もあつたかと思ひます。

そういうやうな面から申しますと、今回の改正によつて登記の真正の確保が十全にされておるといふふうには私も考えておりません。そういう

問題については、さらに今後もいろいろな場面において研究、検討を続けてまいらなければならぬ、こういうふうに思うわけでございます。

○塩崎委員 清水局長さんは今そういう答えかもしれません。しかし、例えばこんなことが前の六十三年の国会では言われました。登記の真正を担保するために原因証書の活用を検討する、こんなふうな御答弁があったのです。しかし、今度の法案を見てもどこにも見つからない。

どのように活用されようとしているのかということも聞きたいのですけれども、法文に出ておりませんから、私も、登記の専門家が立ち会ひの結果として真正な原因証書である旨を証する確証書を原因証書または申請書と合綴して登記申請を行うという方法を行えば原因証書の活用ができ、しかも登記の真正の担保の上においても有効と思われる。これも私どものふだん聞いていることとでございます。

登記原因証書については、法の規制も何もない、民法上の解釈から出てきたような制度で、人によってこの原因証書が何かということについてもいろいろと見解の相違がある。しかし、これは一番難しい。これが同時に登記済証にかかわるわけでございますから、大事なものであることは間違いないと思います。このようなことについて全く今度の改正で触れられていない。私は、前回の審議の際にこれぐらいの議論があったのにこの問題について触れられていないことは、今の保証書だけの問題じゃありません、ほかにもたくさん私は申し上げたいことがあるのですけれども、まずこの点についてどのように考えられるか教えていただきたいと思ひます。

○清水（逓）政府委員 原因証書の問題につきましては、六十三年の改正の際に先生の方からいろいろな御指摘があつて議論がされておつたということは、十分私承知しているわけでございます。また、このことにつきまして司法書士会内部等でいろいろな議論が展開されておつたことも承知いたしておるわけでございます。

結局、登記の真正を確保すると一口に申ししましても、いろいろな場面における真正確保ということとが問題にならうかと思ひます。何と申しまして一番大事なものが、やはり登記の申請をする当事者、本人が、間違いなく本人の意思に基づいて登記を申請しているということ、これがまず絶対に欠かすことができない最低限の要件だろうと思ひます。

それに加えてさらに、ではそういうふうに関連のない申請人同士、権利者、義務者同士、登記の申請を間違ひなくしているというこの当事者間における物権変動の原因について、どこまで追及をするのかということが次の問題だろうと思ひます。

ところで、我が国の民法、これは本當に申し上げるまでもないことと申しますけれども、いわゆる物権変動について意思主義をとっているわけでございまして、物権の得喪・変更について書面を要求するということをいたしております。これが明治時代に民法をヨーロッパに倣つて導入した際の解釈といたしまして、法律上もそうなっているわけでございまして、具体的実務におきまして、当事者間の、売買でございまして売買の意思が合致しさえすれば書面はなくても所有権は移転する、こういうことになっているわけでございまして。その結果として、いろいろな売買等の物権変動につきましても原因証書そのものがない、こういうことが制度の前提として予定されておる、こういうようなことが一つはございまして。

さらには、当事者間において所有権移転なら移転の登記の意思はあるのに、その原因について、当事者の意思とは異なつた形での原因というものを追求するということが果たしてどこまで可能であるかどうか。当事者が例えば売買と言つてゐるのに、これは贈与ではないかと言つてこれを否定し得るだけの資料というものが他にあり得るのかどうか、こういうような問題もあるわけでございまして、現実のこれまでの登記の実務の上におきましても、純粹な意味での本當の売買契約証書と

いうような、本来これは原因証書だと思つてゐるわけでございすけれども、そういう原因証書が必ずしもこの登記の申請に添付されないという実例が多いというふうな承知しているわけでございまして、そういうような我が国の明治以来の登記制度、これは民法を前提とした登記制度の運用というものを考えますと、必ずまさに直接の売買契約証書等の作成を義務づけて、それをもつて登記原因証書とすべきであるというこれは非常に難しいのではないかと。いろいろそういう議論があることは承知しておりますけれども、原因証書に関する規定を整備するということはなかなか難しい問題を持つておるということから今回は改正の対象にはならなかつた、こういうことになるわけでござい

ます。

○塩崎委員 私、古い時代に、物権の変動は意思の合致によるといふことを習ひました。しかし、今の清水局長さんのお話では、それでは原因証書なんて要らないんだというふうな聞かされて、では登記は実際どうなるんだ、これは大変疑問が出てくる。しかし、何といつても意思による物権変動でありながら、長い間の慣行法で、司法書士さんらが開発された意思の表現としての原因証書を苦勞して見つけ出して、これを利用して、これを基礎にしている。そしてこれを登記所へ持つていって、これを登記済証にかえて、これを後生大事に持つてきているわけでございまして。

私は、そんなことといえば、登記が第三者に対する対抗要件だから、登記は必要がないというようなことにまでなつてきたら大変だと思つたのです。やはり登記をするために客観的な原因証書を見つけてきたこの苦勞、これをもう少し活用すること——私は民法は民法でいいと思つたのです。しかし、明治三十二年のこの不動産登記法を、今の實際慣行法としてでき上がったところの、しかも原因証書についても慣行的に、例えば私ならその登記は遺産の分割協議書だ、こう言いたいところなんですけれども、いや、そうじゃなくて、死亡相続でも法定相続人の登記原因があるのだ、こ

う言われたりしておるところを見ると、どっちが正しいのかまだまだはつきりしていないようですけれども、こんなようなことをしているのだつたら、ひとつやはり不動産登記法を、片仮名の法律を改めて、明瞭にして、庶民にわかるようにしていただかせんか。そういうったことが不動産登記を發展させていく、登記によつて権利を守つていこうという国民の期待が大きくなつてくる、こういうふうには思ふのです。いかがです。

○清水（逓）政府委員 物権変動についての先生の御指摘、これは本當に立法論としてはある意味において傾聴に値する面が多々あると思ひます。現実、例えば日本の民法の母法とされてゐるフランスとかドイツにおきましては、不動産の売買等は必ず公証人のところへ行きまして公正証書をつくりまして、それを登記所に持つていくという形で登記が行われておるといふのが実態になつてゐるわけでございまして。我が国では残念ながらそういうような状況になつていないということから、そういうすべての契約をきちつとした書面で行ふという慣行は必ずしも確立していない、こういうことにならうかと思ひます。

そういう民法の面の問題と、もう一つ、これは手続法という、具体的登記制度という制度を動かすわけでございまして、制度の中でそれが正しく原因証書としてチェックされるということがまず保証されなければならぬ。理論的な問題と手続的な保証という問題があるかと思ひます。

そういう面で見ますと、確かに原因証書が必要だということを言ひましたも、例えば登記官の審査権限の面から見ますと、果たしてこれが本當の意味での原因証書であるかどうかということの認定は甚だ困難でございまして、当事者が原因証書として持つてくるものをもつて原因証書と認定せざるを得ない、こういうようなことにもなつてくるわけでございまして。そういう意味では、確かに手続的にもいろいろと難しい問題をはらんでゐるということがあるわけでございまして。

そういう問題はございすけれども、最後に先

生が御指摘になった、今の不動産登記法が非常にわかりにくいと申しますか非常に専門的に簡略化された形で法文がでまがっているということも、これはまた事実でございませう。そういう意味で、国民にわかりやすいような形で不動産登記法を書き直して登記の手続をきちんと守ってもらう、こういうようなことは確かに非常に重要な問題だということに思っております。そういう意味で、今までも質問がございましたけれども、私も、不動産登記法の口語化と、それを単に口語化するだけではなく、代理の規定その他もろもろの規定について国民が見てもわかりやすい法律というものを用意すべきではないか、こういうふうには考えているわけでございませう。

○塩崎委員 前回の附帯決議の第五に、登記申請代理人の規定の整備の問題を挙げられております。私も聞いておりましたあの六十三年には、非常に重点の置かれた、そしてまた議論の行われたところでございませう。今清水局長さんが申されましたように、あの片仮名の法律で、しかも大部分は民法の解釈でいく代理の制度、これは恐らくいろいろの欠陥がある。それを解釈で補っているのではありません、私などは、民法を習って、あの解釈で楽しむよりも、本当に法律できちっと書いてもらって、素人にわかりやすいようなことを国民に理解させるような法律としてやるべきだ。我々民法を私も持ってきましたが、まさしくこうも解釈できる、ああも解釈できる、私はこちらの説だとか、前はそうだったと思つたが今度は考えを変えたとかいうようなことが書いてありますが、そんなことはやはり明治三十二年時代の考え方で、今の法律はびしっと書いて紛議が起らないようになつておると思うのです。

そこで、登記申請の代理人の権限を証明する規定を新設したり、あるいは代理権の範囲に関する規定を設けたり、それから登記申請の取り下げに関する規定を新設したり、民法では不十分なところを公法であるところの不動産登記法上の根拠を与えて登記申請代理権の権威をつくっていく、そ

して規制をしていく、そして申請代理人に対して登記の真正さを確保させる、こういった仕組みが私にはなければいかぬと思うのです。

今の法律ではできぬということだろうと思うのですけれども、私は早くこういったわかりやすい民法の解釈だけではまだ不十分だ。今度の消滅の場合、これは判例で当然になったからこれも変えたんだけどという改正なら余り必要はないと思うのです。もう少し、読んだだけですべてわかるような、そして代理人の権限は何か、不動産登記法でどのような規制が加えられるのかというような制度にすることが私は登記制度に対する国民の信頼を高めるものだと思いますが、どうですか。

○清水(逋)政府委員 登記申請の代理につきまは、代理権限法と申しますか、代理権についてのいわば実体法として司法書士法なり土地家屋調査士法があるわけでございませう。その中には司法書士あるいは土地家屋調査士はどのようなことについて代理権限を持てているのかということが明定されておる。それを受けて、今度は手続法の中でそれを行使する場合の手続を書いておる、こういう仕組みになつておるわけでございませう。

しかしながら、確かに先生が御指摘になりましたように、例えば代理権限を証する書面というものを記載しないとかというところを書いてない。いきなり法律の中に申請書に代理権限を証する書面をつけろ、こう書いてあるわけでございませう。これは、当然代理権限は書面によつて証明しなければならぬ、申請の際にそういうものは出さなければならぬという当然の解釈を前提としたこういう規定になつておる。しかし、一般の国民の方から見ますと、代理権の委任状にどういふことを書いていいのかわからない、こういうことを確かにやつてこようかと思ひます。それから、代理権限の実体法として司法書士法の規定があるというところを申ししても、ではその中のどういふ代理権限を行使するのかといううなことにしても不明確ではないかという先生

の御指摘、確かに一々そういうことを明文で明らかにすればわかりやすいということは、これは否定することができないと思ひます。

ただし、明治以来一定した解釈のもとにこれらの問題については運用されてきたという実態がございませうので、今回の改正ではそういうようなことは、今までの不動産登記法のスタイルに合わせるという意味においてこれは明確にしなければならぬと申すわけでございませう。将来口語化をして、いろいろなわかりやすい規定を設けて、国民の一般の方々が読んでも登記手続構造というものがわかる、こういうようなことにする場合には、そういう心配はありますけれども、国民と代理人との関係に関する規定というふうなものもあるいは盛り込むというところも考えなければならぬかなと現在思つておるところでございませう。

○塩崎委員 今回の保証書制度の改正も、単に他の登記所にある人でもいふんだというふうな珍しい書き方の法文だと思つて私はびっくりしたのであります。つまり、その地の登記所に適当な保証する人がいなければならぬというふうなところであるといふに、なぜ例外を並立して書いておるのかよくわからない。

しかもまた、単に保証書と書いてあるものですが、こんな制度よりも、よく言われますように、専門家による確認制度といった形の保証——本場に権利証をなくしてしまつたら大変なことになるんだから、この保証書制度というのには非常に大事だ。今はその地域の登記所に登記している人ならだれでもいいように書いてあるのです。今度広げたところでは、ほかの地域の登記所にいふ人ならだれでもいいと書いてある。そうじゃなくて、やはり保証書の必要になるゆえんから来る仕組みの法文にすべきじゃないですか。そして、私は、それは専門家による確認制度の方が保証書よりはるかにましじゃないか。権利を昔からずっと洗つてこられるような人は、私は司法書士のような専門家しかいないと思つています。いかがです

か。

○清水(逋)政府委員 今回の保証書制度の改正の趣旨は、保証人の資格について、その申請に係る登記所において登記を受けた者でなくともよろしい、こういうことで、全国どこかの登記所で登記を受けた者であればよいということにしたわけでございませう。

その際、申請をしようとする登記所に適当な人がいなければという要件をつけるという御意見ですけれども、いなければというのをどうやって証明するかという問題もあるわけでございませう。現実の問題といたしましては、俗に我が国における地域社会の崩壊といふことが言われておりますけれども、実際の問題としては、地方から多数の人が出てきておる、自分がその住居地の登記所で登記をしようと思つても知り合いがだれもない、しかし田舎に行けば父親もおれば兄弟もおる。そういう場合に信用することができ、つまり登記義務者について確実に知識を持っている者が、その登記所の管内にはいないけれども地方にはおる、あるいはその隣の登記所の管内には親戚がいて、そういう人たちが本場に登記義務者をよく知つていて保証人になつてくれる、こういうこともあるわけでございませう。

そういう意味におきまして、従来の法律は無理やりその登記所における登記を受けた者ということになつておりましたので、登記義務者について本場に確実な知識を有するかどうかといううなことで問題がある場合でございまして、保証人として頼むということにならざるを得ないといううなことがあるわけでございませう。それからまた、現実の問題としては、司法書士がかなり保証人になつておる、あるいは司法書士の関係者が保証人になつておるという問題があるわけでございませうが、その司法書士の方々にいたしまして、当該登記所の周辺だけで業務をしているというところではなくて、いろいろな地域に向いて登記の申請代理をしているということがあ

を受けたことがないからその司法書士あるいはその関係者は保証人にもなれない、こういうような問題も出てきておりまして、その辺は外す方が本当に信頼のできる、登記義務者について確実な知識を有する者を求めやすいということになるのではないかと、こういうような拡大を図ったわけでございます。

それとともに、例えば司法書士がその点について調査確認をするということでもかえればいいじゃないかということでもございますけれども、これはちよつとまた問題が違つたわけでございまして、この保証書というのは登記済証にかわるもの、登記済証というのは過去に登記をしたその際に当該本人に交付されたという一つの歴史的な事実をもつて証拠とするものでございまして、それにかわるものとしてこの保証書を採用するというところでございます。

それと別に、さらに登記の真正を確保するための手段として、原因関係についての調査確認を司法書士に義務づけるということは、これはそれ自体に問題はございませんけれども、それは別の問題として検討に値する、あるいは考え得る問題であるというふうに思います。調査確認をすればこの保証書は要らないということではないんじゃないか。つまり、保証人の責任という問題が後に問題になるわけでもございますけれども、そういうことで代替し得るものではないというふうに考えているわけでもございます。

○塩崎委員 だんだん時間がなくなりましたが、とにかく清水局長さんの答弁では、中間省略なんというのとは認めていないんだ、登記簿を見れば不動産の権利の歴史がずっとあらわれるということが当然だと言われる。しかし、実際はそうになっておりませんか。中間省略はあり、実体と違つて登記、それはどこから来るかという、いろいろ理由がありましても、これは我々さんの本を見ると、税金の関係から仮登記ということが出て、私も大蔵省へ入って初めて我々さんの本を読み出しまして、なるほど税金の圧力というものはひどいもの

だな、こう思ったのです。今度はまたその要素が大きくなるのであります。

つまり、来年、平成六年からは固定資産税の評価額、つまり登録免許税の課税標準価額である固定資産税評価額が十倍くらい上がるというふうになるわけですね。さあ、これなら大変なことになりはしませんか。固定資産税の方は何年で調整することにしたのでありますけれども、これは必ず毎年するものじゃありません。偶然その年に登記した年からは、これを自治省が統括する基準価格みたいなものに変つてしまふおそれがあるのです。そうすると、大変な増税になる。今でも登録税の収入が登記所予算を上回つていて、私は登録税の性格がよくわからない、権利の保護に対する代償としては取り過ぎじゃありませんか。私は、だから、これならもう少し登記所の費用もふやしてもらわなければならぬ、あるいは地図の複製も予算をふやしてもらわなければならぬ、こういうふうにするのが、そこで、その登録税がだんだん、その課税標準価額である固定資産税の評価額が高くなつたことによつて、中間省略をやるか、あるいはまた仮登記でいくか、安い登録税の登記形態を選ぶことになる。移転の登記が百分の五で保存の登記、仮登記が百分の六、それから相続でも百分の六なんていふたら、移転の高い登録税の登記はだれもしないことになるおそれがあります。相続の登記しないことは余りにも有名です。どうしたのですかね。登記は第三者對抗要件程度の効力だから、このように高い登録税をかけて少々真実の登記は表示されなくてもいいんだと、まあ、まさかこんなようなお考えではないでしようね。

○清水(逓)政府委員 中間省略の登記というのは、登記手続の面では認めていないわけでもございまして、ただ、最高裁判所の判例等によりまして中間省略の登記の有効性が承認されておるということになつておるわけでもございまして、登記手続の面からは、中間省略の登記であるということがわかればこれはチェックすることになつておるわけでもございまして、

しかし、現実には先生御指摘のように中間省略の登記が行われる。その一つの原因として登録免許税の問題もあるというふうな指摘があることは私も承知はしているわけでもございまして。ただ、しかし、登録免許税ということになりますと、これはむしろ先生の方が専門家でございますので、私の方なんかで説明する必要はないと思つてございまして、

税を一種の、補完すると申しますか、本来なら所得税とか法人税で国家の税収は全部賄うべきでございまして、それだけに全部所得を正確に把握することができない、そういうことからいろいろな形で税金が考えられておるというふうな言われているわけでもございまして、そういう意味で、登録免許税も財貨の移転、権利の設定変更の背後には一定の所得があるだろうという推計のもとにそういう税金が取られておるというふうに説明がされておるというふうに承知いたしております。

しかし、そうなつてまいりますと、この登録免許税のあり方も、所得税あるいは法人税制度全体、税制のあり方等の問題としてこれは税制当局がお考えになる問題ではないか。私も税金は全く暗いものでございまして、税制全体の中で登録免許税をどのような位置づけで持つていくかということにつきましては、やはり税制当局でお考えいただくほかはない。私もとしてはちよつと力及ばざるところであるというふうに申し上げざるを得ないわけでもございまして。

○塩崎委員 清水局長の答弁、私はまだまだ満足できないのです。やはり登記は進めたいんでしょ。なるべく登記を喜んで、しかも真実な権利を表示するよう登記をさせたい。そういった観点から登録税はどのような影響を受けているか、あるいはどのような影響を及ぼしているか、ということについては常に研究すべきである。大蔵省が所管ではありますけれども、それは歳入という見

地の方が中心であり、あるいは税体系の中の一環であるというふうなことぐらいであつて、今の各省の税制改正のつくり方を見ますと、運輸省なら船舶問題、交通問題についてこの税制をこうしてくれあしてくれ、中小企業庁は中小企業の発展のためにこうしてくれあしてくれということ、大蔵省にいろいろ意見が出されて調整されていく。

ですから、仮登記に対してほとんど登記と同じ税率にしたのは、やはり当時を考へてみると大蔵省の考え方、歳入増加の観点ばかりからやつたのかなと思つて、今もだんだんその点が大変心配になるわけ。つまり、売買の移転の登記と保存登記と仮登記と相続登記、これが果たしてこれだけの差があつていいのであろうか。このような問題は法務省が一番わかつておられる。殊に司法書士の方々が納税者の反応を見て、こんなに税金が高いのならこの登記をしてくれ、第三者對抗で権利証を持つていけば通用するのですから、これはひとつそういう観点から見ていただかないと登記制度が税のために曲がつてくると私は思ひますから、これはひとつ御研究しておいていただきたいと思います。

特に、今大蔵省の問題だとおっしゃったので、渡邊税制第三課長さんが来ておられるので、一言御質問しておきます。

この登録免許税は極めて古い税金で、相続税がなかったころに、これが相続税のかわりだと言われた時代もあるのです。相続税は明治三十八年ぐらゐ、日露戦争のとき、登録税は早くも明治二十九年ですか、そんなような沿革があるわけ。そのときには今のようないくつかの段階の付加価値に課税するのだから、あらゆる間接税、物品税はやめてしまふ。印紙税にしても登録税にしても、もう課税の根拠は失われていると私は思ふのです。

権利の保護としていくとすれば、どの程度でいいかというのは大変議論がある。登記所の予算な

んかを賄う以上に取っておる。単に沿革的な税の理由しか私にはわからないぐらゐになつておることを考え、しかも一番大事なことは、登記の真正さを保証したいのです。だから、今売買の登記なんてやるのはありはしません。大体保存登記あるいは仮登記でいく、権利証だけで譲っていく。こんなような事態が行われておることを考え、これがまた固定資産税の評価額の引き上げでさらに倍加されようとしておる今日、登録税について大蔵省はどう考えられるのか。殊に、付加価値税ができた後、登記を保護していく観点からどのように考えられるか、ちよつと御意見を聞かせてください。

○渡邊説明員 非常に多岐にわたる御質問を受けてまして、どういふ順番で御説明しようかと思つております。

登録免許税の課税の根拠につきましては、既に委員の方が熟知されておるところでございますが、財産権の創設、移転、あるいは現在では免許税が入つておりますので、人的資格の取得、それぞれにつきまして背後にある担税力に着目して課税しているといふことで、それぞれの性格に應じまして受益に對應する税率を定めてきているといふところでございます。

現行の所有権の移転登記の五％というものは昭和二十一年からの税率でございまして、大分長きにわたつて定着しているものでございまして、物の本によりましては、これが中間省略登記の一つの原因になっているといふことが書かれていたことは承知はしておりますけれども、それ以外のさまざまな実体的あるいは手続的な理由もあつて、現在そういう実態にあるという状況ではないかと考えておりますので、それだけの理由で税率をどうこうといふふうに考えるといふことは今のところ考えていないわけでございます。

それから、先ほど御指摘ございました固定資産税の評価の適正化に伴ひまして、従来公示地価の大体二〇％前後であつたものを今回七〇％に上げるといふことで、平均で三・五倍、あるいは地域に

よつては御指摘のように十倍あるいはそれを超えるという状況がございまして、それについてどのような対応をとるかといふことにつきまして、固定資産税評価の適正化が六年度に実施されますので、その数字を見た段階で、どのようなことが必要なのか、あるいはどのような措置をとるかといふことはこれから検討する必要があります。とはいふかという認識は我が方としても持つておるわけでございまして、自治省の方の不動産取得税の問題もございまして、それらとの関連であわせて検討していきたいといふふうに考えているわけでございます。

それから、消費税との関係を委員御指摘になつたわけでございまして、消費税が入つたときにこのような登録税あるいは免許税のようなものがなくなるべきかどうかといふことにつきましてはいろいろ考え方がございまして、所得、消費、資産、全体にバランスのとれた課税を行う。その中で、不動産の登記に關しては、資産に対する課税の一種として考える余地があるのではないかと。資産に対する課税と広く見ますと、所得に對する課税といふ問題もございまして、あるいは無償で移転されてきた相続税、贈与税のようなものもあります。それから、今回の不動産取得税のように對価を払つて行われた有償の移転の場合もあるわけでございまして、そういうさまざまな段階でどのような負担を求めていくのかといふことは、単に付加価値税がサービスあるいは消費に對して課せられたかといふと直ちになくなるという性格のものではないかと考えているわけでござい

ます。例えば、現在付加価値税を導入している外国におきましても、イギリス、フランス、イタリア、欧米の場合にはVATという形の付加価値税が入つておるわけでございまして、これもそれぞれその必要に應じまして、例えば酒類の卸売の免許、あるいは賭博場の免許、不動産の譲渡の登記、会社の設立、増資の登記などについて、登記あるいは免許を行うものが国である場合は国税として、

地方公共団体である場合においてはそれぞれの地方公共団体で課しているところでございます。日本の方が全体として課税対象範囲が広範であるといふことが委員の御指摘でございまして、そのような点を踏まえて今後検討していくべきものであらうと思つておりますので、現在直ちに、消費税が入つたからといって登録免許税の課税の必要がなくなつたといふふうには我が方としては考えていないところでございます。

○塩崎委員 時間が参りましたので、一つ第三課長にお聞きしますが、例えば相続ですね。なかなか遺産の分割もできない、したがつて話がまとまらない、相続登記は大変おくれる、しかし千分の六も取られる。ですから、ほとんど金を借りるような場合にしか登記をしないのです。私はそれは大変危険なことだ。その間、また火事があつたりしたときどうなるのか。そのようなことを考えれば、例えばもう相続はやめて、それから移転の登記と保存と仮登記の間の差を縮めて、安いからこつちへ行くといふ、真正な登記を阻害するような税率は一遍考え直していただきたい。

こんなことを申し上げて、最後に大臣、登記推進の熱意を大變持つておられる大臣だと伺つておりますので、ひとつ税制まで含めて、真正なる権利が登記簿で保証されるような発展の方向の改正を、これで、五年目やつとあれになった。しかし、私は、今年度の改正ぐらいでは登記制度は発展せぬと思ふ。今私どもが、皆さんたくさん心配されて質問されておる。六十三年でもまた大きな質問があつたのです。ひとつ大臣の在任中にでも計画するぐらいの御意図でやつていただけるかどうか、ちよつと御意見を承りたい。

○後藤田国務大臣 塩崎さんから、大變専門的な立場に立ちながらも、しかも高い見地でのいろいろな御質疑を承りましたが、確かに今回の不動産登記法の改正は、私は、当面の改正に過ぎない、もう少し根本的な問題が残つておる。しかも、仰せのように、この決め方というものは税制と大きな関係がある。こういうような点も考えながら、

ら、しかもこれは国民にわかりにくいのです。法務省の法律というのは、千六百ばかりある法律の中で一番基本的な法律なんです。それだけに、民法だつてまだ親族相続しか変えてないで、あとはみんなベカラスの法律でしよう。刑法がそうですし、商法がそうですし、この不動産登記法もそうだしといったようなことで、基本的な問題であるだけに勉強して検討しているんですよ。だけれども、ちよつと刑法改正案が、改正草案はできたけれども一向に法律は直らない。これくらい基本的な課題であるだけに面倒なんですね。そこらはひとつぜひ御理解を願わなければならぬと思ひながらも、本当に私はこのままではこういう面が立ちおくれいていると思ひます。

私は、法務大臣に就任しまして、各局から説明を聞きました。ところが、非常に歴史の古い堅実な役所ですよ。しかし、それだけに時世の進展から見るとすべての面で少し立ちおくれいていやせぬか。またそれに対し、あなたも大蔵省におられた、財政当局の理解が不十分だ。これは、もう少し国民の基本的な権利に關係をし、人権を尊重せにやならぬという、大變これは社会の基盤を支えている仕事なんです。ならばそれに対していまいしく、予算にしろ、人にしろ、施設にしろ、どんな充実をしてもならなければならぬ。

しかし、私は責任者ですから、評論家じゃないんですよ。私はいつまでこれをやっているかわかりませんよ。わからぬが、少なくとも私はもう少し皆さんの御支援も得ながら、法務行政の本當の意味での発展をやらなければならぬ。そういう中、今この問題についても検討をして、もう少し抜本的な見直しの時期が来なければならぬ、私はかように考えておりますが、どうぞひとつそういうときには御理解、御支援を願ひたい、こう思ひます。

○塩崎委員 大臣の大變希望の持てる御答弁がありましたので、私はこれで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。ありがとうございました。

○浜野委員長 木島日出夫君。

○木島委員 最初に、法十七条の地図の問題について伺いたいと思います。

その前に、不動産登記制度の根本問題、基本問題についてありますが、これは有斐閣の法律学全集の幾代さんの「不動産登記法」ですが、「登記制度の理想は、一言にしていえば、実体的物権変動を正確かつ迅速に公示することにより不動産取引の安全と円滑とに奉仕するにある。」とあります。そういう基本から、「登記簿の記載を実体関係に符合せしめるための配慮、これは、登記手続法における最も中心的な課題をなすものである。」とあります。

それで二つ指摘して、一つは「不動産の物理的状況」、地形とか形状、これに関する「登記簿の記載が実体と符合することが必要である。」二つ目が、所有権移転、中間省略があつちやいかぬということもあるのですが、「権利変動したいについての登記と実体関係の符合の問題」、こう言っております。まさに私はそのとおりだと思うので、これを単なる理想だけじゃなくていかに現実化するかのというのが法務省民事局に与えられた基本的な責任だと私は思うわけであります。

そこで、最初にお聞きしたいのですが、今回の法改正で、いわゆる公図、これを法十七条の地図に準ずるものとする、要するに格上げするというところでありますが、現行法でいわゆる公図がどのような社会的、法的役割を果たしていると考えているのか、まず基本的な法務省の認識について伺いたいと思います。

○清水(逓)政府委員 お答えいたします。

法十七条の地図というのは、これは先ほど来答弁しておりますように、国家基準点と接合した形の地図であり、現状が変更いたしましたも地図に基づいて、厳密に申しますと完璧というところではございませんけれども、ある程度現地に所在位置を復元することができ、こういうものであるというふうに考えているわけでございます。

ただしかし、そういう十七条で想定しているような地図が全国の登記所にまだ四十数%程度しか

そろっておられないという状況のもとで、いわゆる公図と言われるもの、今回の改正で「地図二準ズル図面」という形で法的な位置づけを明確にしようとしておる図面があるわけでございます。この図面につきましては、明治の初期から作成され、あるいは修正が施されてきたものでございますけれども、しかしこの法十七条の地図が備えられていない地区にございましては、土地の配列とか位置関係、地番というふうなものを唯一の公的な資料でございまして、その精度については若干のバラエティーはございまして、そういう意味で今まで法的な位置づけは明確ではございませんでしたけれども、現実の登記行政の面におきましては非常に重要な図面として利用され、また登記所でも多数の利用者によってこれが利用されてきたわけでございます。

そういうような実情にかんがみまして、法務省では、当初から、法的な位置づけはされていない公図ではございまして、その維持管理、保存整備というものを尽くしてまいりました。そういう意味で、法十七条の地図がない地域においてはまさに唯一の公的な資料として大変大事な図面である、こういうふうにご覧いただいております。

○木島委員 御答弁あったとおりのことですね。非常に重要な図面として利用されてきた。衆議院の法務委員会調査室の皆さんが苦勞なされて作成していただきました参考資料によると、その重要性について三つの点にわたって記載してあります。登記官が不動産の表示登記に関する登記事務を処理するときに大変重要、それから一般社会人が不動産取引をする場合の現地確認等に非常に重要な面がある、土地の境界線の確認訴訟などの証拠資料として非常に重要、この三点を挙げています。まさにそのとおりだと思っております。

それじゃ、続いてお聞きします。今回の法改正で不動産登記法二十四条ノ三がつけられて、いわゆる公図が「地図二準ズル図面」となることによって、今まで果たしていた公図の法

的、社会的機能や効力、役割、これに変化は生ずるのでしょいか。法務省はどう認識しているのでしょうか。

○清水(逓)政府委員 地図ではございませんけれども、「地図二準ズル図面」ということで法的な根拠を与えたわけでございますけれども、これによって中身と申しますか精度が高まるということであるわけではございません。つまり、公図としての従来の価値というものが変わるわけではございませんから、今回の法改正によって訴訟とかあるいは境界画定とか、あるいは登記事務の処理の面において違いが出てくるということにはならないと思います。

ただし、私どもといたしましては、この維持管理というのが非常に大きな問題になっておりますので、閲覧手数料等の収入をさらに積極的にそういう整備に向けて使う、例えば現在登記所の中にはほとんどぼろぼろに近い和紙の公図なるものもあるわけでございますが、速やかにポリエステルフィルムに書き写すということも積極的にやっていかなければならない、こういうような状況がございまして、そういう意味での管理のしやすさ、利用のしやすさというものは出てくる、こういうふうにご期待をしておるわけでございます。

○木島委員 今回の法改正で不動産登記法にきちっと位置づけるからといって現に公図が果たしている非常に重要な役割、法的効果や社会的機能には何ら変わるところはないという答弁ですね。法律で位置づけて格上げされたからといって、境界争いの裁判なんか証拠として出される公図の証拠力ですか、証明力が高まるものじゃない、全然機能は変わらない、効力も変わらない。

それでは何のために法律にわざわざ規定しなればならぬのか。今答弁の中にちよつと出てきました。国がお金を国民から取り上げるためだけの目的で法改正したんじゃないんですか。

○清水(逓)政府委員 ちよつと金の話が先に出てしまいましたけれども、今までは事実上閲覧に供

する、だから逆に申しますと、登記所の都合によつてはこれは閲覧させない、こういうような措置を講ずることもできたし、現にそういうことをしていた登記所もあるわけでございます。特に昭和三十五年以降、一時は、公図の維持管理状況が悪いものについては閲覧に応じないというふうなこともしておりますし、それは利用者の方から見ますと閲覧請求権があるわけではない、こういうことが法的な根拠になっておりました。

しかし、そういうことでは本当の意味での国民に対して行政サービスを提供することにはならないということから、先ほど申しましたように相当額の金を投じてその整備保存を図ってまいりました。その成果が相当出てまいった、こういうような状況にあるわけでございます。そこで、この法的な位置づけを明確にして閲覧請求権を関係者に与える、それがむしろ法律の今回の改正の目的であるということでございます。

そういう維持管理あるいは閲覧に供するために相当の人員費を要するわけでございまして、そういう実費を勘案して手数料を徴収することができるといふ不動産登記法の規定に倣つてこのような制度もあわせて整備をした、こういうことになるわけでございます。

○木島委員 単なる手数料を徴収するためだけではなくて、国民に閲覧請求権を付与するんだ、そのための法律改正なんだとおっしゃられています。それが、それでは今まで一体、管理状況が悪いということを理由にして公図を閲覧拒否してトラブつたような事例がどのくらいの件数あったのですか。

○清水(逓)政府委員 最近、かなりそういう質の悪いいわゆる台帳附属地図の整備を終えておりますので、閲覧を拒否するというようなことはない。しかし、かつては閲覧を拒否して、そのためにいろいろなことが問題になって、本省にまで問題が持ち込まれたというふうなケースもございました。具体的なケース、最近承知しておりませんけれども、なるべく閲覧に際するようになっているというのが実情だということに思っております。

○木島委員 私、最近閲覧拒否でトラブルった例なんて聞いたことないわけですよ。そうすると、何ら変化はないのですよ、今回法改正することによって、変化があるのは、閲覧手数料が取られるということだけなんですよ。今まで、現行法でいえば、いわゆる公図を見たい、写したいという国民は実際に費用負担していたんですか。

○清水(港)政府委員 公図の閲覧については無料でございます。それを自分で書き写していくということも自由にできるといふことにいたしているわけでございます。

○木島委員 閲覧費は無料だ、自由に書き写すかわりに、事実上七十円払って謄写する、コピーをとるといふのが実態だったようでありま。じゃ、今度法二十四条ノ三で、十七条地図に準ずるものとして位置づけられたことによつて、手数料を取れることになるわけですね。その手数料は政令で決めると思うのですが、先ほど同僚議員からも質問されていたようですが、幾らにすると今お考えですか。

○清水(港)政府委員 現在、法十七条の地図として指定されているものが、閲覧について四百円でござい。この手数料というものは、そういう地図を維持管理しあるいは閲覧に供するための人件費等の実費を勘案して決める、こういうことになっております。

対象となる地図が十七条の地図であるかあるいはそうでないかという、内容の正確性については違ひがございませうけれども、要するに実費という面においては違ひが出てきておらないというようなことから、我々としては、これは政令で決めるわけではございませうけれども、現段階においては同額とすべきもの、それが合理的であるというふうに考えておるところでございます。

○木島委員 そこが私はどうしても納得できないのですよ。法十七条の地図、これは非常に精度の高いことが作製の段階から担保されている図面ですよ。これについて閲覧するのに今、後から経過についてはお聞きしますが、本年一月一日から四

百円に値上げをされました。そこまでは精度も高くない、今まで無料だったそういういわゆる公図を同額徴収するというのは、いかに何でもちよつと行き過ぎじゃないか。今まで七十円で事実上コピーとれていたのですよ。見るのは無料、それを精度が要求されている法十七条の地図と同じ金額を取るといふのは、これはいさか行き過ぎじゃないかと思うのですが、それは法務省の考えですか、それとも大蔵省がそこまで値上げせよという要求をされているのですか。

○清水(港)政府委員 手数料は、いわゆる登記特別会計の特定財源として、その収入は法務局が使える金、こういうことになるわけでございます。主體的には法務省が考える問題だ、こういうふう

委員御指摘のように、精度が低いから安くてもいいんじゃないか、精度が高いものは高く、こういう考え方もあるかもしれないけれども、実費を勘案していただくということになりますと、これは逆に言うと、いわゆる公図の方の維持管理の方が具体的には経費としては高くかかるといううな問題も現実にはあるところもあるわけでございます。そういうような手数料という、税金であれば負担能力に応じてということが出てくるかもしれないけれども、実費、手数料、それに要する費用というものを勘案して手数料を決めるといふ制度の趣旨からいいますと、むしろこれは同額にしない方が不自然ではないか、こういう考え方に私も立つわけでございます。

○木島委員 古くからの公図を整備する、そして国民のサービスのために閲覧に供する、そういうのに金がかかる、だから法十七条の地図と同じ金額を徴収してもいいではないかというお考えが披露されましたけれども、昨年四月七日の参議院法務委員会の議事録の中に、清水民事局長の答弁としてこういうのがあるのです。登記特別会計のことについて答弁しているのですが、いわゆる甲号事務、登記審査事務については一般会計からの繰り入れ経費で賄う、乙号事務、いわゆる謄抄本

交付事務、こういうのは乙号手数料で賄う、こういう答弁をしていて、それに続いて「地図に関する経費等につきましては一般会計からの繰り入れ経費で賄う、こういうことになるわけでございます。そういう議事録があるのですが、そういう御答弁をされた記憶があるでしょうか。あるいは、実際そうなんでしょうか。甲号事務の経費は一般財源から繰り入れ、乙号事務の費用は手数料で国民からいただく、地図に関する経費については一般会計からの金でやるんだ、そういう登記特別会計の大きな基本原則なんではないか。そして、それを答弁されたのでしょうか。

○清水(港)政府委員 答えた趣旨は、要するに地図を法務局がみずからつくるといふことを実は念頭に置いて答えたものでござい。地図をつくるという面における経費といたしましては、これは一般会計の方からの経費で考えなければならぬ。ただ、登記所が持っている図面を閲覧に供したり写しを渡す、例えば登記簿の写しを渡す、あるいは登記簿を閲覧に供するという面で見ますと、この地図の閲覧はいわゆる乙号事務でございまして、そういうものは手数料で賄う、こういうことになるわけでございます。そういう意味での区分けを申し上げたつもりでございます、やや不正確な表現だったかもしれない。

○木島委員 法務省があるいは政府が当然やらなければならぬ法十七条の地図の複製という責務を長い間怠り、やむなく精度が低い、精度が悪い公図を十七条地図に準じて今事実上国民にサービスを提供していたわけでしょう。そうすると、地図に関する費用、地図を作製する費用は基本的には一般会計からの繰り入れの金で賄うんだという理屈だとすれば、それは本来やるべきだったのをやらずに放置しておいた、それをつくらないうために今回こういういわゆる公図の法十七条に準ずる地図としての格上げがなされたのだから、民事局長の今までの答弁、登記特別会計の基本原則と

いいですか、そこから見るとお金は取れないんじゃないかと思うのですが、どうですか。

○清水(港)政府委員 地図をつくる経費ということになりますと、これは大変な経費を必要とするというふうには思われるわけでございます。現に、先ほどお前の議員の方に国土庁の方がお答えになつておりますが、国土調査法による地籍調査事業、毎年八十億から九十億のお金がつぎ込まれております。これはもちろん一般会計の予算が使われておるといふことでございまして、そういうふうにつくられたものが登記所に送られてきて法十七条の地図として活用される、こういうことになつておるわけでございます。

私ももし地図をつくるのであれば、当然これは一般会計に負担していただきたいというふうには思っておりますけれども、現実にはやっておりますのは非常にごくわずかな、一平方キロにも満たない面積のところを毎年一方所ない二方所をやつておるといふ程度のものでございまして、金額的にも二千万程度のものでござい。将来の問題としてこの地図づくりをどうやっていくか、国調の地図が都市及び都市周辺部に順調に入っていくというところであれば問題はございませぬけれども、そうでないということになりますと、法務局みずから相当額の手算を要求して手をつけなければならぬ時期もまた来るかもしれない。これは現在既にそういう状況になりつつあるということも申し上げておるわけではございませぬけれども、一つの理想的な考え方としてそういう考え方を私どもは抱いておる、こういう状況に今現在はあるわけでございます。

○木島委員 実は、登記のコンピューター化の法律が法務委員会が審議される、同時に大蔵委員会では登記特別会計の設置に関する法律が審議されるというところが昭和六十年にあったわけですよ。そのとき、昭和六十年四月十九日の衆議院大蔵委員会の登記特別会計法案に対する附帯決議の第二項に、「特別会計への移行に当たっては、登記所における事務処理の現状にかんがみ、受益者負担が過大にならないように配慮しつつ、その迅速、適正な事務処理体制の整備・充実に努めること

と。とあるのです。やはり過大な負担を与えてはいかぬ。しかも、これは精度が非常に悪い、今まで無料だった、そういう公図を、法律で位置づけたりと、四角の四角の閲覧手数料を取るなどというの、この衆議院大蔵委員会での昭和六十一年四月十九日の附帯決議の趣旨からいって、ちよつと許されたいんじゃないかと私は思います。これからは金額を具体的に決めるのでしようから、ひとつそれを十分配慮して考えていただきたいと思ひます。

続いて、なぜ法十七条地図の整備が遅々として進まないのかについてお尋ねします。

私は、基本的には政府が人と金を出さないから、だと思ひます。法務省はほとんど手をつけないうで、国土庁所管の国土調査と農水省所管の土地改良とか建設省所管の区画整理、それに全面的に依存して、そこでつくられた図面を、成果を受け取って、それを十七条地図にしているだけなんです。

国土庁、国土調査の予算はどんな状況になっているか、昭和五十七年、登記特別会計ができた昭和六十年、それから平成元年、平成五年度、そのぐらい言っていただけですか。

○段本説明員 お答えいたします。

地籍調査関係の予算につきましては、昭和五十七年に国費で約九十億の予算がつきましたが、それをピークに、その後国の方の歳出抑制というふうな影響をもちに受けて、昭和六十年では八十一億、一番低い昭和六十三年で七十三億まで落ちたわけですが、その後、今先生おっしゃったように地籍調査の重要性、特に都市部地域での地籍調査の促進をやらなければいかぬ、土地情報としての整備をしなければいかぬ、というふうな点が認められて、平成四年度、平成五年度では公共事業を上回る伸びの予算をいただきました、平成五年度現在八十五億二千八百万というふうになっております。

○木島委員 続いて法務省に。

登記特別会計に一般会計から繰り入れられた

額、これで本来地図なんかもしつかりしなければいかぬということをおっしゃられたので、登記特別会計がつくられた翌年の昭和六十一年、それから昭和六十三年、平成五年度、どんな数字なのか、答弁願ひます。

○清水(道)政府委員 一般会計からの繰入額でございますけれども、昭和六十年度が三百七億三千百万でございます。六十一年が五百七億七千七百万、六十三年が五百六十六億八百万、それから平成元年度が五百八十億一千四百万、こういうことになっております。

○木島委員 今の昭和六十年度の三百七億というのは、実は一年じゃないんです。登記特別会計が途中からつくられたから、だからこれは全然参考にならぬ資料で、昭和六十一年の五百七億、それに対して平成五年六百八十六億……

○清水(道)政府委員 失礼いたしました。平成五年度を申し上げました。平成五年度の予算でございますけれども、これは六百八十六億七百万、こういうことになっております。

○木島委員 伸び率は余り高くないです。

では続いて、それに対して登記特別会計の登記手数料収入がどんな推移なのか、登記特別会計ができた翌年の昭和六十一年、それと平成三年、二つだけ言ってください。

○清水(道)政府委員 昭和六十一年の登記手数料収入が三百七十一億九百万でございます。平成三年度が六百四十億三千八百万、こういうことになっていくわけでございます。

○木島委員 登記特別会計の一般会計からの繰り入れの伸びがほとんど伸びていないのに対して、登記手数料収入が非常に、倍近く伸びている。これはなぜかといったら、手数料が値上げされたからなんです。昭和五十四年の閲覧手数料は百円、昭和六十一年、登記特別会計ができて二百円になりました。それが、平成二年に三百円になり、平成五年一月から四百円になる。私どもは、コンピュータ化が行われて登記特別会計が導入されたときに反対しました。それは、値上げされるからだ、値

上げが非常に激しくなるからだ。それが露骨に出ているわけですね。

法十七条地図の整備がなかなか進まないのは、先ほど指摘したとおり国費が投下されないからであります。国費を投下しないで、十七条地図の整備がなかなか進まないのを放置しておいて、片や登記手数料をどんどん値上げて、国民の負担がふえている。今回それに加えて、今まで無料だったものを、法律で位置づけて四百円の閲覧手数料を取る。まさに国民から金を吸い上げるためにのみこういう法改正が行われたと言わざるを得ないわけです。重ねて私は、精度の高い、それが作製のときから担保されている法十七条地図と同じ金額を徴収することだけはやめてもらいたいとお願ひをしておきます。

時間がありまから、一つだけ、次の質問。登記制度に課せられた二つの問題は、権利変動を契機に合わせなければいかぬ。しかし、日本の法制は、登記所は形式審査主義で、実質審査主義じゃないですね。そうすると、本当に実体に符合した登記手続が行われるにはだれかが責任を持たなければいかぬ。その責任を持っているのは、職能団体である司法書士であり、土地家屋調査士だと私は思ふのです。それだけ重要な役割を職能団体の皆さんは果たしている。私は、それにふさわしい権限と責任と地位を与えることが形式審査主義である日本の不動産登記制度から見ても求められるのではないかと思ひますが、これに対する法務省の意見をお伺ひして、質問を終わります。

○清水(道)政府委員 ちよつと最初に、登記手数料収入が伸びてきたというのは確かに値上げが原因でございますけれども、この伸びの額というのは、これまた同時にコンピュータ化の展開経費とほとんど一致しております。つまり、値上げによる収入というのは、コンピュータ化の展開によってコンピュータ化経費が毎年膨れてきておりまして、それに対応する関係のものであるということをお断りいたします。

それから、登記の真正確保ということのために、不動産登記手続の中で、例えば登記済証の制度だとか、あるいは印鑑証明書の添付を義務づけるとか、あるいは住所証明書の添付を義務づけるとか、さらには共同申請という形、登記によって利益を受ける者、不利益を受ける者の共同の任意の申請によるという形によって登記の真正を確保しようとしていることは御存じのことだと思ひます。ただ、そういう手続を正確に履践するということのためには、そういう手続の専門家である司法書士なり土地家屋調査士という専門家集団というのが非常に重要な意味を持つておるといふふうに私は考えているわけでございます。

どんな立派な手続法をつくりましても、それを運用する人たちが十分にそれを理解して運用してくれないということになりますと絵にかいたもちになるというところは、間違いないわけでございます。そういう意味で、司法書士あるいは土地家屋調査士制度の充実強化、そういう人たちがきちんとした仕事をして国民の期待と信頼にこたえたいというふうな形に持っていくということが非常に大事なことだといふふうに考えているわけでございます。まして、日ごろからそういう面で努力も怠りなく続けてまいりたいといふふうに思つておるところでございます。

○木島委員 終わります。

○浜野委員長 中野寛成君。

○中野委員 この法案を審議しながら、自分自身の過去を懐かしき思い出しております。学校を卒業してからしばらく税理士兼司法書士の事務所勤めたことがあるものですから、現場の事務の煩雑さや苦勞、そういうものを実は思い起こしております。

今もちよつと指摘がありましたけれども、このような登記制度というのは国民生活に極めて重要な意味を持つておりますし、名実ともに充実させていかなければならない、こう思ふのであります。そういう意味では、それを担う専門家を積極的に養成していく、そしてまたその職能団体を

積極的に育てていく、そのことによってこの制度の充実と運用の充実というものが図られていくのだ、こう思うのでありまして、やらせてやっているとこの感じではいかぬと思うのです。これから積極的にそういう態度で法務省が臨んでいただきたいということを冒頭に御要望申し上げておきたいと思ひます。このことについては先ほど来同僚議員が御指摘をしておりますので、重ねては申し上げません。

さて、まず現場で一番悩む問題について、通告した質問から若干ずれるかもしれませんが、具体的な内容ですでお答えいただけるかと思ひます。

コンピュータ化に関して、登記済証に暗証コード、聞くとところによりまして四けたの数字をアトラシムに並べるとかいうことのようにありますが、そういうものを記載する方針を法務省として検討しておられるということでありましても、これはどういう目的でございましょうか。

(委員長退席、田辺(広)委員長代理着席)
○清水(進)政府委員 現在、登記済証を作成するということにつきましては、登記原因証書、これは申請書副本であることあるわけでございますが、それに、申請書受付年月日、受付番号、登記済の旨等を記載の上、登記所印を押捺するという形で行っております。これ自体については従来のやり方でございまして、全く問題はございません。

しかし、登記事務のコンピュータ化がどんどん広がってきておりまして、そういうコンピュータ化については、せっかくコンピュータ化をしながら従来のスタイルのような登記済証をつくるというのはむだではないか、そういうことから、これらの事項を記載した書面をコンピュータの端末を用いて作成して、これを申請人の方で出した登記原因証書と合綴して登記済証を作成することにしたかどうか、こういうことで今研究を開始しているわけでございます。その際、コンピュータにより作成する書面には、偽造を防止するという意味で、法務省の地紋入りの用紙を用いると

いうようなことで、いろいろなことを考えているわけでございます。

その一つの方法として出てきた意見の中で、登記済証の偽造を防止するという観点から、登記済証ごとに暗証番号を入れる。登記済証というのは、その次に登記を申請する際に必ず登記所に出さなければならぬものだから、もしそれが出てきて、暗証番号が一致すれば、これは間違いのない登記済証である、申請人に人違いはないということをチェックできる、こういうことになるわけでございます。

しかしながら、そういうことになりますと現実には、登記申請の手続を代理している司法書士さんの方から見ると、一見、間違いない登記済証だ、権利証だというふうに見えても、暗証番号まで確認しないと本物であるかどうか安心できない。そうなつてきますと、暗証番号について登記所に照会する、いや登記所の方では忙しいから一々そんな照会には応じられない、というふうなことになるかと、お互いに疑心暗鬼が生じてかえつて不安になつてくるのではないかと。こういうような問題点の指摘が司法書士会の方からございました。

まことにものごとの御心配であるというふうな私どもは思つてございまして、何かそういうものを解消するいい方法であれば偽造防止という点では非常に威力を発揮する制度ですけれども、偽造というのは本当に何万件のうちの何件という程度のものでございまして、そのためにそれだけの苦勞をしなければならぬということも余り合理的ではないというふうなこともございまして、これは司法書士会の皆様方の意見も十分に聞いて、実務に支障がないように、場合によってはそこまで、暗証番号というふうなことまでは考えないというふうなこともいいのではないかと、こういうような議論が内部でされているわけでございます。

まだ結論が出たわけではございませんが、司法書士会側の要望はまことにこもともという点が

多々ありますので、十分にそれを参考にさせていただきます。だいて結論を出して、お互いにいいものをつくっていきないうふうな考えているわけでございます。

○中野委員 今局長お答えのように、お客さんそういう数字が入つていけば、これは何の数字ですか、いや実はこれこれなんですよ、偽造防止ですよ、それじゃ前もって確認してくださいよ。これはお客さんの心理としては言いたくないんですよ。ですから、やるとすればこれは事前照会に必ずするといふシステムをつくらないと現場がますます混乱するといふことだらうと思ひます。十分司法書士会とも御協議のようでございますから、このことについてはぜひ局長御答弁のようにより、十分現場が混乱しない方策を講じていただきたい。やるとすれば事前照会にも応ずるといふ体制をやはり整えるということが必要だらうと思ひますので。

法務省としてはぜひやりたいのですか、それとも意見を聞いて全く白紙でそれ次第なんですか、どうなんですか。

○清水(進)政府委員 偽造の件数、割合等を考えますと、まあそこまでやらなくてもいいのではないかなというふうな議論もございまして、ぜひやりたいといふことではないわけでございます。しかし、せっかくコンピュータでそういうものができるのですからやりたいといふふうなコンピュータ関係の専門家は言うわけでありまけれども、しかしそこまで何も頑張ることもありませんといふことで、どうしてもやらなければならぬといふような考えは今のところはないと言つて差し支えないと思ひます。

○中野委員 そこで、せっかくコンピュータ化しているわけなんですよ。それから、国民生活の利便に供する、こういうことなんです、ならば登記情報も登記所以外の場所でも取り出せないかという声が出てくる。例えば、コンピュータの端末を備えたところではどこでも自由に簡単に、しかも迅速に利用できるような手だてを講じ

ることはできないだろうか。これは即座にはできないかもしれませんが、将来展望としてはそういう要請は強くなつてくるだろう、こう思うのです。今出ました偽造防止であるとかプライバシー保護の問題であるとかいろいろの問題が出てまいりますが、せっかくコンピュータ化したとなつていろいろな要望がそれに加わつて出てくる。

そこで、そういうものを長期的な課題として検討する必要があるのではないかと、こういうふうな思ひであります。また、せめて謄本、抄本の交付や公図等の閲覧等と登記官の慎重な判断を伴うようなものは別にいたしまして、もっと単純な登記情報の公開については、登記所以外の国の機関とか自治体の窓口とかを利用したりファクス等を利用するなどの措置を講ずるといふふうなこともこれからは要望が大きくなつてくるのではないかと、こう思うのでありまして、コンピュータの利用に伴う新たな要望にどうこたえるか、この検討についてはいかがですか。

○清水(進)政府委員 現在のところは、正直申し上げて現在の登記所をコンピュータ化するということが本場に精いっぱいという状況でございまして。この三月末で全国の登記所六十庁がコンピュータ化されております、本年度末、来年の三月末には九十庁ぐらいになるのではないかと。全国の登記所の登記事務量の十数%、二〇%近くはコンピュータによって処理されるということになるのだらうと思つてございまして。さらに平成十年あるいは十一年あたりになりますと、登記事務量の六〇%ぐらいはコンピュータによって処理されるというふうなことを我々は期待して今具体的な計画を練り上げているわけでございます。

そういう状況でございまして、将来的に、コンピュータ化がある程度完成をしていくという時期になりますと、御指摘のようにせっかくのコンピュータをもつと、まさにコンピュータの利便というかそういうものを積極的に活用するということを考えなければならぬと思ひます。

例えば端末装置をもつと多数のところに置く。どこに置くかという問題もございませうけれども、そういう端末装置を置いて、そこから例えば登記事項証明はとれる。今の謄抄本に相当するものではございませうけれども、そういうものもとれるというようにしたいというようにございませう。

もちろん、この点については先生も御指摘になりましたけれども、データの不正入手、端末を利用して勝手に登記簿を書きかえるような入力をしては困るという問題とか、あるいは不正な利用をされては困るとか、あるいは端末を余り置きますと中央の処理装置の負荷が大きくなるという問題、これはしかしコンピュータの性能が大変高まっておりますのでそれほど大きな問題にはならないと思っておりますけれども、今後そういうような問題も考えていかなければならない。今直ちにというわけにはまいりませんけれども、私どものコンピュータ化の中の一つの視野の中に十分に入っておるということだけは申し上げていいのではないかと思います。

それから、謄抄本のファクスの利用なんかももつと積極的に考えるべきではないか。例えば、登記所の数を今のように多く置かなくても、ファクスなんかをもつと利用できるようなになれば、そういう形で住民に対するサービスという利便をもつと手厚くすることができるようになるのではないかと。そういう問題も指摘されているわけではございませう。ファクスをどういうふうにご利用することがあるかという問題も研究、検討を、一部ではあるけれどもいろいろな形でしているわけではございませう。

ただ、このファクスなんかにつきましては、登記簿の謄抄本なり登記事項を送りまして、ではそれをそのままの官庁に提出する書類の一部としてこれは登記簿謄本ですという形で出せるかどうか、それだけファクスで受信したデータが信頼されるかどうか、途中で改ざんされているのではないかと。そういう心配もまだ現在の問題

としてはあるわけではございまして、この辺が将来いろいろな機械の改良等によってどの程度までよくなつていくかという問題もございませう。

いずれにいたしましても、コンピュータ化を契機として近代的な機器の能力を住民に対する行政サービスのためにフルに活用したい、そういう点で私も臨んでおるということだけは御理解いただきたいと思います。

○中野委員 どうか時代に乗りおくれないうようにといひますか、先取りして、せつかくあるもの、しかもコンピュータ化したのですから、それをフルに活用するというのを考えることがコストの上でも効率の上でも大切だろうと思ひますので、積極的に御検討いただきたいと思います。

さて、コンピュータの話をしているときに、不動産登記法を読みますと、何回も指摘されていると思ひますが、片仮名まじりの何とも古いものでございまして、法務省の建物もたしか新しくなつたはずだが中身は一つも新しくならぬ、こういう感じがするのです。何か古い片仮名書きの文章を見ると、法務省らしいなという感じがしないでもない。法務省というのとは何かそういう権威主義的なところがあるのかと思ひつたりもするのであります。

そこで、利用者の利便に十分配慮するという指摘があるけれども、やはり法律もわかりやすい方がいいですね。そういう意味で二つのことが必要ですね。

一つは、不動産登記法を含めて、商法とか刑法とか民事訴訟法などいまだに片仮名まじりの難解な漢字を使つたものはいつときも早くやはり新しくしていくということが必要でございませう。

それからもう一つ、今この審議しているものでいへば、現在の不動産の登記簿の謄本及び抄本、これはいづれも縦書きです。それから、金銭其他ノ物ノ数量、年月日及び番号は漢字の「壹貳参拾」、これを用いるべきものとされているのです。どうもこういうのを見ると、せめて横書きにして、アラビア数字でいいということにしたらどう

うだろうかと。

あわせて、何か官庁のペーパーは統一するんだそうですね、大きさを。A4の横書きにするとか。これなんかは、実に煩雑なようですが、やはりコンピュータ化した場合にはこれらのことなんかも整えないと何か矛盾がやたら出てくると思ひますが、いつそのこと、我々に何回も附帯決議させないで、抜本改正やっちゃたらどうですかね。見通しどうですか。

○清水(逓)政府委員 法務省の法律が大変古臭いといふのは全く御指摘のとおりでございまして、私どもは、現在、民法の口語化についてはもう既に二年間をかけて作業を継続して、かなり立派な報告が最近のうちにいただけるものと思つております。民事訴訟法については、これはある程度口語化の前提作業を終えまして、今度は中身について継続的に審議しているわけではございませうが、平成七年には民事訴訟法は、本当にわかりやすい、口語化したものに全部改めたい、こういうふうに思つております。

会社法あるいは商法につきましては、ことしの一月から口語化の研究を発足させまして、これは東大名誉教授の鴻教授を座長としてこの研究グループを発足させております。それから、不動産登記法につきましても、そういうものとの関連におきまして研究会を発足させまして、現在口語化の問題点を研究いたしております。

そういう意味で、できるだけ早い時期に口語化法を、口語化と同時にわかりやすい法律にしたいといふことで、現在作業を進めております。

しかし、そういう状況に達するまでの間でございませうけれども、例えば現在不動産登記法では、金銭の文字等についてはいわゆる多面文字を使え、もちろん縦書きでございませうけれども、漢字の難しい壹、貳、参でなければならぬ、こういうことになっております。これは、一、二、三という漢数字を使ひますと、一の上になつて棒を一本加えますと二になつてしまふ、二の真ん中にちよつと一本入れますと三になつてしまふ。例えば抵当

権の債権額が、百万円がすぐ三百万円になつてしまふ。

登記簿といふのは原本を一般の閲覧に供しますで、閲覧のさなかにボールペンなんかで書き入れるケースが間々あるわけではございませうが、そういうものを防止するという意味におきまして、もういう多面文字を使わなきゃならぬし、それから申請書の段階でもそういうものを使つていただきませんと、一体百万円なのか三百万円なのかわからないといふような問題が生じますので、そういう文字を使うことを、これはむしろ強制をしてい

るわけではございませう。

そういうようなことではございませうけれども、登記事務をコンピュータ化するところではそういう字はなかなか使えないといふことでございまして、コンピュータ化してはわざわざ不動産登記法に規定を置ましてアラビア数字によつて作成することを認めておりますので、いづれコンピュータ化の進展とともにアラビア数字の点は期待におたえすることができるとは思ひます。

それから、現在の登記簿はB4判二つ折りという用紙が使用されておまして、官庁文書一般にA4判とすることになつたわけではございませうけれども、これは、登記簿につきましても横書きといふことが非常に無理です。縦書きで当面はいかざるを得ない。私どもの概算するところによりますと、登記所に備えられております登記用紙、登記簿でございませうけれども、約八億枚ございまして、これをB4判のものをA4に書きかえて、さらに横書きにするといふことは物理的にほとんど不可能な状況に近いといふことと思ひます。コンピュータ化すればそういう問題も解決することになると思ひますので、そういうことでやるしかないのではないかと。

ただ、今までのコンピュータ化もB4判を前提にしたコンピュータシステムを考えておりました。これは現に運用しておるわけではございませうけれども、これをA4判化するということになりま

すまたシステムの変更を加える必要がある。そういうところにかんがりの研究投資額を投ずる必要があるのではないかと問題もあるわけですが、いずれにいたしましても、時代おくれの最たる例として不動産登記制度が挙げられるということは非常に残念でございますけれども、同時に、権利関係を間違いなくするためにやはりうるさく、難しく手続をつくらなきゃならないという面もまたあるわけでございまして、その辺は御理解をいただきたいと思ひます。

○中野委員 行政の効率化というのは、正確でそして間違いがなく、安全でしかも簡便であるということが望まれるわけで、簡単であることが正確を期することの要素になったりするわけですから、そういう意味で、ひとつまず頭の切りかえから始めてやっていただきたいな、こう思ひます。それから、時間がないので、入管局長見えていのですが、私の質問に対してだったら、ちょっときょう北方領土までいけそうにないので、失礼いたします。

国土庁にお越しいただいておりますのでお尋ねしたいと思ひますが、せっかく今土地家屋についての登記の話をしていのですが、公示地価は国土庁、固定資産税評価額は自治体、路線価は大蔵省国税局、実勢価格は別にある、一物四価とよく言われるわけでありまして、ことしからは公示地価を基準に固定資産税評価額とか路線価が決められていく、こうなるわけですね。

この法十七条地図をだんだん、といつてもあと何十年かかるのかわかりませんが、この整備も含めまして、やはり日本の地価対策、土地対策を講ずるためにはできるだけ一本化していく、整えていく。法務省も国土庁も自治体も大蔵省も言うならば協力し合つて、よりわかりやすく統一化を図つていくということが大事だと思ひます。そういうことについての協力関係というものをどう考えているのかというのを調整役官庁としての国土庁にまとめて、各省庁に来ていただいて聞いている暇ありませんので、国土庁としての見解

を聞いておきたいな、こう思ひわけでありまして。それからもう一つは、法務大臣に北方領土の問題で。

ソビエトはなかなか態度がかわく遅々として進みませんけれども、自治省の関係では、数年前にこの北方領土について、それぞれの自治体の範囲の中に加えたり、また地方交付税の計算の対象に入れたりいろいろ工夫をしてくれているのでありますが、この不動産登記についても、返ってきたときのこと、もしくは本当は日本固有の領土だといふ前提に立ちますと、やはりこれは整備をしておく、そういう姿勢が必要だろう、こう思ひます。時間がないのでまとめてお聞きをして大変恐縮ですが、二つお答えいただきたいと思ひます。

○藤田説明員 公的土地評価の均衡化、適正化という御指摘でございますけれども、先生御承知のように、公的土地評価につきましては各制度の趣旨などを踏まえて、平成元年に制定されました土地基本法十六条では相互の均衡と適正化を図るよううにすることと、平成三年一月の総合土地政策推進要綱において、この考え方に基きまして、課税評価につきましても地価公示価格の一定割合を目標として均衡化、適正化を推進することにされているところでございます。

具体的に申し上げますと、相続税の評価でございますが、平成四年分の評価から、評価時点と地価公示価格の評価時点、一月一日に合わせますとともに、地価公示価格の八割程度で評価が行われたい、こう思ひます。また固定資産税評価につきましても、平成六年度の評価がえから地価公示価格の七割程度を目標とするということと、評価の均衡化、適正化を今後とも一層充実してまいりたいと思ひます。なお、国民への情報提供等につきましても、やはり制度の趣旨をそれぞれございまして、例えば地価公示価格につきましても官報へ公示をいたしまして、また閲覧のために市町村の役場等に備え

るといふような形で、制度の趣旨に従ひまして国民への情報提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

○後藤田国務大臣 北方四島の問題については、これは日本の固有の領土でございますから、当時の旧島民の不動産関係の所有権その他は当然そのまま、消滅してはいるわけではございませんから、登記簿等はたしか釧路法務局の根室支局で保管をしておるはずでございます。そして、それに基づいて閲覧とかあるいはまた必要な証明とかは発行しておる、かように私は承知をしておりますが、何しろソ連が過去半世紀近く占領してございまして、ソ連人の権利関係というものはまた別にございまして、北方領土問題の交渉がどうなるかということを見詰めるながら、関係省庁と協議をして、そして検討を進めておる段階である。いずれにしても、領土交渉の成り行きを私どもとしては注目をしておる、こういうことでございまして。

(田辺(広)委員長代理退席、委員長着席)
○中野委員 終わりますが、民事局長、御答弁の予定あったのかもしれませんが、いずれにいたしましても、国土庁、法務省等々連携をしながら、せっかくこの登記制度、それから日本の土地対策、地価問題等を、できるだけお互いに情報を交換しながら、また統一のシステムをつくりながらやっていくことによって、全体が管理しやすくなり、そしてまた土地対策もそれだけ充実したものになっていく。あらゆるシステムを有機的に結合させて活用していくということに御努力をいただきたい、こう思ひます。今法務大臣からお答えがありましたが、返還されるときは混乱を防ぐために、そしてまた、御答弁の中にありましたが、新しいロシアはロシアとしての権利関係が生まれていると思ひますので、その調整も図つていかなければなりません。我が国の主張は主張として述べつつ、しかし返還されたときの混乱を最小限度に食い止めるためにも、常に研究を進めていただきたい。

御要望を申し上げて、終わります。
○浜野委員長 星野行男君。

○星野委員 私は、今回の不動産登記法の改正案は、現段階における改正案としてはおおむね妥当な内容である、その評価をいたしたいと思ひます。特に、数個の建物に設定された一つの建物になった場合の、合併前の建物に設定されておりました抵当権等の登記の扱いを明確にしたことや、あるいは登記申請の代理権が本人の死亡等の事由が発生しても消滅しないこととされたこと、さらに、登記簿を紛失した場合は滅失した場合の保証書による申請について、当該申請に係る不動産所在地の登記簿以外の登記簿で登記を受けた人も、登記簿を本を添付することなどによりまして保証人になれることとしたことなどは、大変よかったのではないかとと思ひます。とりわけ、不動産取引が広域化して、知り合ひのない地域で保証人を見つけるのに大変苦勞している現状から、申請に係る不動産所在地以外の登記簿で登記を受けた人も保証人になれることは、当該当事者にとってはまさに福音である、そう思ひわけでありまして。

ただ、問題は、以前から改善が求められておりました保証書制度について、何も基本的には変わっていない、登記の真正を確保する上で依然として問題を残していると言わざるを得ないのでありまして、残念ながらこれはいまだ画竜点睛を欠くうらみを残した、そんなふうに申し上げざるを得ないと思ひます。

そこで、まず保証書制度について二、三点御質問を申し上げてみたいと思ひます。
昭和六十二年から平成三年までの五カ年間に於ける土地家屋関係の詐欺事件について、各年別の検挙件数とその合計件数をお示しいただきたいと思ひます。
○清水(達)政府委員 これは警察庁の統計でございますけれども、昭和六十二年には……
○星野委員 時間がありませんので、私から申し上げます。これは警察庁の犯罪統計調査の抜粋であります

が、これによりますと、昭和六十二年、土地の關係の詐欺事件でございしますが、いずれも検挙件数、六十二年が七百二十六件、六十三年が一千三十件、平成元年が千四百七十件、平成二年が七百三十八件、平成三年が四百四十九件、合計四千四百三十三件、土地關係の詐欺事件が検挙されているということでありまして、それから、家屋の關係では、同じく検挙件数でありますが、昭和六十二年に六十六件、六十三年に五十六件、平成元年には三十五件、平成二年には四十件、平成三年には四十五件ということ、五カ年間の合計検挙件数が二百四十二件でございまして、単純にこの土地關係の詐欺事件、家屋關係の詐欺事件、五カ年間の検挙件数を合計いたしますと、四千六百五十五件に上っているわけでありまして、

そこで、恐らくこのような土地家屋の關係の詐欺事件は、中には登記済証の偽造というのものもあるかと思ひますけれども、大方は保証書による申請の場合が多いのではないかと、そんなふうに思ふわけでございしますが、この点について、清水局長さん、何かコメントをいただけますか。

○清水(港)政府委員 お答えいたします。

不動産取引に係る不正事件につきましては、御指摘のように登記済証の偽造とか、あるいは真実に反する保証書の利用等の事例が考えられます。登記所の窓口において不正事件が発覚するという事例は、必ずしも全体の中で多くはございませぬけれども、時に登記済証の偽造を登記官が書類審査の過程の中で発見するというようなこともかなりあると思ひます。それから、それから、保証書についても同じように、所有權に關する登記については事前通知という制度があるわけでございしますけれども、事前通知を出したところ、その者がそういう登記の申請をした覚えはないというようなことを申し出る例があるわけでございまして、保証書制度を悪用したような不動産犯罪というものも相当数あるのではないかと。ただし、私どもとしてはこの数はちよつと把握できない、こういう状況でございします。

○星野委員 このような悪影響がやからによる不動産關係の詐欺事件が大変多いということは、それによつて善良な権利者が權利の侵害を受けている、こういうことになるわけでございまして、これはやはり深刻に受けとめるべきであらう、その思ふわけでありまして、

今さら申し上げるまでもなく、不動産登記は、不動産に対する權利の第三者對抗要件といたしまして個人の財産保護に極めて重要な役割を果たしているものでありまして、いわば憲法第二十九条の私有財産權保障の裏打ちをして、こう申し上げてよろしからうと思ふわけでございしますが、このようなことを考えてみますと、前から言われております登記の真正を確保するという意味について、この保証書制度の抜本的な見直し、改善が必要であらう、その思ふわけでありまして、何か当局におかれまして、この点、現在検討しておることがありましてらお伺いをいたしたいと思ひます。

○清水(港)政府委員 この保証書制度は、登記の真正を確保する一つの手段でございまして、いわゆる權利証にかかわるものでございします。

登記の真正の確保という点からいいますと、先ほど申し上げておりますように、まず本人の申請意思を間違ひなく確認するということが大前提でございします。本人であると称する者の依頼を受けて登記の申請代理人になつたけれども、実は本人でなかつたというケースもかなりあるわけでございまして、そういう意味での本人意思の確認と、この登記權利証が偽造されたとか、あるいは印鑑証明書が偽造されたとか、あるいは、非常に問題であるという認識を持つてゐるわけでございします。

ただし、今の保証制度を前提としてこの制度を考える限り、やはり登記義務者をよく知つてゐる人に保証人になつてもらうというのが基本的な目的であらう。よく知つてゐる人というのは、それかといふと、それはやはり親族といふことであ

るし、友人といふこともあらうかと思ひますけれども、あるいは日ごろからおつき合ひをしている司法書士さん、あるいはその關係者といふことも考えられるわけでございします。そういう状況の中で、例えば一定のグループの者に保証人となり得る者の資格を限定するといふようなことも理論的な問題としては考えられるわけでございしますけれども、それを例えば司法書士だけに限定するあるいは司法書士の關係者に限定するといふことになりまして、やや問題かなといふことで、その辺についてはちよつとはつきりした結論は出しにくいという状況でございします。

今回の改正案は、とにかく登記義務者をよく知つてゐる人を幅広く選べるようにして保証書の信用性を高めようといふことでこのような改正案になつたわけでございします。

○星野委員 今回の改正案の趣旨はよく承知をいたしております。しかし、いづれにしてもいろいろな手は尽くしてゐるはずでありますけれども、このような不動産關係の詐欺事件が多発しておる、しかもそのほとんどがやはり保証書絡みである、この私は思ふわけであります。

そういう点から見ると、提案でありますけれども、この登記の真正を確保するといふ意味で今局長さんからお話もありましたが、保証人資格を司法書士に限定する、そして司法書士さんから、必ず本人、人違ひでないことを確認し、さらに登記意思の確認もしていただくというようなことにするより仕方がないのではないかと。司法書士さんも全部知っているわけじゃありませんから、例えば町内会長さんとか自治会長さんとか、いろいろと地域の組織があるわけであります。そういう方を通じて確認をするといふことも手だてとしてはいろいろあると思ひますが、ただその場合、いづれにしても時間と費用がかかるわけでありますから、そういう点についてのいわゆる保証料、そういう経費を償うだけの保証料を認めて差しあげる、權利証がなく登記をするわけでありますから、そういう点はやはり当事者からある程

度負担をしていただく、そういう形でしつかりとやつていくより仕方がないのではないかなと思ふわけでありますけれども、これは御検討をお願い申し上げます。

実は、きょうはほかの問題についてちよつと質問時間をとらせていただきましたと思ひますので、このことはそのくらいにさせていただきます。十分次の改正案までに御検討を賜りたい、その思ふわけでございます。

さて次に、法務局の統廃合問題についてお伺いを申し上げます。

実は、新潟県の岩船郡山北町にございします新潟地方法務局山北出張所が本年七月から村上支局に統合されると聞いておりますが、そのうちであります。

○清水(港)政府委員 山北出張所につきましては、これを村上支局に統合すること、新潟地方法務局長以下關係者が關係市町村にお伺ひしまして、いろいろと統合の趣旨、目的等をお話ししたわけでございします。非常に地域住民としては不便になるといふことで統合について強い抵抗があつたわけでございしますけれども、最終的には、やはり国の施策として行政機構の簡素合理化とか、あるいは行政サービスの適正化という観点について御理解をいただいておりますというふうに私ども報告を受けているわけでございまして、今のところ、七月に統合するといふことで手続を進めたといふふうに考えておるところでございします。

○星野委員 山北出張所の統廃合について地元の方の理解を得ておるといふことでありますが、それは局長さんのおっしゃるようによつて法務省の御説明について協力をするといふ意味での理解よりも、むしろ現在の山北出張所の建物や役場の道路を挟んだすぐ前にあるわけでございまして、これを安く払い下げをしていただく、またそれを役場として活用したい、そういうことで町長が、言ふなればそういうえさと言ふと語弊がありますが、利点に着目して決断をされた、こんなふうに聞いておりますが、山北出張所の平成元年から三年までの間

に受理した甲号事件、乙号事件の件数はどのくらいございましたか。

○清水(逓)政府委員 山北出張所の平成元年から三年までの、一時的な国土調査事件というものがございまして、そういうものを除く甲号事件の平均は約二千五百件であります。最近いろいろな事情があつて大きく減少してきておりまして、平成三年はおよそ千九百件ということになっております。なお、一般申請人からの登記申請事件の平均は約千三百件ということで、しかも平成三年は千件を下回っている。ということは、逆に申しますと、地方公共団体等からの嘱託登記事件がかなり多数のものを占めておる、こういう状況であるということになるわけでございまして。

○星野委員 私も御質問を申し上げるからには、現地に行つて調べてまいりました。元年から三年までの三年間、甲号事件の合計件数が五千三百九件、乙号事件、同様元年から三年までの三年間でありますが、合計で七万九千五百二十五件ということでございます。

そこで、さらに、現在の山北出張所から統合される村上支局までの距離と所要時間はどのくらいございますか。

○清水(逓)政府委員 山北出張所から村上支局までの距離は約四十キロメートル弱ということでございます。その所要時間は鉄道利用の場合も自動車利用の場合も同じで約六十分、こういうふうに承知をいたしております。

○星野委員 いずれにしても片道約一時間、こういうことでございます。

現在は役場のすぐ前にありまして、町民は役場で用事を足してすぐまた法務局で用事も足せる、あるいは法務局に行つた際に役場にも寄れる、こういうことに利便な位置にあるわけであります。山北町は昭和三十年に一万四千九百人あった人口が現在九千人台、こういうことで、いわゆる過疎と豪雪の町であります。町当局を中心に、美しい日本海の海岸線や山や川などの自然を生かした地域の活性化に真剣に取り組んでいるわけで

あります。こういう住民生活に密着をし、それこそ財産、生活を支え、経済活動を支えている法務局を廃止して、例えば登記簿謄本をとるとかあるいは法人の資格証明をとるとか、片道一時間でありまして半日がかり、こういうことになるわけで、時間的、経済的な負担を住民に強いる結果になるわけで、結局これは過疎に拍車をかけるのではないかと、そう危惧をいたしておるところでございます。

したがって、この統合の理由、さらにまた廃止後の住民サービスについてどのようなことを考えているか、お聞かせをいただきたい。

○清水(逓)政府委員 お答えいたします。

山北出張所は現在職員が二人しかいない、事件数の割からいまして二人分の仕事の量もなという状況でございます。そういう意味での非常に規模の小さい庁でございます。一般的に登記所は明治時代に当時の交通事情を前提として配置された、こういう小規模庁分散機構というところになっているわけでございますが、このために、人員配置とか予算の効率的な執行とか、事務の適正処理、二人だとなかなかその事務の間違いもチェックすることができないという点で、種々の問題があるわけでございます。最近交通事情が大きく変わってきたという点も踏まえまして、能率的な行政サービスを提供するというところから、登記所の配置のあり方を見直して登記所の統合を推進する、こういうことになっているわけでございます。

だからといって、一方的に登記所の整理統合をするというわけではございませんで、先生御指摘のように、登記所というのは明治以来地域の住民に愛され育てられてきたという面があることは、私も十分承知しているわけでございます。そういうようなことから、統合については、まことに申しわけない点があるわけでございますけれども、行政サービスの向上とか機構の簡素合理化という点からぜひ御理解をいただきたいということで、地元住民の理解を得るためにかなりの努力を

重ねまして、やつと理解をいただけたのではないかと私も現在のところ考えているわけでございます。

登記所を統合したからといって、私どもは過疎が進むとは考えておりませんが、統合後の行政サービスとあり方といたしましては、例えば郵送による謄抄本の交付申請とか、あるいは登記簿の謄本についてあらかじめ電話をいただいで予約をしておいてもらふ、それに応じてこちらで謄本を交付するとか、あるいは謄抄本の交付申請書は役場の窓口で備えておいていただきまして、そちらで記入してすつとこちらの方へ郵便で送つていただくというようにも考えられるのではないかと。

具体的な統合後の住民サービスのあり方については、十分に地元関係者と協議をいたしまして、決して統合して大変不便になったということにはならないように私どもも最大の努力をしたいというふうな考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○星野委員 局長さんはそうおっしゃいますけれども、実際に役所をなくせばだめなものです。それは私もよく経験しています。

例えばコンピュータ化を進めていった場合、例えば市町村役場に端末をつけて謄抄本がとれるようにするというようなことも考えているという事務方の話も聞いたわけですが、そういうことはいかがですか。

○清水(逓)政府委員 コンピューター化を進めてまいります場合には、相当に事務能力がアップするということもございまして、また、無制限に置くわけにはまいりませんけれども、多数の端末を配置することも可能というようにございまして。

そこで、逆に、登記所というかコンピュータの本体は今の登記所の数よりもっと少ないものにして、端末をふやして、地域の方々が売買等による所有権移転登記をするというよりも謄抄本をとることの方が実際問題としては多いわけでござい

ますから、それは端末で十分に対応できるというような面もございまして。先ほども中野委員から御質問ございましたけれども、コンピュータ化が相当程度進展した場合には、そういうような端末を市町村に置くのかあるいは司法書士会の支部に置くのかとかいうようないろいろなことから問題でございますけれども、住民サービスと深く関係する意味でそういうもののあり方についても十分に研究、検討してまいりたい、こういうふうな考えております。

○星野委員 ありがとうございます。

コンピュータ化が進んだ場合そういう対応ができるということで、それは大変結構だと思うのでありますが、ただコンピュータ化が、現在千百庁余り全国で法務局がある中で六十庁余り、二年か三年後には九十庁ぐらい、こういうお答えがさつあつたわけであります。今回の政府あるいは自民党で検討しております景気対策、その中で新社会資本整備ということが言われておりまして、これについては情報通信基盤の整備が言われているわけでございます。私は、この法務省で進めているコンピュータ化の事業はまさにそういう国民の生活に密着した情報通信のネットワーク、こう申し上げていいのではないかと。そういう点から見れば、まさに今回のそういう景気対策の中に新社会資本整備として当然盛り込んでいいのではないかと、そのように思いますが、局長さんにはまずお聞きしよう。法務省あるいは担当の方でそういう検討をされたことはありますか、ありませんか。

○清水(逓)政府委員 もちろん私もそういう形で一般会計の方からコンピュータ化経費が捻出できるということであれば大いに期待したいところでございますが、一方で先ほど来議論になつておりますように昭和六十一年に登記特別会計法というものがつくられてまして、コンピュータについては受益者負担、登記制度によって利益を受ける者の負担によってコンピュータ化をするということが国の方針として法律で決められてお

ります。そういう意味で、受益者負担システムによるコンピュータ化という路線を今走っておりまして、さらにプラスしてそれに一般会計からの経費をコンピュータ化経費としてつぎ込んでいただけるかどうかということになりますと、相当問題であるというふうには考えざるを得ないと思います。

○星野委員　そういうお考えだからなかなか予算がとれないので、登記特会にもちゃんと一般会計からの繰入金を受け入れる仕組みになっているわけでありまして、遠慮なく要求をすべきである、それは法務省の省益ではなくて国民の国益である、そう考えるわけでありまして、大臣から一言お答えをいただきたいと思います。

○後藤田国務大臣　具体的な事情のことは私よくわかりませんが、星野さんがおっしゃることはよくわかるのです。鈴木内閣以来これは行政調査会の勧告でやっているわけですが、登記所の整理統合という問題で各地から大変な、今おっしゃるようなこれは過疎化に拍車をかけるのか、それから登記所をつくる際の、あれはたしか土地は大体村が寄附しているのですよ、あるいはまたそのまま無償で貸しているとかいろいろ問題がありまして、随分私もえらい目に遭いました。だから、それだけにおっしゃることはよくわかるのですが、やはり行政の効率化という近代化といいますが、そういうことになると、一人勤務の登記所とか二人勤務の登記所というのはこの際も少し、これだけ交通機関があれになったんだから整理統合したらどうだという大義名分の前には、どうしてもやはり役所としては、それに対応しながら、ではできるだけ当該町村の住民の方の御満足いただけるようにするに一体どうサ―ビスを改善するんだ、これが一番大事なわけですね。

だから、そういう点につきまして、今星野さんがおっしゃるように、これは今度は予算の編成がある。そういう点もよく頼みます、私もやりませうけれども、だから、そういう点でよく御意見はわ

かりますから、しかし問題になっているところについてはひとつぜひ御理解をさせていただきたい、かように思っています。

○星野委員　大臣の前向きのお答えがございましたので、これから予算獲得について私どもも微力ではありますが、応援をさせていただきたいと存じます。そして、せっかくでありますから一年でも早くコンピュータ化を実現して、そういう切り捨てられた過疎地についても役場なりなんなりに端末をつけてサービスができるようにしていただきたい、そう思っております。

そこで、大臣からお話が出ましたので、便乗するようで恐縮でございますが、実は統廃合の計画にのつていて聞いております新潟県の中魚沼郡津南町の登記所、それから松代町の登記所、これは十日町を将来支局にしてこれに統合したい、こういう計画だと伺っておりますけれども、このそれぞれの建築の年次、建物の構造、建物の耐用年数、それから用地をどういうふうにして手に入れたか、この四点についてお答えください。

○清水港政府委員　これは、松代出張所と津南出張所を十日町出張所に統合いたしまして、これを十日町支局という大規模な法務局の出先機関にしようということを一応考えて進めているものでございます。

まだ話は具体的に進んではいないという状況でございますが、津南出張所につきましては、これは昭和五十八年に現在地に新営されたものでございます。この経緯は、昭和五十六年に津南町役場駐車場が狭隘であるということと解消するために新営するということにいたしましたのでございます。それから、土地、建物はいずれも国有でございます。

それから次に、松代出張所、これは職員数二人でございますが、庁舎は五十四年建築のものでございまして、土地は松代町の町有のものを借り上げております。建物は国有、こういうことになっております。

○星野委員　まさに大臣がお見通しのように、土地は町に提供させたのですよ。そして、昭和五十

八年には津南の庁舎を建て、五十四年には松代の庁舎を建てている。いずれにしても十年あるいは十年ちょっとというふうなことで、鉄筋コンクリートでありますから当然耐用年数は三十年、四十年、こういうことであります。そこで、恐らく役場との話し合いでは、そういう施設をつくるからには数十年はここで登記所として活動しますよ、こういう前提があったと思うわけですが、それが今そういう統廃合の対象になっているというところについては、全く法務省当局の地元に対する不信行為、こう申し上げざるを得ないと思うわけでありまして。

大変遺憾であります。まずこの津南町というのは日本一の豪雪地帯、昭和五十六年には平均最大積雪値が四百四十五センチです。五十九年が四百五十八センチ。六十年が三百三十三センチ。六十年が三百五十八センチ。平成三年が、小雪でしたけれども二百三十九センチ。それから松代町は、五十六年が四百二十センチ。五十九年が四百五十五センチ。六十年が三百四十五センチというふうなことで、いずれにしてもこういう豪雪地帯で住民がどのように暮らしているかというところは、全く想像を絶することです。しかも、松代の役場とかあるいは津南町の役場からはそう大した距離はない、十数キロ、二十キロ弱ということでありまして、最も遠い集落からは四十キロ以上もある、こういうようなところでありまして。

こういうすごい豪雪地帯の住民サービスを切り捨てる、まさにこれは、絶対過疎にならぬように言うけれども、そういうことはありませんよ。それは僕ら経験していることで、まさに国の施策と各省庁の努力の足を引っ張るような結果になることは間違いないと思うわけでありまして、それが結局は国の行政に対する不信を生むことになるわけでありまして、いろいろな地域の問題ありま

しょうけれども、このまさにすごい豪雪地帯の法務局の統合なんかを絶対にやらないように、ひとつ再検討をお願いいたしまして、時間でありませう。

から私の質問を終わります。よろしく御願い申し上げます。

○浜野委員長　田辺広雄君。

○田辺(広)委員　もう時間も最後になりましたので、ごく簡単に要点だけ絞って御質問を申し上げます。簡単に御質問にお答えをいただきたいと思っております。ただ、申し上げることは、本案につきましては決して異議を申し上げる立場ではございませんので、その点だけはひとつ御了承いただきたいと思っております。

まず第一に、これは素朴な質問なんです。七条の地図をつくってということでは先般いろいろ当委員会でも御質問がありました。大体整備がされておりますが、二六とか四〇%とかいう状態、その間にはやはり売買もあれば贈与もあり、また相続もあるというふうなことで、中身は非常に多くの変化を来しております。また、それに加えて未整備のものもたくさんあるのです。例えば年間五十万平方メートルを整備をされました、あと千二百の登記所があるわけですから、計算しますと、大体二十四年間かかるのじゃないか。

私はこれを言うというのじゃなしに、こういう現実的な立場で、今まで我々国民の財産が維持管理をされてきた、そして事件もなしにと思っておりましたら、今詐欺事件は四千五百件あるとか言われますが、それでも私も自分の財産を保全してまいりましたその大きなものは、何といつても公図だと思っております。公図につきましても大変な作業がこれから要すると思っております。特に整備作業には、基本地図をつくっていろいろな地図を整理統合しながら、そしてそれを大体、大体じやないけれども、納得のいくような地図にするということ、そのときに、公共嘱託登記事務の協会というのが実はありまして、それが大きな力になっておるといことを聞いております。

私は、十七条の地図もさることながら、これらほとんど進めなければいけません。一面において、この公図をいかに早く整備して大差のないよ

うにするかということをお考えかということをお伺いしたいと思います。

○清水(逓)政府委員 お答えいたします。

いわゆる土地台帳地図、公図が、十七条の地図が整備されていない地域におきましては唯一の公的な資料でございまして、本当に大事な図面でございまして、そういうものについての維持管理をとかくしつかりやうていかなければならない、こういうことで従来からかなり多額の金をつぎ込んでまいりました。

しかし、これをやっていく上にも、法務局の職員だけでやるというのは大変難しいわけでございまして、私どもとしては、この登記制度を支えるもう一つの制度である土地家屋調査士の皆様方の協力を今まで仰いでまいりました。今後ともこの土地家屋調査士の会員の皆様方に公図の整備、一口に言って整備でございませうけれども、その維持管理を含めまして、積極的な協力をお願いしたい。その具体的な受け皿といたしまして土地家屋調査士で構成する社団法人としての公共嘱託登記土地家屋調査士協会というものがあろうかと考えております。幸い土地家屋調査士会の皆様方はこの点について大変理解を持っておられまして、従来も協力をしていただきましたが、今後とも積極的な協力をお願いしたいというふうに思っております。

○田辺(公)委員 それでは、今の社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託をされる、これにはたくさん払ってみえるのですか。どのぐらいの料金というのか、半分ぐらいが奉仕じゃないかなというふうに私は思うのですが、どうですか。

○清水(逓)政府委員 実は、まことに申しやうなものとおりといえそうかもしれないのですけれども、やはり登記制度の担い手としての土地家屋調査士の皆さん方に私ども期待するところがあるし、ある意味においては甘えというところもあるかもしれません。御指摘のように、確かに通常の営業

ベースでの謝金、謝礼というのは必ずしも払えない。そういう意味では、サービスとして法務行政に協力をさせていただくという意味でこの仕事に協力をさせていただいている面が多々あるということでは、もう否定しようもない事実であるというふうに考えております。

○田辺(公)委員 これはサービスであらうとも、自分の事業にも関係しますから当然のこととございませうし、私の近くの土地家屋調査士だと司法書士などは自分の家に随分地図を持っておりまして、お客さんの注文を受けるたびにそれを調べ、測量したものを全部資料にして持っておる。そういうものが恐らく皆さん方の資料の参考になるだろう、こう思っております。これから十分ひとつ協力をし合いながら皆さん方にやっていただきたいと思っております。

それから、問題は変わりますが、今地図の混乱地域というものがあまして、これは私の方でもやってみえますが、図根点というのを一つ一つ、そこにくいを打ったりいろいろやっておられます。私は名古屋ですが、名古屋市の周辺部へ行きますと、その図根点をせっかくつくっても、現状はどれぐらいそれが残っておるかといないと、七〇〇消滅して三〇〇ぐらいしか残っていない。これを何とか維持しないと、せっかく投資したものが意味ないんじゃないだろうかということ、私どもの名古屋市の請負工事の契約書の中にも、私どもの名古屋市の請負工事の契約書の中にも、もしそれを消滅した場合には復元せよという契約が入れられておるということを聞いたことがありますが、そういうようなことについてはどう思われますか。これは本当に何年もたずに七〇〇が消滅してしまいます。

○清水(逓)政府委員 ある一定時期に非常に乱開発が進みまして、公図が不備なところと申しますけれども、もととも山林原野だった地域については公図というのは余り精度が高くないのでありますけれども、そういうところが事情の変更によりまして住宅地に急変する、こういうようなこととの関

連におきまして、地図を無視した宅地造成等が行われる、しかも地図の境界を無視して現況に即して土地の位置を決めるというようなことがございしますために、地図と現在の土地の位置関係が全く合わない、特に私どもはそういうものを地図混乱地域と申しております。

地図混乱地域における台帳附屬地図というのは、全くこれは用をなさないわけでありませうけれども、そういうものを何とか収束しようということとで、あれは昭和五十四年でございしましたが、基準点設置作業というものを始めたわけとございませう。これは、土地家屋調査士会にお願いしてこういった作業を始めました。ところが、せっかく基準点を置いたものが、先生御指摘のように年が経るに従って非常に亡失してしまふ、道路の掘り返しとかいろいろな工事の関連でせっかくの基準点がなくなくなってしまう。確かに、一つの調査によれば七〇〇%もなくなっているというところもあるわけとございませう。

そこで、平成四年度から、この基準点についてもう一度点検をして、復元できるものは復元作業をしようということと始めました。昨年度は公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託して実施したわけとございませうが、予算はわずかに年約二千万円程度とございませうけれども、これも実情を踏まえながら今後拡大してまいりたい。土地家屋調査士会の先生方の協力を得なければなりませんけれども、そういうものについても努力をしていきたいというふうに考えている次第とございませう。

○田辺(公)委員 次に、コンピュータ化の問題です。

それぞれ委員からいろいろの強い要望が出されておりますが、私どもの名古屋市中でも五つの登記所がありまして、その中の二つがコンピュータ化されております。ですから、できるだけ早くあと三つの登記所を整備していただきたいというお願いと、それからまた、働いている人にもちよつと聞きましたら、インプットするのには大変な作業と労力が要って、また何か職業病のように

なるんじゃないかなんという心配をしているというところで、四十分動いて十五分休んでというようなことがあるんですが、その点はこういうふうにお考えになっていただけますか。

○清水(逓)政府委員 特に名古屋市内はコンピュータ化に非常に熱心でございまして、かなりの部分が御指摘のようにコンピュータ化されております。恐らくあと二、三の登記所のコンピュータ化が完成いたしますと、名古屋市内全部コンピュータ化ということになるのではないかとと思ひます。そういう意味で、今後とも順調な展開が名古屋については図られるのではないかとこのように考えております。

それから、コンピュータ作業を長時間行つた場合に、指とか目等に障害が出るというような問題がございませう。この点につきましては、実は職員の健康管理ということが非常に重要な問題になっておりまして、いわゆるVDT作業というふうには私どもは呼んでおりますが、この作業時間中に小休止をとらせる等の指導を行っております。これは労働省等の定めた一定の基準等があるわけとございませうが、そういう基準を現場の職員に徹底をするということが必要とございませう。

そのために、実はVDT作業従事職員を直接管理監督する職員に對しまして、そういった点での知識とかそういうものを十分に徹底する必要がありますというところから、毎年全国の法務局職員を本省に集めて、この点だけを集中的に講習するということを行つて行っているわけとございまして、特にコンピュータの画面を見る作業に従事する職員につきましては、支障が生じないように十分な配慮をいたしておるつもりとございませう。今後ともそのような努力は続けたい。また、必要な健康診断等も積極的に受けさせるような措置を現在も講じておりますので、問題は生ずることはないのではないかとこのように思っております。

○田辺(公)委員 今後とも十分御注意をいただきたいと思ひますし、またコンピュータ化して

まくいっておつても、やはり働く人が難儀をした
のではないけませんので、このことを強くお願いし
ておきます。

最後に、合棟の問題についてお伺いをいたしま
す。

従来の建物を合棟する、そして、かつてはその
建物についておりました担保が合棟することに
よって全部抹消されてしまったという事件があつ
て、国の方が債権者から訴えられておつたという
事件があつたと思ひます。これは国が敗訴したと
いうことです。その後の問題についてはどうい
ふに措置をされてみえるか、お聞きをしたいと
思ひます。

○清水(逓)政府委員 建物の合体による登記に
關しまして国を相手方としてされた訴訟事件は、過
去において十数件ございませう。その内容は、担保
権のある建物について合体を原因とする滅失登記
がされたことによつて、担保権者が結局登記を一
たん消されたために抵当権の実行ができなくなつ
てしまつた、こういうようなことを理由とするも
のでございませう。

多くの裁判例では、まだ合体とは言えない、し
たがってまだ抵当権の登記は残つてゐるというよ
うな形で、そういう意味でまた国が負けてゐると
いう意味もあるわけですが、そういうよ
うなものについては登記用紙を再び回復する、も
とのとおりに戻すというようにいたしては
それでございませう。大体負けた事件については
そういう措置をとることによつて終了し、場合に
よつては国家賠償、抵当権の実行ができなかつた
ことによる損害賠償請求というふうなものもある
わけですが、それによつても、それはごくわずかで
ある、こういう状況だということに承知いたして
おります。

○田辺(広)委員 時間が参りましたので、最後に。
この合棟という問題については、現場の人たち
は、今までのそういう問題が今度の法改正で全部
解決するんだという事で大變将来に期待を持つ
ております。喜んでおります。

そこで、問題がもう一つありますが、合体に
よつて従前の建物の滅失、合棟後の建物の表示登
記、合棟前の一部建物に権利の登記がされていな
い場合等は、その建物の保存登記を一つの申請書で
行うようになってゐる。この場合、登記済証の作
成は所有者ごとにやる方法はないだろうかという
ことなんです。どうですか。

○清水(逓)政府委員 非常に専門的な、技術的な
問題でございませう。合棟前の建物のどれか一つに
所有権の登記がある場合には、所有権の登記のな
い分については同時に所有権保存登記の申請をし
ていただく。しかし、その結果として、合体後の建
物は共有になるわけではございませう。共有の登
記を新たに作る、こういうことになりませう。

例えば、甲、乙、丙、三人が共有者であるとい
ふ形の登記があります。恐らく御質問の趣旨は、甲、
乙、丙の三人に別々に登記済証をつくるということ
は考えられないかということだと思ひます。け
れども、今までの登記の取り扱ひにおきましては、
そういう共有の登記の場合も登記済証は一通しか
つくらない、それでその一通を三人が共用する。
つまり、甲の持ち分について処分をする場合には
甲がその登記済証を使い、乙がその権利を処分す
る場合には乙がその登記済証を使うという形で、
一通の登記済証を三人が共用するという形になつ
てゐるわけではございませう。今回の合棟の場合も、
合体の登記をするに際しては、所有権の登記がさ
れた場合の登記済証は、共有になる場合にはやは
り共有という形でつくらざるを得ない。所有者
ごとにすれば便利であることは想像できるので
ありますけれども、またそれはそれなりに別な問
題を生む可能性もありませうので、今回の改正法に
よる法律の取り扱ひとしては、共有の形で登記済
証を作成するということになっております。

この点はちよつと先生の御質問には沿えない回
答になりましたが、御理解をいただきたいと思ひ
ます。

○田辺(広)委員 そこで、例えばA、B、Cの建物
を合体した場合に、Aには担保がついておる、ま

た共有になりますとその担保が全部ついてしま
うわけですか。

○清水(逓)政府委員 A、B、Cの建物がある
として、Aの建物に担保がついてゐたという場
合には、もちろん建物の大きさがA、B、Cそれぞ
れ違つてゐる場合は問題でございませうが、仮に同
じ大きさの建物だつたということになりますと、
合体後の建物はA、B、C三者が三分の一の割合
で共有をするということになります。そして、A
の建物についていた担保はAの持ち分三分の一
の上にある担保として登記が移される、こ
ういふことになるわけではございませう。したがつて、
担保権を実行するということになりますと、Aの
持ち分三分の一を競売にかける、こういうこと
になるわけではございませう。

○田辺(広)委員 民事局長、これはだめでしょ
うとおつしやいましたが、そういう水臭いことを言
わないで、ひとつ今後とも御検討いただきたい、
これを申し上げて終わります。ありがとうございます。

○浜野委員 これにて本案に対する質疑は終局
いたしました。

○浜野委員 これより討論に入るのであります
が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決
いたします。

不動産登記法の一部を改正する法律案に賛成の
諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○浜野委員 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

○浜野委員 此の際、ただいま議決いたしました
法律案に対し、太田誠一君外四名から、自由民
主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民
議、日本共産党及び民社党の五派共同提案による
附帯決議を付すべしとの動議が提出されてお
ります。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。小森

龍邦君。

○小森委員 ただいま議題となりました附帯決議
案について、提出者を代表して、その趣旨を御説
明申し上げます。

本案の趣旨につきましては、既に当委員会の質
疑の過程で明らかになっておりますので、この際、
案文の朗読をもつてその説明にかえさせていただきます。

それでは、案文を朗読いたします。

不動産登記法の一部を改正する法律案に
対する附帯決議(案)

政府は、次の諸点について格段の努力をすべ
きである。

一 不動産登記法の現代語化を図ること。

二 不動産登記法第十七条の地図の整備の一層
の促進を図るとともに、地図に準ずる図面に
ついても、更にその整備を図ること。

三 地図等の閲覧手数料等の登記に関する諸負
担は、国民に過度の負担を与えることのない
ように十分に配慮し、適正に設定すること。

四 登記の真正を確保するため、今後とも、登
記申請手続の改善・整備、審査事務の充実、司
法書士・土地家屋調査士等専門家の能力の向
上・活用等の諸施策を推進し、国民の権利の
保全に遺憾なきを期すること。

五 前項の諸施策の実施に当たっては、日本司
法書士会連合会・日本土地家屋調査士会連
合会等関係諸団体の意見を十分聴取するこ
と。

以上であります。

何とぞ本附帯決議案に御賛同くださるようお願
いを申し上げます。よろしくお願ひします。(拍
手)

○浜野委員 これにて趣旨の説明は終わしまし
た。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○浜野委員 起立総員。よつて、本動議のと

り附帯決議を付すことに決しました。

この際、後藤田法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。後藤田法務大臣。

○後藤田法務大臣 ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。(拍手)

○浜野委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報員書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浜野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

(報告書は附録に掲載)

○浜野委員長 次に、内閣提出、商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。後藤田法務大臣。

商法等の一部を改正する法律案

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(本号末尾に掲載)

○後藤田法務大臣 商法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢等にかんがみ、株主による会社の業務執行に対する監督は正機能をより強固にするともに、株式会社の監査役制度の実効性を高めるために必要な措置を講ずるほか、株式会社社債の発行による資金調達の需要の増大の状況にかんがみ、企業の資金調達の方法の合理化を図るとともに、それに伴い、社債権者の保護を強化するため、商法、株式会社

の監査等に関する商法の特例に関する法律及び担保付社債信託法の一部を改正しようとするものでありまして、その改正の要点は、次のとおりであります。

まず商法につきましては、第一に、株主の代表訴訟の遂行に伴う株主の負担を軽減するため、この訴訟の目的の価額を九十五万円とみなすこととするともに、代表訴訟に勝訴した株主はこの訴訟に要した費用で訴訟費用でないものの相当額の支払いを会社に対して請求することができる改正をすることとしております。

第二に、株主が会社の会計帳簿等を閲覧・謄写することができることを容易にするため、閲覧・謄写することができ、株主の持株要件を発行済株式の総数の十分の一から百分の三に緩和する改正をすることとしております。

第三に、株式会社の監査役地位の強化を図るため、監査役任期を二年から三年に延長する改正をすることとしております。

第四に、企業の資金調達の合理化を図るとともに、それに伴い、社債権者の保護を強化するため、社債発行限度に関する規制を廃止し、これにかえて、社債を募集するには、会社は、社債管理会社を定め、社債権者のために社債の管理を行うことを委託することを原則的に義務づけることと、社債管理会社の社債権者に対する義務及びその権限を明確にし、また、社債権者集会における社債権者の議決権の行使を容易にする改正をすることとしております。

次に、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律につきましては、大会社における監査役制度を充実強化するため、第一に、監査役員の数を二人以上から三人以上に増員する改正をすることとしております。

第二に、監査役のうち一人以上は、その就任前五年間、会社またはその子会社の取締役または使用人でなかった者でなければならぬとする改正をすることとしております。

第三に、監査役会を組織し、監

査役会において監査役の協議により監査の方針等を定めるとともに、監査役の報告に基づいて監査報告書を作成しなければならないとする等の改正をすることとしております。

最後に、担保付社債信託法につきましては、担保付社債の募集の公告の制度を廃止して、社債申込証により募集及び申し込みをさせる等の改正をするほか、商法の社債に関する制度の改正に伴い、所要の改正をすることとしております。

次に、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、社債発行限度暫定措置法等を廃止するとともに、非訟事件手続法外六十八の関係法律について規定を整備し、所要の経過措置を定めようとするものであります。

以上が、商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○浜野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時九分散会

商法等の一部を改正する法律案

商法等の一部を改正する法律

(商法の一部改正)

第一条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二百六十七條第四項中「前二項」を「第二項又ハ第三項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

前二項ノ訴ハ訴訟ノ目的ノ価額ノ算定ニ付テハ財産權上ノ請求ニ非ザル請求ニ係ル訴ト看做ス

第二百六十八條ノ二第一項中「第二百六十七

第二項」の下に「又ハ第三項」を、「場合ニ於テ」の下に「其ノ訴訟ヲ行フニ必要ト認ムベキ費用ニシテ訴訟費用ニ非ザルモノヲ支出シタルトキ又ハ」を、「対シ」の下に「其ノ費用ノ額ノ範圍内又ハ」を加える。

第二百七十三條第一項中「二年」を「三年」に改める。

第二百九十三條ノ六第一項中「十分ノ一」を「百分ノ三」に改める。

第二百九十七條を次のように改める。

第二百九十七條 社債ヲ募集スルニハ会社ハ社債管理会社ヲ定メ社債権者ノ為ニ并濟ノ受領、償還ノ保全其ノ他ノ社債ノ管理ヲ為スベキコトヲ委託スルコトヲ要ス但シ各社債ノ金額ガ一億円ヲ下ラザル場合又ハ社債ノ總額ヲ社債ノ最低額ヲ以テ除シタル數ガ五十ヲ下ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二百九十七條の次に次の二条を加える。

第二百九十七條ノ二 銀行、信託会社又ハ担保付社債信託法第五條ノ免許ヲ受ケタル会社ニ非ザレバ社債管理会社タルコトヲ得ズ

第二百九十七條ノ三 社債管理会社ハ社債権者ノ為ニ公平且誠實ニ社債ノ管理ヲ為スコトヲ要ス

社債管理会社ハ社債権者ニ対シ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ社債ノ管理ヲ為ス義務ヲ負フ

第二百九十九條第一項を削る。

第三百一一条第二項第一号中「会社」の下に「及社債管理会社」を加え、同項第九号から第十四号までを次のように改める。

九 第三百四條ノ規定ニ依リ社債ヲ発行スルトキハ其ノ旨及各会社ノ負担部分

十 第三百八條ノ別段ノ定アルトキハ其ノ規定

十一乃至十四 削除

第三百一条第二項第十五号中「前号ノ会社ガ」を削り、「トキハ其ノ旨」を「者アルトキハ其ノ氏名」に改め、同項の次に次の一項を加える。

社債ノ応募額ガ社債申込証ニ記載シタル社債ノ総額ニ達セザルトキト雖モ社債ヲ成立セシムル旨ヲ社債申込証ニ記載シタルトキハ其ノ応募額ヲ以テ社債ノ総額トス

第三百二条後段を削る。

第三百四条を次のように改める。

第三百六条第二項中「第十四号」を「第十号」に改める。

第三百八条中「社債権者ハ」の下に「別段ノ定アル場合ヲ除ク外」を加え、同条ただし書を削る。

第三百九条第一項中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」を「社債管理会社」に、「社債ノ償還ヲ受クルニ」を「弁済ヲ受ケ又ハ償還ノ実現ヲ保全スルニ」に改め、同条第二項中「前項ノ会社ガ社債ノ償還」を「社債管理会社ガ弁済」に改め、同条第三項中「償還額」の下に「利札ト引換ニ利息ノ」を加え、同条の次に次の四条を加える。

第三百九条ノ二 社債管理会社ガ左ノ行為ヲ為スニハ社債権者集會ノ決議ニ依ルコトヲ要ス

一 総社債ニ付為ス支払ノ猶予、不履行ニ因リテ生ジタル責任ノ免除又ハ和解

二 前条第一項ノ行為ヲ除ク外社債ニ付為ス訴訟行為又ハ破産手続、和議手続、更生手続若ハ整理若ハ特別清算ニ関スル手続ニ属スル一切ノ行為

前条第二項ノ規定ハ社債管理会社ガ前項各号ニ掲グル行為ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百九条ノ三 第三百九条第一項ノ行為又ハ前条第一項各号ニ掲グル行為ヲ為ス為必要アルトキハ社債管理会社ハ裁判所ノ許可ヲ得テ社債ヲ発行シタル会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

第三百九条ノ四 社債権者ト社債管理会社トノ利益相反スル場合ニ於テ社債権者ノ為ニ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス必要アルトキハ裁判所ハ社債権者集會ノ請求ニ依リ特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス

第三百九条ノ五 社債管理会社又ハ前条ノ特別代理人ガ社債権者ノ為ニ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス場合ニ於テハ各別ニ社債権者ヲ表示スルコトヲ要セズ

第三百十條中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」を「社債管理会社」に改める。

第三百十一條中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」を「社債管理会社」に、「償還額」を「弁済額」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三百十一條ノ二 社債管理会社ガ本法又ハ社債権者集會ノ決議ニ違反スル行為ヲ為シ之ニ因リテ社債権者ニ損害ヲ生ジタルトキハ其ノ社債管理会社ハ社債権者ニ對シ連帶シテ其ノ賠償ノ責ニ任ズ

社債管理会社ガ自己ノ債權ニ付社債ヲ発行シタル会社ヨリ担保ノ供与又ハ債務ノ消滅ニ関スル行為ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ後三月内ニ其ノ社債ヲ発行シタル会社ガ社債ノ償還若ハ其ノ利息ノ支払ヲ怠リ又ハ其ノ社債を發行シタル会社ニ付支払ノ停止アリタルトキハ其ノ社債管理会社ハ社債権者ニ對シ損害賠償ノ責ニ任ズ但シ社債管理会社ガ誠實ニ為スベキ社債ノ管理ヲ怠ラザリシコト又ハ自己ノ債權ニ付担保ノ供与若ハ債務ノ消滅ニ関スル行為ヲ受ケズトモ社債権者ニ損害ガ生ズベカリシコトヲ証明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三百十二條中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」を「社債管理会社」に改め、同条後段を次のように改める。

此ノ場合に於テ社債管理会社ナキニ至ルベキトキハ子メ事務ヲ承継スベキ社債管理会社ヲ定ムルコトヲ要ス

第三百十二條に次の二項を加える。

前項ノ規定ニ依リ事務ヲ承継スベキ社債管

理会社ガ定メラレタルトキハ社債ヲ發行シタル会社ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ公告シ且知レタル社債権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

社債管理会社ハ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ第一項ノ規定ニ拘ラズ裁判所ノ許可を得テ辞任スルコトヲ得

第三百十三條中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社ガ」を「社債管理会社ガ其ノ義務ニ違反シ又ハ」に改める。

第三百十四條第一項を次のように改める。

社債管理会社ガ第二百九十七條ノ二規定スル会社タラザルモノト為リ第三百十二條第三項ノ規定ニ依リ辞任シ若ハ前条ノ規定ニ依リ解任セラレ又ハ解散シタル場合ニ於テ社債管理会社ナキニ至リタルトキハ社債ヲ發行シタル会社ハ事務ヲ承継スベキ社債管理会社ヲ定メテ社債ノ管理ヲ為スベキコトヲ委託スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ同意ヲ得ル為遲滞ナク社債権者集會ヲ招集シ若シ社債権者集會ノ同意ヲ得ラザリシトキハ其ノ同意ニ代ヘテ裁判所ノ許可ヲ求ムルコトヲ要ス

第三百十四條第二項中「事務承継者」を「事務ヲ承継スベキ社債管理会社」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項前段ニ規定スル場合ニ於テ社債管理会社ナキニ至リタル後二月内ニ社債ヲ發行シタル会社ガ同項ノ規定ニ違反シテ社債権者集會ヲ招集セズ又ハ裁判所ノ許可ヲ求メザルトキハ社債ノ総額ニ付期限ノ利益ヲ失フ

第三百十四條に次の一項を加える。

第三百十二條第二項ノ規定ハ第一項又ハ前項ノ規定ニ依リ事務ヲ承継スベキ社債管理会社ガ定メラレ又ハ選任セラレタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百十七條第三号中「第三百一条第二項第二号」を「第三百一条第一項第一号」に、「第十四号」を「第九号」に改める。

第三百二十條第一項中「社債募集ノ委託ヲ受

ケタル会社」を「社債管理会社」に改め、同条第三項中「会社」を「社債ヲ發行シタル会社又ハ社債管理会社」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ供託ハ社債管理会社アルトキハ其ノ社債管理会社ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第三百二十一條に次の一項を加える。

前条第六項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ供託ニ之ヲ準用ス

第三百二十一條の次に次の一条を加える。

第三百二十一條ノ二 社債権者集會ニ出席セザル社債権者ハ書面ヲ以テ議決權ヲ行使スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ議決權ヲ行使スルニハ書面ニ必要ナル事項ヲ記載シ之ヲ社債権者集會ノ会日ノ前日迄ニ其ノ招集者ニ提出スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ行使セラレタル議決權ノ數ハ出席シタル社債権者ノ議決權ノ數ニ之ヲ算入ス

第三百二十二條第一項中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」を「社債管理会社」に改め、同項に次のただし書を加える。

但シ社債管理会社ニ在リテハ其ノ社債権者集會ガ第三百九条ノ四ノ特別代理人ノ選任ニ関スル事項ニ付招集セラレタルモノナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三百二十二條第二項中「会社」を「社債ヲ發行シタル会社及社債管理会社」に改める。

第三百二十四條を次のように改める。

第三百二十四條 社債権者集會ノ決議ハ出席シタル社債権者ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス但シ第三百九条ノ二第一項、第三百十九條、第三百二十九條第一項、第三百三十條第一項但書及第三百三十三條ニ規定スル社債権者集會ノ目的タル事項ノ決議ニ付テハ第三百四十三條ノ規定ヲ準用ス

第三百二十九條第一項中「五百分ノ一」を「千分ノ一」に改め、同条第二項中「トキハ」を「場合ニ於テ社債権者集會ニ於テ別段ノ定ヲ為サザ

ルトキハ」に改める。

第三百三十条中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」を「社債管理会社」に改め、同条に次の一項を加える。

第三百九条ノ五ノ規定ハ代表者又ハ執行者ガ社債権者集会ノ決議ヲ執行スル場合ニ之ヲ準用ス

第三百三十二条中「社債ノ償還」を「弁済」に改める。

第三百三十六条第一項中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」を「社債管理会社」に、及其ノ事務処理ノ為ニ要スル費用を、其ノ事務処理ノ為ニ要スル費用及其ノ支出ノ日以後ニ於ケル利息並ニ其ノ事務処理ノ為自己ニ過失ナクシテ受ケタル損害ノ賠償ノ額」に改め、同条第二項中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」を「社債管理会社」に、「償還」を「弁済」に、及費用ノ弁済を、費用及其ノ利息ノ弁済並ニ損害ノ賠償」に改める。

第三百三十九条第一項中「第二百三十九条第二項第三項の下に」第二百三十九条ノ二を加え、第二百四十三條及第二百四十四條第一項第二項を、及第二百四十三條に改め、同条第二項中「社債権者集会」を「前項」に改め、同条第三項中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」を「社債管理会社」に、「前項」を「第二項」に改め、「閲覧」の下に「又ハ謄写」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

社債権者集会ノ招集者ハ議事録ヲ作ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ議事録ニハ議事ノ経過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出席シタル社債ヲ発行シタル会社ノ代表者及社債管理会社ノ代表者之ニ署名スルコトヲ要ス

第三百四十条第一項及び第二項中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」を「社債管理会社」に改める。

第四百九十八条第一項中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社、其ノ事務ノ承継者」を「社債管理会社、事務ノ承継スベキ社債管理会社」に改め、

同項第二十号中「第三百三十九条第二項」を「第三百三十九条第三項」に改め、同項第二十二号中「旧社債ノ償還ヲ為サザル」を「第三百三十九条第一項ノ規定ニ違反シテ事務ヲ承継スベキ社債管理会社ヲ定メザリシ」に改める。

（株式会社社債の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正）

第二条 株式会社社債の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「監査役の過半数」を「監査役会」に改め、同条第三項中「監査役は、その過半数の同意」を「監査役会は、その決議に改める。

第六条の二第一項中「監査役は、その決議に改める。」を「監査役会は、その決議に改める。」に改め、同条第二項中「監査役」を「監査役会が選任した監査役」に改める。

第六条の四第一項中「監査役は、その過半数の同意」を「監査役会は、その決議」に改める。

第八条の見出し及び同条第一項、第十二条並びに第十三条第一項中「監査役」を「監査役会」に改める。

第十四条の見出し中「監査役」を「監査役会」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「監査報告書には」の下に「第一項の規定による監査役の報告に基づき」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、各監査役の意見を付記することができる。

第十四条第二項第一号中「自己」を「監査役」に改め、同項を同条第三項とする。

第十四条第一項中「監査役」を「監査役会」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

監査役は、前条第一項の監査報告書の調査その他の監査を終えたときは、監査役会に対し、第三項各号に掲げる事項について報告しなければならない。

第十六条第一項前段中「各監査役」を「監査役会」に改め、「旨の記載」の下に「（各監査役の意見の付記を含む）」を加える。

第十七条第一項中「監査役」を「監査役会又は監査役」に改める。

第十八条第一項中「二人以上」を「三人以上」で、そのうち一人以上は、その就任の前五年間会社又はその子会社の取締役又は支配人その他の使用人になつた者」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（監査役会の組織等）

第十八条の二 会社にあつては、監査役の全員で監査役会を組織する。

2 監査役会は、この法律に定める権限を有するほか、その決議をもつて、監査の方針、会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を定めることができる。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

3 監査役は、監査役会の求めがあるときは、いつでもその職務の執行の状況を監査役会に報告しなければならない。

（監査役会の決議方法等）

第十八条の三 監査役会の決議は、監査役の過半数をもつて行ふ。ただし、第六條の二第一項の決議は、監査役の全員一致をもつて行ふ。

2 商法第二百五十九條第一項本文、第二百五十九條ノ二、第二百五十九條ノ三及び第二百六十條ノ四の規定は、監査役会について準用する。この場合において、同法第二百五十九條第一項本文中「各取締役」とあるのは、各監査役と、同法第二百五十九條ノ二中「各取締役及び各監査役」とあるのは「各監査役」と、同法第二百五十九條ノ三及び第二百六十條ノ四第二項中「取締役及監査役」とあるのは「監査役」と読み替へるものとする。

（監査役の損害賠償責任）

第十八条の四 商法第二百六十六條第二項及び第三項の規定は、監査役のした行為につき同

法第二百七十七條の規定を適用する場合又は同法第二百八十条第一項の規定により同法第二百六十六條ノ三第一項の規定を準用する場合において、その監査役のした行為が監査役会の決議に基づいてされたときについて準用する。

2 商法第二百六十六條ノ三第二項及び第三項の規定は、監査役が第十四條第二項の監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をした場合について準用する。

第十九條の見出しを「（商法の特例等）」に改め、同条中「商法」の下に「第二百八十条第二項」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

会社に関する商法第二百三十八條、第二百七十四條ノ二並びに第四百二十條第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「監査役」とあるのは、「監査役会」とする。

第三十條第一項第三号中「第七條第一項」の下に「第十八條の三第二項において準用する商法第二百六十條ノ四第四項」を加え、同項第六号中「第二百八十二條第一項」の下に「第十八條の三第二項において準用する同法第二百六十條ノ四第三項」を加え、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一 第十八條第一項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監査役に選任しなかつたとき。

（担保附社債信託法の一部改正）

第三条 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テハ其ノ信託会社ハ社債権者ノ為ニ社債ノ管理ヲ為ス

第二条に次の一項を加える。

商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七條ノ規定ハ前項ノ場合ニハ之ヲ適用セ

ス

第十五条第二項中「社債権者集会」の下に「(物上担保付社債ノ社債権者集会ヲ謂フ以下同ジ)」を加える。

第十九条第十号中「第三十二条ニ依ル社債ナルトキハ其ノ事実」を「商法第三百四十二条ノ規定ニ依リ社債ヲ発行スルトキハ其ノ旨」に改める。

第二十條第二項中「其ノ原本ヲ」を削り、「其ノ謄本ヲ各支店ニ」を「之ヲ」に改める。

第二十一条中「信託証書ノ原本又ハ謄本ハ」を削り、「社債応募者ノ請求アルトキハ」を「社債応募者ハ」に、「之ヲ閲覧又ハ謄写セシムベシ」を「前条ノ信託証書ノ閲覧ヲ求メ又ハ会社ノ定メタル費用ヲ支払ヒテ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得」に改める。

第二十二條第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

物上担保付社債ノ社債申込証ニハ商法第三百一条第二項及第三項、第三百四十一条ノ三並ニ第三百四十一条ノ十二に掲ゲタルモノ(社債管理会社ノ商号ヲ除ク)ノ外左ノ事項ヲ記載スベシ

第二十二條第一項第一号を次のように改める。

一 受託会社ノ商号

第二十二條第一項第五号を削り、同項第四号ノ二を同項第五号とする。

第二十二條第一項第六号及び第七号を次のように改める。

六及七 削除

第二十二條第一項第八号中「若ハ其ノ謄本」及び「若ハ謄写」を削り、「場所」の下に「並ニ其ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ為スベキ方法」を加え、同条第二項中「前項ニ」を「前項ノ社債申込証ニ同項ニ」に、「公告スベシ」を「記載スベシ」に改め、同項ただし書中「第十九条第三号乃至第七号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号、第十号及第十五号、第三百四十一条ノ三並ニ第三百四十一条ノ十二」に改め、同項第三

四号中「若ハ其ノ謄本」及び「若ハ謄写」を削り、「場所」の下に「並ニ其ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ為スベキ方法」を加え、同条第三項中「公告」を「社債申込証」に、「為スベシ」を「作ルベシ」に改める。

第二十三條から第三十條までを次のように改める。

第二十三條乃至第三十條 削除

第三十一條を削り、第三十一條ノ二を第三十一條とする。

第三十二條を削り、第三十一條ノ三を第三十二條とする。

第三十三條を削り、第三十三條ノ二を第三十三條とする。

第三十五條中「債券ニハ」の下に「商法第三百六条第二項、第三百四十一条ノ三及第三百四十一条ノ十二に掲ゲタルモノ(社債管理会社ノ商号ヲ除ク)ノ外」を加え、同条第一号を次のように改める。

一 受託会社ノ商号

第三十五條第三号を削り、同条第二号ノ二を同条第三号とし、同条第四号及び第五号を削る。

第三十八條及び第三十九條を次のように改める。

第三十八條及第三十九條 削除

第四十條第一項中「第三百十七條」の下に「第三百四十一条ノ三及第三百四十一条ノ十二」を、「モノ」の下に「(社債管理会社ノ商号ヲ除ク)」を加え、同項第一号中「第十九條第一号、第九号及第十号」を「第十九條第九号」に改め、同項第二号中「第三十五條第二号、第四号及第五号」を「第二十二條第一項第一号乃至第三号」に改める。

「第六章 社債権者集会」を削る。

第四十四條から第五十七條までを次のように改める。

第四十四條乃至第五十七條 削除

第五十八條中「本法」の下に「及商法」を加え、「特ニ」を削り、同条の前に次の章名を付する。

第六章 社債権者集会

第五十九條を次のように改める。

第五十九條 社債権者集会ハ委託会社ノ外受託会社ノヲ招集ス

社債権者集会ニ関シテハ商法第三百二十條第三項及第六項(同法第三百二十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)並ニ第三百二十二條第一項及第二項中「社債管理会社」トアルハ「受託会社」トス

第六十二條を削り、第六十一條第一項中「決議録」を「議事録」に改め、「自ラ其ノ原本ヲ保存シ」を削り、同条第二項を削り、同条を第六十二條とする。

第六十條第一項中「決議録」を「議事録ノ謄本」に改め、「其ノ謄本ヲ五年間支店ニ」を削り、同条第二項中「委託会社又ハ」を削り、「決議録」を「謄本」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第六十一條とする。

社債権者集会ノ議事録ニ付テハ商法第三百三十九條第二項及第四項中「社債管理会社」トアルハ「受託会社」トス

第五十九條の次に次の一項を加える。

第六十條 社債権者集会ノ決議ハ商法第三百二十四條ノ規定ニ依ルノ外第七十五條及第七十五條ノ二ノ決議ニ付テハ同法第三百四十三條ノ規定ヲ準用ス

第六十三條中「決議ハ」の下に「商法第三百三十條第一項ノ規定ニ拘ラズ」を加える。

第六十四條を次のように改める。

第六十四條 削除

第六十五條中「代表者」を「社債権者集会ノ代表者」に改め、「於テハ」の下に「商法第三百三十條第一項本文ノ規定ニ拘ラズ」を加える。

第六十六條及び第六十七條を削り、第六十七條ノ二を第六十六條とし、第六十七條ノ三を第六十七條とする。

第六十八條に次の一項を加える。

受託会社ハ委託会社及社債権者ニ對シテ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ信託事務ヲ処理スル

義務ヲ負フ

第六十九條を次のように改める。

第六十九條 受託会社ハ社債ノ管理ニ関シテハ本法ニ規定アル場合ヲ除クノ外社債管理会社ト同一ノ權限ヲ有シ義務ヲ負フ

第七十七條第一項ただし書中「及第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者」を削り、同条第二項中「第二十一條及第三十一條」を「及第二十一條」に改める。

第七十九條から第八十一條までを次のように改める。

第七十九條乃至第八十一條 削除

第八十二條第一項の次に次の一項を加える。

商法第三百九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十四條から第八十七條までを次のように改める。

第八十四條乃至第八十七條 削除

第八十八條第四項を削る。

第八十九條第二項中「トキ」を「トキハ商法第三百九條ノ四ノ規定ニ拘ラズ」に改める。

第九十一條第一項中「受託会社ハ」の下に「商法第三百三十六條第一項ノ規定ニ拘ラズ」を加え、同条に次の一項を加える。

商法第三百三十六條第二項ノ規定ハ第一項ノ報酬ヲ受クルコトニ之ヲ適用セズ

第九十二條第一項中「委託会社ハ」の下に「商法第三百三十六條第一項ノ規定ニ拘ラズ」を加え、同条第三項を次のように改める。

商法第三百三十六條第二項ノ規定ハ第一項ノ費用及其ノ利息ノ償還並ニ損害ノ賠償ヲ受クルコトニ之ヲ適用セズ

第九十五條第一項中「第六十四條第一項ニ依リ選任セラレタル」を「社債権者集会ノ」に改める。

第二百二條ただし書中「及第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者」を削る。

処シ又ハ之ヲ併科ス」に改める。

第九百九条を次のように改める。

第九百九条 法人（法人ニ非ザル社團又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノヲ含ム以下本項ニ於テ同ジ）ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ同条ノ罰金刑ヲ科ス

前項ノ規定ニ依リ法人ニ非ザル社團又ハ財団ヲ処罰スル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人ガ其ノ訴訟行為ニ付其ノ社團又ハ財団ヲ代表スルノ外法人ヲ被告人トスル場合ノ刑事訴訟ニ關スル法律ノ規定ヲ準用ス

第九百十條中「第二十九條第一項ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者、第六十四條」を「社債権者集會」に、「五百以上五百円」を「百万円」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 本法ノ規定ニ違反シ正當ノ事由ナクシテ書類ノ閲覧若ハ謄写又ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ拒ミタルトキ

第九百十條に次の十五号を加える。

五 本法ニ依ル主務官庁ノ命令ニ違反シタルトキ

六 本法ニ依ル主務官庁ノ検査ヲ妨ゲタルトキ

七 社債権者集會ノ決議ニ依ルベキ場合ニ於テ之ニ依ラズ又ハ之ニ違反シタルトキ

八 社債権者集會又ハ其ノ代表者ニ對シテ不實ノ報告ヲ為シ又ハ事実ヲ隠蔽シタルトキ

九 第六條ノ規定ニ違反シタルトキ

十 第八條ノ規定ニ違反シタルトキ

十一 第十七條第一項又ハ第九十七條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

十二 第二十二條第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シテ社債申込証ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ又ハ不實ノ記載ヲ為シタルトキ

第十三 第三十五條ノ規定ニ違反シテ債券ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ又ハ不正ノ記載ヲ為シタルトキ

第十四 第三十六條ニ定メタル手続ヲ履行セズシテ債券ヲ交付シタルトキ

第十五 第七十條第二項ニ依リ担保権ノ保存又ハ実行ヲ怠リタルトキ

第十六 第八十八條第一項又ハ第三項ノ規定ニ違反シタルトキ

第十七 第九十五條第一項ニ依ル検査ヲ妨ゲタルトキ

第十八 第九十五條第一項ニ定メタル事務ノ引継ヲ怠リタルトキ

第十九 第九十九條ノ二ニ依ル登記ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置の原則）

第二條 改正後の商法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律及び担保付社債信託法の規定（罰則を除く。）は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前のこれらの法律によって生じた効力を妨げない。

（代表訴訟に関する経過措置）

第三條 この法律の施行前に商法第二百六十七條第二項又は第三項（これらの規定を同法又は他の法律において準用する場合を含む。）の訴えが提起された場合においては、その訴訟の目的の価額の算定に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（監査役任期に関する経過措置）

第四條 この法律の施行の際現に存する株式会社の監査役がこの法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお

従前の例による。

（旧社債に関する経過措置）

第五條 この法律の施行前に社債（担保付社債を除く。以下この条、次条及び附則第十四条において同じ。）の募集の決議があつた場合においては、その社債に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（旧社債の社債権者集會に関する経過措置）

第六條 前条に規定する場合においても、この法律の施行後に招集手続が開始される社債の社債権者集會に関しては、同条の規定にかかわらず、改正後の商法第三百二十一條ノ二、第三百二十四條、第三百二十九條及び第三百三十九條の規定を適用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「社債管理会社」とあるのは、「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」とする。

（大会社の監査等に関する経過措置）

第七條 この法律の施行の際現に存する株式会社で株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二條各号の一に該当するものについては、改正後の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の規定は、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、適用しない。

（旧担保付社債に関する経過措置）

第八條 この法律の施行前に担保付社債について信託契約が締結された場合においては、その担保付社債に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。ただし、信託証書の備置き、その閲覧又は謄写及びその謄本又は抄本の交付、受託会社に対する担保付社債の募集の委任並びにそれにより生じる受託会社の権能及び義務並びに受託会社及びそれ以外の者による担保付社債の総額の引受け並びにそれにより生じるこれらの者の権能及び義務については、この限りでない。

（旧担保付社債の分割発行に関する経過措置）

第九條 前条本文に規定する場合においても、この法律の施行前にその信託契約により社債の総額を数回に分けて発行することとされた担保付社債でこの法律の施行後に発行されるものに関しては、同条本文の規定にかかわらず、改正後の商法及び担保付社債信託法を適用する。

（旧担保付社債の社債権者集會に関する経過措置）

第十條 附則第八條本文に規定する場合においても、この法律の施行後に招集手続が開始される担保付社債の社債権者集會に関しては、同条本文の規定にかかわらず、改正後の商法及び担保付社債信託法を適用する。

（旧担保付社債の期限の利益の喪失に関する経過措置）

第十一條 附則第八條本文に規定する場合においても、この法律の施行後に委託会社が定期にするべき担保付社債の一部の償還又は利息の支払を怠つたときにおける期限の利益の喪失に関しては、同条本文の規定にかかわらず、商法第三百三十四條及び第三百三十五條の規定を適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十二條 この法律の施行前にした行為及びこの法律附則の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（商法中改正法律施行法の一部改正）

第十三條 商法中改正法律施行法（昭和十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五十六條を次のように改める。

第六十條を次のように改める。

第六十條 削除

第六十一條中「償還額」を「弁済額」に、「償還」を「弁済」に改める。

（商法中改正法律施行法の一部改正に伴う経過措置）

第十四條 附則第五條の規定により従前の例によることとされる場合における社債に係る募集の

委託を受ける者並びに社債権者集會に係る供託及び公告方法に關しては、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

理由

会社をめぐめる最近の社会經濟情勢等にかんがみ、株主による会社の業務執行に対する監督は正機能により強固にするため、代表訴訟の遂行に伴う株主の負担を軽減するとともに株主の會計帳簿等の閲覧・写権の特権要件を緩和し、監査役制度の実効性を高めるため、監査役の任期を延長するとともに大会社について監査役を増員して監査役会の制度を設けることとし、あわせて、株式会社の資金調達の方法を合理化し、及び社債権者の保護を強化するため、社債発行限度に関する規制を廃止するとともに発行会社が社債権者のために社債管理会社に社債の管理を委託することを義務付けることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(一般電気事業会社の社債発行限度に関する特例法の廃止)

第一条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 一般電気事業会社の社債発行限度に関する特例法(昭和五十一年法律第五十九号)

二 社債発行限度暫定措置法(昭和五十二年法律第四十九号)

(非訟事件手続法の一部改正)

第二条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三百三十五条ノ十五中「第三百三十二条を」第三百三十九条ノ三、第三百三十九条ノ四、第三百三十二条

第三項に、「第三百三十四条第二項を」「第三百三十四条第一項及び第三項」に改める。

第三百三十五条ノ十六第一項中「第三百三十二条」

を「第三百三十九条ノ四ノ規定ニ依ル選任、同法第三百三十二条第三項に、」又ハ同法第三百三十四条第二項を、同法第三百三十四条第一項ノ規定ニ依ル許可又ハ同条第三項」に改める。

第三百三十五条ノ十八中「商法」の下に「第三百三十九条ノ三ノ規定ニ依ル許可又ハ同法を加える。

第三百三十五条ノ二十第一項中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」を「社債管理会社」に改める。

(非訟事件手続法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 商法等の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)附則第五條の規定により従前の例によることとされる場合における社債に係る報酬及びその事務処理のために要する費用に係る許可の事件に關しては、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(農林中央金庫法の一部改正)

第四条 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条ノ四第一項第一号中「募集」の下に「又ハ管理」を加え、同条第二項中「担保附社債信託法及商法中改正法律施行法」を「及担保附社債信託法」に改める。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第五条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八條ノ七第一項第一号中「募集」の下に「又ハ管理」を加え、同条第二項中「担保附社債信託法及商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)」を「及担保附社債信託法」に改める。

(農林中央金庫法及び商工組合中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 商法等の一部を改正する法律附則第十四條の規定により従前の例によることとされる場合における農林中央金庫又は商工組合中央金庫の社債の募集の受託に關しては、前二條の規定の施行後も、なお従前の例による。

(有限会社法の一部改正)

第七条 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一條第二項中「第五項」を「第六項」に改める。

(商法の一部改正に伴う有限会社法に係る経過措置)

第八条 商法等の一部を改正する法律附則第三条の規定は、有限会社の社員が取締役の責任を追及する訴えについて準用する。

(保險業法の一部改正)

第九条 保險業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条ノ三第二項中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改める。

第十五条ノ三第二項中「第五項」を「第六項」に改める。

(商法の一部改正に伴う有限会社法に係る経過措置)

第八条 商法等の一部を改正する法律附則第三条の規定は、有限会社の社員が取締役の責任を追及する訴えについて準用する。

(保險業法の一部改正)

第九条 保險業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条ノ三第二項中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改める。

第五十七條第二項中「第五項」を「第六項」に改める。

第六十七條第一項ただし書中「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」を「同法」に、「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改める。

(商法等の一部改正に伴う保險業法に係る経過措置)

第十条 商法等の一部を改正する法律附則第三条の規定は相互会社の社員が取締役の責任を追及する訴えについて、同法附則第四条の規定は相互会社の監査役の任期について、同法附則第七條の規定は相互会社で保險業法第六十七條第一項において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二條各号の一に該當するものについて準用する。

(企業再建整備法の一部改正)

第十一条 企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第三十四條の七を次のように改める。

第三十四條の七 削除。

(農業協同組合法等の一部改正)

第十二條 第一号に掲げる法律の規定中「募集」の下に「又ハ管理」を加え、第二号に掲げる法律

の規定中、「商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)」を削る。

一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十條第九項第一号、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)

第九條の八第九項第一号並びに信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十三條第八項第一号及び第五十四條第七項第一号

二 農業協同組合法第十條第九項、中小企業等協同組合法第九條の八第十二項及び信用金庫法第五十三條第十七項

(農業協同組合法等の一部改正及び商法の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 第六條の規定は、前条(第二号)に係る部分に限る。の規定による農業協同組合法、中小企業等協同組合法及び信用金庫法の一部改正に伴う経過措置に關して準用する。

2 商法等の一部を改正する法律附則第三条の規定は、中小企業等協同組合の組合員又は信用金庫若しくは信用金庫連合会の組合員がそれぞれ理事、監事又は清算人の責任を追及する訴えについて準用する。

(証券取引法の一部改正)

第十四條 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項中「社債募集の受託会社」を「商法第二百九十七條に規定する社債管理会社又は担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第二條第一項に規定する信託契約の受託会社」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第十五條 地方財政法(昭和二十三年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第五條の四中「から第三百三十一條まで」を「第三百十條、第三百三十一條」に改め、「規定中」の下に「社債管理会社」とあるのは「地方債ノ募集又ハ管理ノ委託ヲ受ケタル会社」と、を「証券」と、の下に「同法」を加える。

(商法の一部改正に伴う地方財政法に係る経過措置)

第十六条 商法等の一部を改正する法律附則第五条の規定は、この法律の施行前に地方債が発行された場合におけるその募集の委託を受けた会社の権限及び義務並びに地方債権者の償還額の支払の請求について準用する。

(放送法の一部改正)

第十七条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第七項中「前六項」を「前各項」に、「の外」を「のほか」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 協会は、発行済みの放送債券の借換えのため、一時前項の規定による制限を超えて放送債券を発行することができる。この場合においては、発行する放送債券の払込みの期日(数回に分けて払込みをさせるときは、第一回の払込みの期日)から六箇月以内にその発行額に相当する額の発行済みの放送債券を償却しなければならない。

(商法の一部改正に伴う放送法に係る経過措置)

第十八条 第三条の規定はこの法律の施行前に発行された放送債券に係る報酬及びその事務処理のために要する費用に係る許可の事件について、商法等の一部を改正する法律附則第五条の規定はこの法律の施行前に発行された放送債券について、同法附則第六条の規定はこの法律の施行後に招集手続が開始される放送債券の債権者の集会について準用する。

(住宅金融公庫法等の一部改正)

第十九条 次に掲げる法律の規定中「から第三百一十一条まで」を「第三百十条及び第三百一十一条」に改める。

一 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)第二十七條の三第六項
二 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年

法律第百十号)第五十二條第五項

三 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)第三十八條第七項

四 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第二十七條第六項

五 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)第三十四條第七項

六 農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第三十五條第七項

七 国際協力事業団法(昭和四十九年法律第六十二号)第三十一條第七項

八 中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号)第二十九條第七項

九 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)第四十七條第七項

十 外資埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)第二条第九項

十一 住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)第五十五條第八項

十二 日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)第三十二條第七項

十三 社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号)第三十條第七項

十四 日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)第四十條第八項

十五 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第八條第八項

十六 鉄道整備基金法(平成三年法律第四十六号)第二十八條第七項

2 次に掲げる法律の規定中「から第三百一十一条まで(受託会社を」を「第三百十條及び第三百一十一條(社債管理会社」に改める。

一 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)第二十五條の二第六項

二 石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)第三十七條第五項

三 日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)第二十六條第七項

四 森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十五号)第三十三條第七項

五 北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)第二十七條第六項

六 公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)第二十五條第二項

七 労働福祉事業団法(昭和三十二年法律第百二十六号)第二十六條第七項

八 船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)第二十六條第七項

九 首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第百三十三号)第三十七條第七項

十 海外経済協力基金法(昭和三十五年法律第百七十三号)第二十九條の二第七項

十一 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)第二十六條第七項

十二 年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)第二十六條第八項

十三 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)第三十九條第七項

十四 阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)第三十六條第七項

十五 地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)第二十六條第七項

十六 金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)第二十五條第七項

十七 石炭鉱業賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)第三十八條第五項

十八 日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)第二十九條第七項

十九 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第二十六條第七項

二十 新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第百十五号)第二十九條第七項

二十一 動力炉・核燃料開発事業団法(昭和四十二年法律第七十三号)第三十三條第七項

二十二 石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)第二十五條第七項

二十三 日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)第二十九條第七項

(商法の一部改正に伴う住宅金融公庫法等に係る経過措置)

第二十條 商法等の一部を改正する法律附則第五条の規定は、この法律の施行前に前条各号に掲げる法律に基づき債券が発行された場合におけるその募集の委託を受けた会社の権限及び義務並びに債券に係る債権者の償還額の支払の請求について準用する。

(船主相互保険組合法の一部改正)

第二十一條 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第四十四條第一項後段中「十分ノ一」を「十分ノ三」に改める。

第四十八條第二項後段中「商法」を「同法」に、「十分ノ一」を「十分ノ三」に改める。

(商法の一部改正に伴う船主相互保険組合法に係る経過措置)

第二十二條 商法等の一部を改正する法律附則第三条の規定は、船主相互保険組合の組合員が発起人、理事、監事又は清算人の責任を追及する訴えについて準用する。

(会社更生法の一部改正)

第二十三條 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第六十一條を次のように改める。

第六十一條 削除

第二百五十五條第六項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「あらたに払込」を「新たに払込み」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二百五十六條第三項を削る。

第二百五十七條第三項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第三項」を削る。

第二百五十九條第三項中「第四項」を「及び第四項」に、「第二百五十六條第三項及び」を「並

びに」に改める。

第二百六十条第六項中、「第四項」を「及び第四項」に、「第二百五十六條第三項及び」を「並びに」に、「前五項」を「前各項」に改める。
(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 この法律の施行前に担保付社債について信託契約が締結された場合においては、その担保付社債に係る更生手続に属する一切の行為に関しては、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(長期信用銀行法の一部改正)

第二十五条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第三号中「社債募集」を「社債の管理」に改め、同項第五号中「募集」の下に「又は管理」を加える。

第十條第二項中「(明治三十二年法律第四十八号)の下に」第二百九十七條「社債管理会社に対する社債の管理の委託」及び「を」を加え、「未払込」を「未払込み」に改める。

第十一條第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に、「左の」を「次に掲げる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

(長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六條 商法等の一部を改正する法律附則第五條の規定により従前の例によることとされる場合における長期信用銀行が発行する債券の総額に関しては、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(電源開発促進法の一部改正)

第二十七條 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 削除

第三十九條中「次の各号に掲げる」を「第十五條第五項、第三十條又は第三十三條の規定の」

に改め、同条各号を削る。

(国際電信電話株式会社法の一部改正)

第二十八條 国際電信電話株式会社法(昭和二十七年法律第三百一十一号)の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

第六條 削除

第十六條中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

(労働金庫法の一部改正)

第二十九條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四十二條中「第三項まで」を「第四項まで」に改める。

第五十八條の二第五項第一号中「募集」の下に「又は管理」を加え、同条第十項中「商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)」を削る。

第六十八條前段中「第三項まで」を「第四項まで」に改める。
(労働金庫法の一部改正及び商法の一部改正に伴う経過措置)

第三十條 第六條の規定は、前条の規定による労働金庫法の一部改正に伴う経過措置に関して準用する。

2 商法等の一部を改正する法律附則第三條の規定は、労働金庫又は労働金庫連合会の会員が理事、監事又は清算人の責任を追及する訴えについて準用する。

(外国為替銀行法の一部改正)

第三十一條 外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第四項第六号中「募集」の下に「又は管理」を加える。

第九條の四第二項中「(明治三十二年法律第四十八号)」の下に「第二百九十七條(社債管理会社に対する社債の管理の委託)及び」を加える。

第九條の五中第一項を削り、第二項を第一項

とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に、「左の」を「次に掲げる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

(外国為替銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二條 第二十六條の規定は、前条の規定による外国為替銀行法の一部改正に伴う経過措置に関して準用する。

(電気事業法の一部改正)

第三十三條 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十九條を次のように改める。

第四十條第一項中「一般電気事業者」を「一般電気事業者たる会社」に改める。

第二百二十二條第一号中「第三十八條第一項」を「又は第三十八條第一項」に改め、「又は第三十九條ただし書」を削る。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)

第三十四條 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項前段中「社債募集の受託の禁止」を「社債管理会社等となることの禁止」に改める。

(銀行法の一部改正)

第三十五條 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項第七号中「募集」の下に「又は管理」を加える。

(関西国際空港株式会社法の一部改正)

第三十六條 関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。

第十三條第一項第二号中「商法」の下に「(明治三十二年法律第四十八号)」を加える。

(日本電信電話株式会社法の一部改正)

第三十七條 日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。

第七條 削除

第二十二條中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

(東京湾横断道路の建設に関する特別措置法の一部改正)

第三十八條 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第七條の見出しを「(社債の発行方法)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正)

第三十九條 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

第三條 削除

第二十條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

附則第四條第一項中「商法」の下に「(明治三十二年法律第四十八号)」を加える。

附則第十四條を次のように改める。

第十四條 削除

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)

法律第 号) 第一条の規定による改正前の商法」とする。

(日本航空株式会社法を廃止する等の法律の一部改正)

第四十一条 日本航空株式会社法を廃止する等の法律(昭和六十二年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

(特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正)

第四十二条 特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十一条を削る。

(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正)

第四十三条 特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十七条を削る。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

理 由

商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、社債発行限度暫定措置法等を廃止するとともに、非訟事件手続法その他の関係法律の規定を整備し、及び所要の経過措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成五年四月十五日印刷

平成五年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P